

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

令和元年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

ア 耐震化・空調設備整備の推進	3
イ 学校の老朽化対策等	6
ウ 教育の情報化の推進	8
エ 学校の適正配置等	11

(2) 学校における働き方改革に関すること

ア 学校における働き方改革 [重点取組項目]	13
------------------------	----

(3) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用	15
イ 教員の健康管理	17
ウ 教員の服務管理	22

(4) 研修に関すること

ア 研修の実施	24
イ 教育研究・自己研修支援	28

(5) 児童生徒の就学等に関すること

ア 通学区域の弾力的な運用	30
イ 就学援助	33
ウ 私立幼稚園就園奨励費	35

(6) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

(ア) 学力の向上 [重点取組項目]	36
(イ) 徳育の充実	42
(ウ) 体力の向上	46
(エ) 平和教育の推進 [重点取組項目]	49
(オ) 文化芸術教育の推進	53
(カ) 多様な教育の推進	55
(キ) 少人数教育（きめ細かな教育）の推進	59

イ 魅力ある高校づくりの推進	61
----------------	----

ウ 幼児教育の推進	65
-----------	----

エ 生徒指導に関すること

(ア) いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	68
----------------------------	----

オ 特別支援教育に関すること

(ア) 特別支援教育の充実	77
(イ) 特別支援学校における教育の充実	86
(ウ) 就学・教育相談	91

カ 開かれた学校づくり	94
(7) 教科書等の取扱いに関すること	
ア 教科書等の取扱い	97
(8) 保健・衛生等に関すること	
ア 学校保健の推進に関すること	
(ア) 感染症等の予防や発生時の措置	99
(イ) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育	102
イ 子どもの安全対策の推進に関すること	
(ア) 学校事故の防止	104
(イ) 通学時の事件・事故の防止	106
(ウ) 災害時の安全確保	110
ウ 安全でおいしい給食の推進	112
エ 食育の推進	115
(9) 私立学校の振興に関すること	
ア 私学助成	119
2 青少年の育成に関する事務	
(1) 青少年の健全育成等に関すること	
ア 放課後等の子どもの居場所の確保 [重点取組項目]	121
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	125
ウ 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	129
エ 青少年総合相談センターにおける支援	135
オ 地域団体等の活動の支援	138
カ 青少年教育施設の管理運営等	139
キ ひきこもりがちな青少年への支援	143
ク 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業	145
3 その他の主な事務	
(1) 広報に関すること	
ア 広報	149

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要	151
2 聴取した意見	151

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	153
(2) その他の主な活動	157
2 教育委員会事務局・教育機関等組織図	159
3 広島市立学校の児童生徒数等	160
4 平成30年7月豪雨災害に係る主な対応等	161

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成 30 年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 前回点検・評価における課題への対応方針

(ウ) 平成 30 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価及び課題

(オ) 課題への対応方針

イ 重点取組項目

平成 30 年度の重点取組項目としては、広島の子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として「学校における働き方改革」、

(イ) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力の向上」、

(ウ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(エ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」

を、また、

(オ) 共働き家庭が増加する中、今後ますます重要となる子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として「放課後等の子どもの居場所の確保」

を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和元年 8 月 1 日（木）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 間瀬 茂夫 広島大学大学院 教育学研究科 教授

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 学校教育に関する事務

(1) 教育機関の設置、管理、設備等に関すること

ア 耐震化・空調設備整備の推進

第1 事務の目的・概要

1 学校校舎等の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、校舎等の耐震化に取り組んでいる。

この校舎等の耐震化は、平成 27 年度末までの完了を目標に進めていたが、入札不調等により工事発注が遅れ、一部の学校について未了であるため、早期に完了するよう、引き続き取り組む。

また、窓ガラスの飛散防止等屋内運動場の非構造部材の耐震化について、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間で完了するよう取り組む。

2 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等（屋内運動場と一部の特別教室等を除く。）への空調設備整備に取り組むこととし、未整備の幼稚園、小・中学校について、耐震化工事に併せて整備する。

この整備については、校舎耐震化の前倒しに併せて平成 27 年度末までに完了する計画で進めていたが、耐震化工事の遅れ及び空調設備工事の入札不調等により遅れが生じ、一部の学校が未了であるため、早期に完了するよう、引き続き取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学校校舎等の耐震化

広島商業高等学校について、工事中の 2 棟について平成 30 年度に完了する。

似島学園小・中学校について、平成 30 年度に 4 棟、平成 31 年度（令和元年度）以降に 2 棟にそれぞれ着工し、早期の完了を目指す。

大手町商業高等学校については、広島みらい創生高等学校の校舎建設が完了後、その機能を同校へ移転する。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、窓ガラス、照明灯、バスケットゴール、バトン等の落下防止対策を着実に進める。

2 空調設備整備の推進

似島学園小・中学校について、校舎の耐震化完了後、平成 30 年度中の完了を目指す。

第3 平成 30 年度における管理・執行状況

1 学校校舎等の耐震化

耐震化対象校のうち未完了の広島商業高等学校 2 棟については完了し、似島学園小・中学校の 4 棟については着工した。

大手町商業高等学校については、その機能を広島みらい創生高等学校へ移転した。

屋内運動場の非構造部材の耐震化については、窓ガラス飛散防止対策は 48 校を計画し、既
に実施済みであった 28 校を除く 20 校を実施、バトン調査は 61 校を計画し全ての学校を実施、
バトン改修は 60 校を計画し、調査の結果改修が不要となった 49 校を除く 11 校のうち 1 校を
実施、照明灯落下防止対策は 57 校を計画し、既に実施済みであった 11 校を除く 46 校を実施、
バスケットゴール落下防止対策は、23 校を計画し 1 校を実施した。

また、6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、府内の小学校のブロック塀が倒
壊し、児童が亡くなる事故が起きたことを受け、本市の学校施設にあるブロック塀について調
査を行った結果、96 園校でブロック塀を確認した。これらについては、現行法令に適合して
いないこと及び適合の判定ができず安全性が確認できなかったことから、全て撤去した上で
新たにネットフェンスなどを設置する方針とした。

2 空調設備整備の推進

似島学園小・中学校については、校舎の耐震化工事の入札不調により遅れが生じたため、着
工できなかった。

また、国の平成 30 年度第一次補正予算において、普通教室を優先対象とした空調設備の整
備に対する臨時特例交付金が創設されたことから、この交付金を活用して教育環境の一層の
向上を図るため、小学校では「ふれあいひろば」として、中学校では「少人数指導のための教
室」として使用している余裕教室（普通教室）に空調設備を整備する方針とし、対象校の調査
を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校校舎等の耐震化

(1) 評価

校舎の耐震化について、計画どおり取り組むことができた。（図表 1）

平成 30 年度末までに、合計 167 園校 290 棟の校舎（機能移転した大手町商業高等学校校
舎を含む。）の耐震工事が完了し、学校施設の耐震化を進めることができた。

なお、屋内運動場の非構造部材の耐震化については、おおむね計画どおり取り組むことが
できたが、バトン改修及びバスケットゴール落下防止対策については、着手が遅れ計画校数
に至らなかった。

また、学校施設のブロック塀の安全対策について、ブロック塀の設置状況を把握し、それ
を踏まえて方針を決定し、児童生徒の安全確保への取組に着手できた。

(2) 課題

似島学園小・中学校の 6 棟について、できるだけ早期に完了するよう取り組む必要があ
る。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化については、平成 30 年度に実施できなかった学
校について早期に実施するとともに、平成 31 年度（令和元年度）以降の計画も着実に進め
る必要がある。

また、学校施設のブロック塀の安全対策について、できるだけ早期に完了させるため、
個々の設置状況による課題に応じた対応策を講じる必要がある。

2 空調設備整備の推進

(1) 評価

未整備の残り 2 校である似島学園小・中学校について、校舎の耐震化工事の遅れにより計画どおり取り組むことができなかった。(図表 1)

また、国の補正予算を活用し、小学校の「ふれあいひろば」と中学校の「少人数指導のための教室」への整備を決定し、教育環境の一層の向上を図る取組に着手できた。

(2) 課題

似島学園小・中学校について、平成 31 年度（令和元年度）中に普通教室のある校舎の耐震化が完了するため、できるだけ早期に完了するよう取り組む必要がある。

また、小学校の「ふれあいひろば」と中学校の「少人数指導のための教室」への空調整備については、平成 31 年度（令和元年度）中の整備を計画しており、計画どおり着実に進める必要がある。

【図表 1】学校施設の耐震化・空調整備整備の実績及び計画

区 分	～平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度 (令和元年度)		令和 2 年度以降	
	しん 竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率	竣工	耐震化・ 空調整備率
耐震化	棟 294	% 93.0	棟 39	% 98.7	棟 0	% 98.7	棟 3	% 99.1	棟 5	% 99.9	棟 1	% 100.0
空調整備 整備	園校 145	% 68.3	園校 58	% 93.8	園校 12	% 99.1	園校 0	% 99.1	園校 2	% 100.0	園校 0	% 100.0

- 平成 31 年 4 月 1 日現在、耐震化の対象は、校舎 295 棟、屋内運動場 47 棟、合計 342 棟である。耐震化率は、竣工した棟数の累計と新耐震基準で建設されるなど耐震性能が確保されている棟を含めた棟数を分子とし、総棟数 703 棟を分母として算出している。なお、平成 27 年度以前の耐震化率を算出する分母は、増築又は減築などにより棟数の増減があるため年度ごとに異なる。
- 平成 31 年 4 月 1 日現在、空調整備整備の対象は、幼稚園 19 園、小学校 137 校、中学校 61 校、合計 217 園校である。空調整備率は、竣工した園校数の累計と空港対策等で空調整備済みの 8 校を含めた園校数を分子とし、総園校数 225 園校を分母として算出している（平成 28 年度に石内北小学校を含む。）。なお、平成 27 年度以前の空調整備率を算出する分母は、廃園等による増減があったため年度ごとに異なる。

第 5 課題への対応方針

1 学校校舎等の耐震化

似島学園小・中学校について、平成 31 年度（令和元年度）において工事中の 4 棟を完了させ、残る 2 棟にそれぞれ着工し、早期の完了を目指す。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化について、窓ガラス、照明灯、バスケットゴール、バトン等の落下防止対策を着実に進める。

また、学校施設のブロック塀の安全対策について、塀を挟んだ隣地の関係者との調整を行うとともに、速やかに工法を確定し、できるだけ早期に完了するよう取り組む。

2 空調整備整備の推進

似島学園小・中学校について、校舎の耐震化完了後、平成 31 年度（令和元年度）中の完了を目指す。

また、小学校の「ふれあいひろば」と中学校の「少人数指導のための教室」への空調整備については、できるだけ早期に完了するよう、市長事務部局の関係課等とも協力し早期の発注に努める。

第1 事務の目的・概要

学校施設は、その多くが建設後 30 年以上経過して老朽化が進行しており、良好な教育環境を維持するため、外壁改修、屋上防水、グラウンド整備、トイレ改修などの大規模な改修や、給排水設備の破損、雨漏りへの対策、破損ガラスの取替えなどの修繕、多目的トイレやスロープの設置などの福祉環境整備などに取り組んでいる。

実施に当たっては、学校から要望や意見を聞き、専門の技術職員が現場を確認した上で、緊急度や必要性を判断しながら行う。

また、学校施設の中長期的な整備計画（以下、この項目において「長寿命化計画」という。）を策定し、計画的な施設整備を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

- 1 学校施設の老朽化について、学校からの整備要望等により、緊急度や必要性を判断しながら、優先度の高い箇所から改修工事等を行うとともに、外壁改修や屋上防水等の予防保全となる工事を着実に行う。
- 2 長寿命化計画について、本市の「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、令和 2 年度までに策定する。そのため平成 30 年度は、引き続き必要なデータ整理を行うとともに、老朽化状況の把握や望ましい整備水準等の検討を行う。
- 3 トイレの洋式化については、計画に基づいて着実に整備を進め、令和 2 年度末までに校舎のトイレの洋式化率を全体の 50%とする。

第3 平成 30 年度における管理・執行状況

- 1 学校からの整備要望等に対し、屋上防水、グラウンド整備、給排水設備改修や、多目的トイレ及びスロープの設置等に取り組み、幼稚園 73 件、小学校 1,373 件、中学校 656 件、高等学校 181 件、広島特別支援学校 17 件の合計 2,300 件を実施した。とりわけ、外壁改修については、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修を行うこととし、改修対象の 43 校 53 棟のうち、11 校 12 棟の打音検査及び応急補修を実施した。これらに要した経費は、総額 11 億 3,207 万 4 千円となった。（図表 2）
- 2 長寿命化計画については、計画策定に必要なデータ整理により、学校施設の老朽化状況の把握を行った。
- 3 トイレの洋式化については、65 園校を計画し、調査の結果、改修が不要となった 1 園及び入札不調により着工できなかった 1 校を除く、63 園校 697 個を実施し、これに要した経費は、2 億 5,389 万 9 千円となった。

【図表 2】学校からの整備要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件数	2,748 件	2,645 件	2,664 件	2,560 件	2,300 件
経費	11 億 3,397 万 9 千円	11 億 2,566 万 9 千円	11 億 2,504 万 2 千円	12 億 2,768 万 5 千円	11 億 3,207 万 4 千円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

- (1) 学校からの整備要望等に対し、緊急に措置する必要がある外壁の剝離、給排水設備の破損、雨漏りへの対策、破損ガラスの取替えなどの事後保全に取り組むとともに、多目的トイレ及びスロープの設置などの福祉環境整備により、良好な教育環境の維持・向上を図ることができた。とりわけ、外壁改修については、改修計画に沿った打音検査及び応急補修を行い、予防保全の取組を進めることができた。
- (2) 長寿命化計画については、学校施設の老朽化状況の把握を計画どおり行ったが、望ましい整備水準等の検討の着手にまでは至らなかった。
- (3) トイレの洋式化については、一部の学校の入札不調による遅れを除き、おおむね計画どおり取り組むことができ、学校施設の教育環境を向上させることができた。

2 課題

- (1) 施設の老朽化に起因する事象に対応していくため、日常の維持管理を適切に行いつつ、予定した改修工事等を、今後も着実にを行う必要がある。とりわけ、外壁改修については、引き続き打音検査及び応急補修を行いながら、改修工事に向け、計画に基づいて着実に進める必要がある。
- (2) 長寿命化計画については、令和2年度までに策定するため、これまで行った実態把握を踏まえ、施設の更新及び保全に係る所要額の規模を早急に把握し、望ましい整備水準等の現実的な方針を設定する必要がある。
- (3) トイレの洋式化については、令和2年度末までに校舎のトイレの洋式化率を50%とするため、計画どおり進める必要がある。

第5 課題への対応方針

- 1 学校施設の老朽化については、学校からの整備要望等により、緊急度や必要性を判断しながら、優先度の高い箇所から改修工事等を行う。とりわけ、外壁改修については、引き続き計画に基づき打音検査及び応急補修を行い、改修工事に向けて市長事務部局の関係課等とも協力し着実に作業を進める。
- 2 長寿命化計画については、本市の「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、令和2年度までに策定する。そのため平成31年度（令和元年度）は、施設の更新及び保全に係る所要額の把握を行った上で、学校施設整備の基本的な方針を設定し、個別施設ごとの計画策定に着手する。
- 3 トイレの洋式化については、令和2年度末までに校舎のトイレの洋式化率を50%とするよう、計画に基づき着実に整備を進めるため、市長事務部局の関係課等とも協力し早期発注に努める。

第1 事務の目的・概要

ICT を効果的に活用した「わかる授業」や効率的な校務処理に資するため、教育の情報化を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 情報ネットワークシステムの運用管理

グループウェア等の情報ネットワークシステムを安定的に運用するよう努める。

2 学校教育 ICT 化支援

小・中学校等における算数科・数学科の指導者用デジタル教科書導入に係る効果の検証を踏まえ、他教科の指導者用デジタル教科書導入などを含めて、今後の ICT の活用方策について検討する。

また、学校の ICT 機器を計画的に更新していくとともに、新学習指導要領の実施に対応した ICT 環境整備について引き続き検討していく。

第3 平成 30 年度における管理・執行状況

1 情報ネットワークシステムの運用管理

教職員が情報ネットワークシステムを効率的に利用できるよう、計画的な保守作業に努めるとともに、年度末、年度初めに行うシステム処理等に係る FAQ（よくある質問：Frequently Asked Questions の略語）の充実や、操作に係る相談への対応などを行った。

また、情報ネットワークシステムを活用した校務処理の更なる効率化を目指して、平成 31 年度（令和元年度）の学校納入金会計システムの更新に向けて着手した。

2 学校教育 ICT 化支援

小・中学校においては、指導者用デジタル教科書を算数科・数学科だけでなく、各学校の実態に応じて他教科でも活用し、注目箇所の拡大や動画による説明など、視覚に訴える分かりやすい授業に取り組んだ。

また、教育センターの「ICT を活用した授業づくり研修」において、先進校の事例発表や参加教員による模擬授業を実施し、ICT を活用した授業の在り方について研究を行った。

さらに、学校の ICT 機器更新については、まずはコンピュータ教室と教職員のパソコンについて、平成 30 年度からの 2 か年計画で更新に着手するとともに、今後の教育の情報化の進め方について検討を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 情報ネットワークシステムの運用管理

授業や事務に大きな支障を来すようなシステム停止が発生することはなく、安定的に運用することができた。

また、学校納入金会計システムの更新に向けて、設計等の作業を着実に進めた。

(2) 学校教育 ICT 化支援

算数科・数学科以外での指導者用デジタル教科書の活用については、中学校の約 90% (59 校) が、英語科の指導者用デジタル教科書 (全学年又はいずれかの学年) を学校配分予算により購入し、発音練習の動画や英文読み上げ速度調整機能の活用等により、生徒の理解度に合わせた指導を行うなど、ICT を積極的に活用することができた。

また、文部科学省が毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、授業中に ICT を活用して指導することが「わりにできる」「ややできる」と回答した本市の教員の割合は、おおむね 90% (全国平均 76.6%) に達しており、指導者用デジタル教科書などのソフトウェアや、デジタルテレビ、実物投影機などの ICT 機器を活用した授業が、多くの学校で実施できているといえる。(図表 3)

一方、デジタルテレビや実物投影機などの ICT 機器は、平成 21 年度から 22 年度にその多くを整備しており、機器メーカーの一般的な修繕部品保管期間 (製造終了後 8 年) が到来し、修繕が難しいケースも発生しているが、更新が進んでいない。

【図表 3】授業中に ICT を活用して指導することができる教員の割合の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
広島市	88.4%	87.9%	89.8%	89.2%	89.9%
全国平均	69.4%	71.4%	73.5%	75.0%	76.6%

※ 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (文部科学省) による。

※ 「広島市」は、市立学校からの「わりにできる」「ややできる」の回答の集計結果。

2 課題

(1) 情報ネットワークシステムの運用管理

引き続き、授業や事務に大きな支障を来すようなシステム停止が発生しないようにするとともに、システムを利用した校務処理の更なる効率化に取り組む必要がある。

(2) 学校教育 ICT 化支援

指導者用デジタル教科書の導入拡大や既存の ICT 機器の更新については、多額の経費が見込まれることから、経費削減の工夫をするなど、計画的に取り組む必要がある。

また、新学習指導要領の実施に向け、国がこれからの学習活動を支える ICT 機器等の整備方針について 3 クラスに 1 クラス分程度の学習者用コンピュータの整備や普通教室及び特別教室への無線 LAN 環境の整備といった目標水準を示したこともあって、他の政令指定都市等において急速に整備が進められている。「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果によると、本市の教員は ICT を活用して指導する能力が全国平均と比べても高い状況にあり、ICT を効果的に活用して、更なる「わかる授業」を展開するとともに、論理的思考力を身に付けるための学習活動 (プログラミング教育等) を支え、円滑に実施するため、国が示す目標水準の達成を目指した ICT 機器等の整備拡充についても検討を進める必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 情報ネットワークシステムの運用管理

グループウェア等の情報ネットワークシステムを安定的に運用するよう努めるとともに、一層の利便性向上を図るため、システム更新に向けて改善点の洗い出し等を行う。

また、平成 31 年度（令和元年度）中に学校納入金会計システムの更新を円滑に進めるなど、情報ネットワークシステムの更なる利活用を図る。

2 学校教育 ICT 化支援

学校での ICT 利活用を更に促進するとともに、多額の経費が見込まれる指導者用デジタル教科書の導入拡大や既存 ICT 機器の更新、国が示す ICT 機器等整備の目標水準達成に向けた検討を進めるため、学校及び教育委員会事務局の ICT 投資の調整等を図るための ICT マネジメント体制づくりに取り組む。

第1 事務の目的・概要

人口急増地域では学校の増築等が必要となる一方で、全体としては小学校の児童数はピーク時（昭和 57 年度）の 62%、中学校の生徒数はピーク時（昭和 62 年度）の 55%にまで減少し、極端に小規模化が進んだ学校においては、児童生徒が刺激し合い切磋琢磨^{せつさたくま}する機会が少なくなることや、選択教科・部活動等において生徒の多様な要望に十分に答えることができないなどの教育面の課題が生じている。

これらの課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するため、学校の適正配置に取り組むことにより、児童生徒の教育環境の充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

平成 22 年 1 月に広島市立小・中学校適正配置計画（素案）を作成した際は、学校統合の対象となった地域の反対が強く、保護者や地域住民との円滑な協議が進められなかったことを踏まえ、素案の見直しに当たっては、教育委員会事務局が一方的に案を示すのではなく、学校の地域コミュニティの核としての性格や地理的要因・地域事情等にも配慮し、検討段階から保護者や地域住民と丁寧な意見交換を積み重ね、学校の適正配置の必要性について、理解と協力を得ていく。

また、複式学級を編成しているなどの小規模校においては、新学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視しており、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、地域等の人材や異年齢集団を積極的に活用した協働的な学習活動を積極的に行う。

第3 平成 30 年度における管理・執行状況

一般的に教育上の課題が極めて大きいとされる複式学級を編成する小学校（特別認定校等を除く。）を対象に、教育環境の向上と地域の実情に即した学校の在り方の両面から、学校関係者との意見交換を実施した。

また、校長等から小規模校における教育上の課題や学校と地域コミュニティとの関わりなどについての現状を聴取するとともに、複式学級を編成する小学校 8 校の教職員を対象とした夏季研修会を開催し、新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、小規模校の特徴を生かした授業づくりや学校行事等についての実践発表及び協議を行った。

こうした状況の中、久地小学校については、平成 31 年 2 月に地元の総意として、「久地小学校統合に関する要望書」が提出されたことから、飯室小学校への統合を進めることとした。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

学校関係者との意見交換により、児童生徒の教育条件をよりよくする観点と、学校が地域コミュニティの核であるとの観点から、学校の適正配置について教職員や保護者、地域住民の考えや思いを知ることができた。

また、少人数であるために児童同士の協働的な学びを行うことが困難であるなどの教育上

の課題や、学校と地域コミュニティとの関わり、地域活性化の取組などの現状を把握することができた。

夏季研修会では、小規模校ならではの実践発表や協議を行うことで、具体的な実践内容等について情報を共有することができた。

なお、久地小学校については、飯室小学校への統合を進めることで、児童によりよい教育環境を提供できる見込みとなった。

2 課題

本市においては、中山間地・島しょ部の活性化に向けて取り組んでおり、地域コミュニティの核としての性格を有する学校の統合については、教育的観点のみならず、まちづくりの観点を含め、総合的に検討していく必要がある。

また、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、小規模校の特色を生かした実践を模索する必要がある。

なお、久地小学校の統合については、久地小学校の児童が円滑に飯室小学校に適応できるよう取り組むとともに、統合後の通学方法や久地小学校の土地・建物の活用について検討を行う必要がある。

第5 課題への対応方針

これまで進めてきた学校の適正配置については、市長事務部局の関係課と連携を密にしながら、市全体の施策体系と整合を図りつつ、慎重に進めていく。

また、小規模校のまま存続させることが必要と考えられる学校については、魅力ある学校づくりを検討するとともに、新学習指導要領に示されている「社会に開かれた教育課程」及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、小規模校における地域等の人材や異年齢集団を積極的に活用した協働的な学習活動を行う。

なお、久地小学校の統合については、久地小学校の児童が統合先となる飯室小学校の環境に適応できるよう、ICT 機器を用いた交流授業や合同での校外学習を実施する。また、統合後の通学方法や跡地活用への対応などについては、教育委員会事務局、学校、市長事務部局が連携を図りつつ、PTA や地域団体の役員で構成する久地小学校統廃合実行委員会と協議を進める。

1 学校教育に関する事務

(2) 学校における働き方改革に関すること

重

ア 学校における働き方改革

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

教員の負担軽減に焦点を当てた取組計画をできるだけ早期に策定する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

本市のこれまでの取組や働き方改革に係るアンケート調査結果、平成30年2月の文部科学省からの通知などを踏まえ、教職員の業務分担の見直しと業務の効率化などの観点から「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「プラン」という。）を平成30年12月に策定した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

本市の実情等を踏まえ、プランにおいて、「長時間勤務の解消」と「休暇取得の促進」の観点から三つの目標値を設定するとともに、26の具体的な取組項目を示すことができた。（図表4）

また、取組の進捗状況の把握や効果検証等を行うため、教育委員会事務局職員と学校の代表者等で構成するプロジェクトチーム及びワーキンググループを設置し、第1回のプロジェクトチーム会議を平成31年3月に開催することができた。さらに、働き方改革といじめ防止対策を一体的に行うモデル校（小学校2校、中学校2校）を指定した。

【図表4】プランに掲げる達成目標

区分	プランの指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

2 課題

(1) プランに掲げる取組項目の推進

教育委員会事務局の各担当課等がプランに掲げる取組項目について効果指標を設定し、計画的に取り組んでいく必要がある。

(2) モデル校における効果的な取組の推進

教育委員会事務局とモデル校が連携しながら、全校への普及を見据えた先導的な取組と効

果検証を行っていく必要がある。

(3) 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

プランに掲げる取組を進めるに当たっては、その前提として、適切な勤務時間管理を行う必要がある。

(4) 保護者・地域との協働による推進

学校における働き方改革を進めていくに当たっては、保護者・地域の理解と協力を得る必要がある。

第5 課題への対応方針

教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として、「学校における働き方改革」を、平成31年度（令和元年度）の重点取組項目とする。

1 プランに掲げる取組項目の推進

取組項目に係る効果指標を設定し、中学校への部活動指導員の配置、小・中学校への留守番電話の設置など、実施可能なものから順次取り組むとともに、それぞれの取組項目についてPDCAサイクルの下、効果検証を行いながら、実効性のある取組を進める。

2 モデル校における効果的な取組の推進

モデル校に1人ずつ配置した働き方改革推進リーダーが中心となって、先導的な取組を実施するとともに、ワーキンググループ会議を開催し、その効果検証等を行う。また、実践成果の発表会を開催し、他校への普及啓発を図る。

3 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた本市の方針等を策定し、学校に周知を図る。また、教員の「在校等時間」を的確に把握するため、入退校管理システムの改修を行う。

4 保護者・地域との協働による推進

学校における働き方改革の意義や目的などについて、リーフレットの配布や講演会を開催することなどにより保護者・地域に周知を図る。

1 学校教育に関する事務 (3) 教員の人事に関すること

ア 教員の配置状況及び新規採用

第1 事務の目的・概要

教員の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）等に基づき決定される教員定数に応じて行う。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の新規採用に当たっては、採用候補者選考試験を広島県教育委員会事務局と共同で実施している。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

本市の実情に応じた教員配置ができるよう、国に対し加配定数の充実改善を要望する。

また、教員の各学校種別年齢構成等を踏まえて、計画的に教員の採用を行い、欠員の解消に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

本市の実情に応じた教職員配置ができるよう、加配定数の充実改善について、国に直接要望するとともに、指定都市の「国の施策及び予算に関する提案」において要望した。その結果、平成31年度（令和元年度）は、平成30年度と比較して、少人数学級や小学校専科指導等に係る加配定数が42人増となる見込みである。

また、教員の採用については、人材を確保するため、全国18会場での採用試験説明会を実施するとともに、広島県内の大学生の教職を目指す意欲の高揚を図る「ひろしま未来教師セミナー」を実施するなどした。その結果、平成31年度（令和元年度）の採用予定者は299人（欠員480人）となった。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

本市の実情に応じた教職員配置のため、国に対し直接要望活動を行い、一定の成果はみられたが、十分な教職員定数の確保には至っていない。

また、採用候補者選考試験は円滑に実施することができ、欠員の解消までには至らなかったが、平成30年度よりも35人多く採用することができた。なお、平成30年度の欠員442人に対しては、臨時的任用教諭を配置しており、授業の実施に支障は生じていない。

2 課題

少人数教育の実施及び不登校や日本語指導等が必要な児童生徒へのきめ細かな対応をするために必要な教職員を配置できるよう、引き続き国に教職員定数の充実改善について要望していく必要がある。

また、大量退職に見合う採用ができておらず、欠員が生じているため、引き続き、長期的な展望のもと、受験者数の増加に向けた取組を実施するとともに、計画的な採用を行う必要がある。

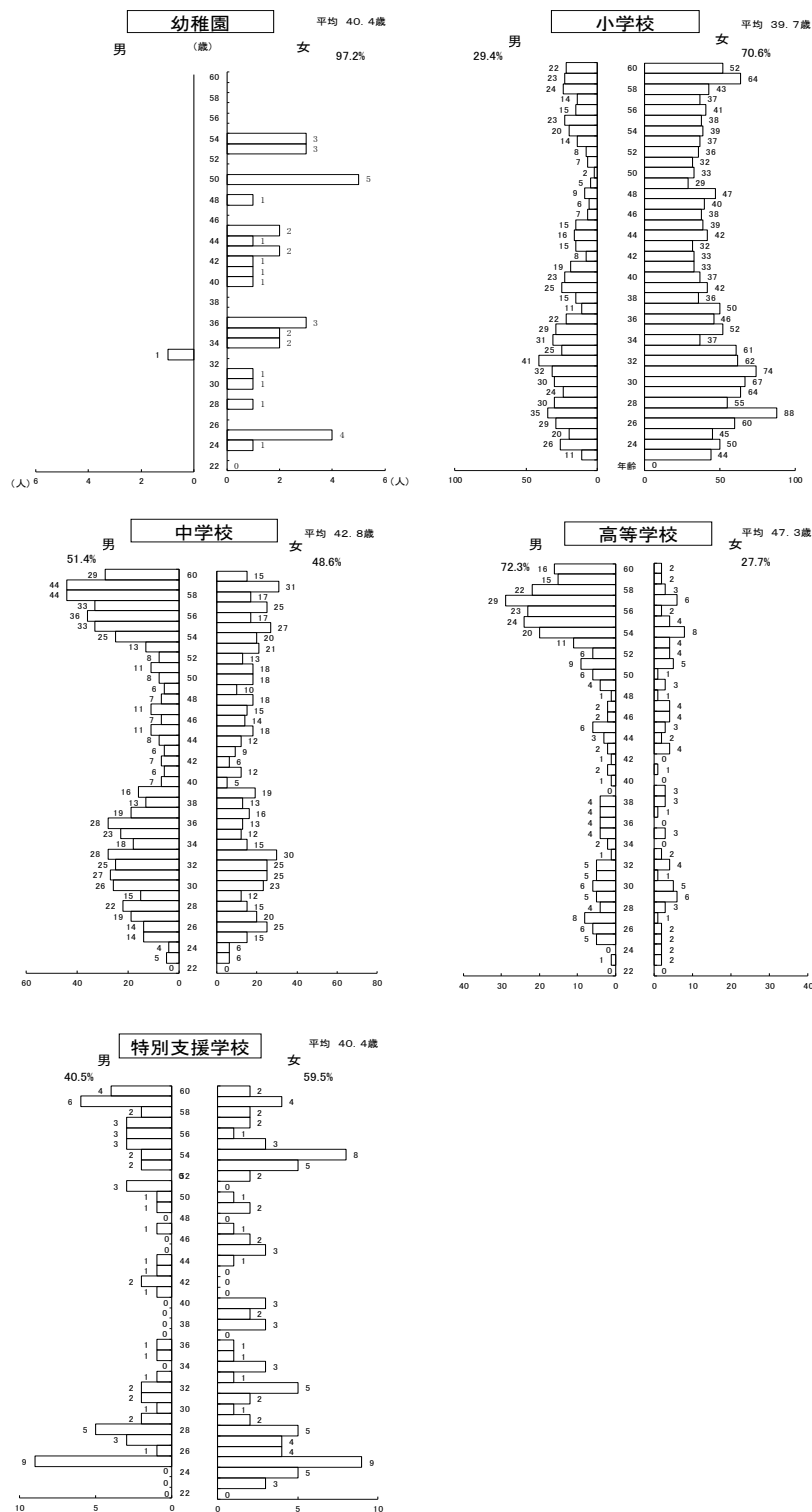
る。

第5 課題への対応方針

本市の実情に応じた教職員配置ができるよう、国に対し加配定数の充実改善を要望する。

また、採用候補者選考試験の受験者数の増加に向けた取組を進めるとともに、各学校種別年齢構成等を踏まえた計画的な教員の採用を行い、欠員の解消に努める。(図表5)

【図表5】平成30年度 各学校種別年齢構成（教諭）（年齢は平成31年3月31日現在）



第1 事務の目的・概要

児童生徒を直接指導する教員の健康の保持増進に向け、健康診断を実施するとともに、メンタルヘルス不調の未然防止、再発の予防対策を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 健康診断について

全ての教員に健康診断を実施し、疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員自らの健康管理を促進する。

2 安全衛生管理体制について

衛生委員会等での協議等が毎月1回以上開催されるよう、校長会等において働き掛ける。

3 メンタルヘルス対策について

教員一人一人が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、各学校等において教員のストレスの軽減に向け、業務の効率化を図るなど、良好な職場環境・雰囲気づくりに努める。

また、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者で、医師等の面接指導を希望しない者に対しては、受診勧奨を行い、メンタルヘルス不調の未然防止に努める。

さらに、メンタルヘルス不調を感じる教員へのよりきめ細かい支援を行うため、教職員の健康相談窓口を教育委員会事務局内に設置し、保健師等が相談に応じる体制を整える。

教職員メンタルヘルス対策実施計画(第2次)の計画期間が平成30年度末であることから、平成30年度中に、教職員メンタルヘルス対策実施計画(第3次)を策定する。

4 入校・退校時刻の記録について

勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況をより的確に把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働き掛ける。また、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等の配付を通して意識啓発を図り、教員の在校時間の縮減に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 健康診断について

全教員を対象として血圧、視力、聴力の測定、結核検査、尿検査を、新規採用職員及び35歳以上の教員には、これに加えて、心電図、便潜血、血液、腹囲の検査を、さらに40歳以上の教員には胃検査を追加で実施し、育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診した。

健康診断の結果を踏まえ、各学校の教職員保健管理担当医が個々の教員と面談し、保健指導等を行うとともに、「要注意・要観察」、「要注意・要医療」等の指導区分の決定を行った。

また、教職員保健管理担当医から「要再検査」とされた教員については、確実に再検査等を受診させるよう管理職の研修会等を通じて働き掛け、疾病予防に努めた。

2 安全衛生管理体制について

管理職の研修会等において、安全衛生管理体制の趣旨を周知するとともに、各学校等では衛生委員会等を毎月1回以上開催し、健康管理、安全衛生に関する調査・審議を行い、その内容

を教職員に周知するよう働きかけた。

労働安全衛生法及び同施行令において衛生委員会の設置を義務付けられている教職員数 50 人以上の学校においては、衛生委員会が毎月 1 回程度開催されている。一方、義務付けられていない教職員数 50 人未満の学校においては、衛生委員会に準ずる組織の平均開催回数が、平成 29 年度と比べて 0.1 回減少し、7.6 回となっている。(図表 6)

【図表 6】1 校当たりの衛生委員会等の開催回数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
衛生委員会	11.3 回	12.2 回	12.1 回	12.0 回	12.0 回
衛生委員会に準ずる組織	7.4 回	7.7 回	7.5 回	7.7 回	7.6 回

※ 衛生委員会：教職員数 50 人以上 29 校（月 1 回以上の開催が義務付け）

※ 衛生委員会に準ずる組織：教職員数 50 人未満 207 校

3 メンタルヘルス対策について

教員一人一人の心の健康の保持増進と明るく活気ある幼稚園・学校づくりに向けた取組を一層推進するため、教職員メンタルヘルス対策実施計画（第 3 次）を 3 月に策定し、幼稚園・学校に周知を図った。

幼稚園・学校の管理職員（校長、園長、教頭）を対象としたストレスチェックの理解を深めるための職場環境改善研修を 11 月に実施し、ストレスチェックの結果がセルフケアや職場環境の改善につながるよう努めた。

特に、集団分析の結果、健康リスクの高い学校に対しては、教育委員会事務局職員が学校を訪問し、職場環境の改善を促した。

また、セルフケアの充実のため、高ストレスと判定された者が医師等による面接指導を受診しやすくするよう受付期間を延長した。

さらに、教育委員会事務局に教職員メンタルヘルス相談窓口を設置し、保健師による教職員の心と身体の健康相談を行うとともに、毎月、「健康だより」を全教職員に送付し、メンタルヘルスを含む教職員の健康管理に関する意識啓発に努めた。

これに加えて、全学校において臨床心理士等によるメンタルヘルス校内研修会を実施するとともに、新規採用教職員（新卒者）106 人と希望者 3 人を対象とした臨床心理士等による個人面談を実施するなどメンタルヘルス不調の未然防止に努めた。

精神疾患による教員の病気休職者数は、文部科学省が公表している最も新しい平成 29 年度の全国における割合と比較すると 0.06 ポイント高い水準にあるものの、平成 27 年度以降減少している。(図表 7)

【図表 7】教員の精神疾患による病気休職者数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
精神疾患による 病気休職者数	63 人 (1.09%)	55 人 (0.94%)	48 人 (0.81%)	46 人 (0.76%)	36 人 (0.61%)

※ ()内は全教員(本務者)数に占める精神疾患による病気休職者数の割合

全国における教育職員の精神疾患による病気休職者数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
精神疾患による 病気休職者数	5,045 人 (0.55%)	5,009 人 (0.54%)	4,891 人 (0.53%)	5,077 人 (0.55%)	未公表

※ 47 都道府県及び 20 政令指定都市の計 67 教育委員会を対象とした文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」による。

※ ()内は全教育職員数に占める精神疾患による病気休職者数の割合

4 入校・退校時刻の記録について

学校から教育委員会事務局への「入校・退校時刻の記録」の報告について、月ごとの集計値だけでなく、日ごとの記録も提出させ、各教員の状況をより詳細に把握・分析できるようにした。

各学校においては、月ごとの勤務時間外の在校時間が 80 時間を超えた教員や疲労の蓄積が認められる教員、健康上の不安を有している教員について、「長時間労働による健康障害防止のための問診票」を基に、校長による面談を必ず実施することにより、勤務状況や健康状況を把握し、当該教員と協議の上、必要に応じて教職員保健管理担当医による保健指導を受けさせるなど教員の健康管理に努めた。

特に、在校時間が 100 時間を超える教員については、校長から対象教員の業務改善を示した報告書と上記問診票を教育委員会事務局に提出させ、その報告書に記された業務改善の内容が十分でないと認められる場合には、教員に応じた対策を講ずるよう校長を指導した。

また、継続的に勤務時間外の在校時間が 80 時間を超える教員に対して、教育委員会事務局職員が校長を通じて業務改善指導を行った。

さらに、健康管理等に関する本市の取組をまとめたリーフレット「こころとからだの健康のために」を各学校に備えて意識啓発を行い、教員の在校時間の縮減に努めた。

1 日当たりの勤務時間外の在校時間及び勤務時間外に 1 か月当たり 80 時間以上在校していた教員数は、平成 26 年度以降おおむね減少傾向にある。(図表 8)

【図表 8】1 日当たりの勤務時間外の在校時間の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校教諭	2 時間 25 分	2 時間 4 分	2 時間 12 分	2 時間 10 分	2 時間 6 分
中学校教諭	2 時間 38 分	2 時間 31 分	2 時間 28 分	2 時間 20 分	2 時間 17 分

勤務時間外に 1 か月当たり 80 時間以上在校していた教員数の推移 (延べ人数)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校教諭	2,202 人	1,975 人	1,593 人	1,334 人	1,489 人
中学校教諭	2,710 人	2,349 人	1,975 人	2,120 人	1,888 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 健康診断について

(1) 評価

育児休業取得者等を除く全ての教員が健康診断を受診したことにより、疾病の早期発見や治療につながるとともに、自らの健康管理を促進できた。

(2) 課題

全ての教員に対し健康診断を受診させることにより、疾病の早期発見や治療につながるとともに、健康管理に努める必要がある。

2 安全衛生管理体制について

(1) 評価

衛生委員会等が毎月 1 回以上開催されるよう管理職の研修会等において働き掛け、教職員数 50 人以上の学校においては、衛生委員会を毎月 1 回開催することができた。一方、設置が義務付けられていない教職員数 50 人未満の学校においては、繁忙期に開催できていないことに加え、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響もあり、衛生委員会に準ずる組織の平均開催回数は、7.6 回にとどまっている。

(2) 課題

教職員数 50 人未満の学校においても衛生委員会に準ずる組織が毎月 1 回以上開催されるよう働き掛ける必要がある。

3 メンタルヘルス対策について

(1) 評価

各学校等において教員のストレスの軽減に向け、良好な職場環境・雰囲気づくりに努めた。

また、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者を対象とした医師等の面接指導の受付期間を延長するなど、受診しやすい環境の整備に努めた。

さらに、メンタルヘルス不調を感じる教職員へのきめ細かい支援を行うため、保健師等による健康相談窓口を教育委員会事務局内に設置し、随時相談に応じる体制を整えた。

(2) 課題

教員の精神疾患による病気休職者数は、減少傾向にあるものの依然として多いため、今後もメンタルヘルス不調の未然防止のための取組を行う必要がある。

4 入校・退校時刻の記録について

(1) 評価

勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況を的確に把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働き掛けた。また、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等を配付し、教員の在校時間の縮減に努めた。

(2) 課題

1 日当たりの勤務時間外の在校時間については、小・中学校教諭ともに減少しているが、依然として高い水準にあること、勤務時間外に 1 か月当たり 80 時間以上在校していた教員数が、中学校教諭では減少したものの、小学校教諭では増加していることを踏まえ、今後も職場環境の改善に向けた取組の一層の充実を図る必要がある。

また、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）において示された「在校等時間」を踏まえ、よりの確に勤務実態を把握する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 健康診断について

引き続き、全ての教員に健康診断を実施することにより、疾病の早期発見や治療につなげるとともに、教員自らの健康管理を促進する。

2 安全衛生管理体制について

管理職の研修会等において、繁忙期には議題を絞り込んで開催するなどの具体的な事例を紹介し、衛生委員会等での協議が毎月1回以上開催されるよう働き掛ける。

3 メンタルヘルス対策について

教員一人一人が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、各学校等において教員のストレスの軽減に向け、業務の効率化を図るなど、良好な職場環境・雰囲気づくりに努める。

また、セルフケアの充実を図るため、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者を対象とした医師等による面接指導が受診しやすいよう、制度運用の工夫を図るとともに、「健康だより」による制度周知に努める。

さらに、教育委員会事務局内に設置した教職員メンタルヘルス相談窓口の一層の周知を図るとともに、毎月発行する「健康だより」におけるメンタルヘルスに関する内容の充実を図ることにより、メンタルヘルス不調を感じる教職員へのよりきめ細かい支援と未然防止に努める。

4 入校・退校時刻の記録について

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）において示された「在校等時間」を的確に把握することができるよう、システム改修や運用の一部変更を行う。

その上で、勤務時間外の在校時間が長時間となっている学校や教員の状況を把握・分析し、職場環境の改善を管理職に働き掛ける。また、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」に掲げる取組を進めるとともに、個々の教員に対して、長時間労働の改善に向けたリーフレット等の配付を通して意識啓発を図り、教員の在校時間の縮減に努める。

第1 事務の目的・概要

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する全体の奉仕者としての地位の特殊性と職務の公共性を有しており、その服務規律の確保に向け、様々な取組を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

学校においては、研修の内容の充実と方法の工夫に努める。また、「服務規律の確保のために」等を効果的に活用し、全校体制で不祥事防止に取り組む。

教育委員会事務局においては、定例の校長会等において、服務管理の徹底に関する指示を行うとともに、校内研修を行うに当たって参考となる資料や研修方法を紹介することなどにより、学校における取組を支援する。

また、管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等の指導を通して服務規律の徹底に努めるとともに、全ての研修においてコンプライアンスに係る意識啓発を図る。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 学校における取組

教員に当事者意識を持たせるような服務研修とするため、管理職と教員の代表者から成る「服務管理委員会」が主体となって研修の内容の充実を図った。また、「服務規律の確保のために」等の資料を活用して計画的に服務研修を実施するなど、全校体制で不祥事防止に取り組んだ。

臨時的任用教員にも教育公務員としての自覚を持たせるため、着任時に公務員として守るべき義務を明記した「宣誓書」を読み上げさせるとともに、校長が服務指導を行った。

さらに、不適切な指導や体罰等の未然防止のため、各学校に設置している「ふれあい相談窓口」を周知し、児童生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりに努めた。

2 教育委員会事務局における取組

年間を通じて開催される校長会等において、適宜、校内研修の参考となる事例紹介等の資料を配付し、学校における服務研修を支援した。

初任者研修や教職経験6年次研修、中堅教諭等資質向上研修、管理職研修等で、服務等に関する研修を計画的に実施した。また、新たに臨時的任用した教員を対象とした服務研修を実施し、服務規律の徹底に努めた。

服務研修のための指導資料「服務規律の確保のために」を、臨時的任用教員を含めた全ての教員に配付し、計画的に服務研修を行った。また、全ての研修においてコンプライアンスに係る意識啓発を行った。

3 懲戒処分者数は、平成29年度より1人減の4人となり、そのうち1人が免職となった。(図表9)

【図表 9】教員の懲戒処分者数の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
免職	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人
停職	1 人	1 人	2 人	2 人	1 人
減給	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人
戒告	2 人	5 人	1 人	1 人	0 人
計	5 人	8 人	5 人	5 人	4 人

教員の事由別懲戒処分者数の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交通違反・交通事故	2 人	0 人	3 人	0 人	2 人
体罰	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
わいせつ行為等	0 人	2 人	0 人	3 人	2 人
個人情報の不適切な取扱い	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他の服務違反等	1 人	4 人	2 人	0 人	0 人
監督責任	2 人	1 人	0 人	1 人	0 人
計	5 人	8 人	5 人	5 人	4 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

学校と教育委員会事務局が連携を図りながら不祥事防止に取り組んだが、一部の教員に対しては教育公務員としての自覚を十分に持たせることができなかった。

2 課題

教員の不祥事の根絶に向けて取組の一層の充実を図る必要がある。

第 5 課題への対応方針

学校においては、研修の内容の充実と方法の工夫に努める。また、「服務規律の確保のために」等を効果的に活用し、全校体制で不祥事防止に取り組む。

教育委員会事務局においては、定例の校長会等において、服務管理の徹底に関する指示を行うとともに、校内研修を行うに当たって参考となる資料や効果的な研修の実施方法等を紹介することなどにより、学校における取組を支援する。

また、管理職研修、初任者研修、経験年次別研修等の指導を通して服務規律の徹底に努めるとともに、全ての研修においてコンプライアンスに係る意識啓発を図る。

1 学校教育に関する事務

(4) 研修に関すること

ア 研修の実施

第1 事務の目的・概要

教職員の資質能力の向上を図るため、「広島市教員研修計画」に基づき、組織的・計画的な研修を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

教職員の資質能力の更なる向上に向け、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下、この項目において「指標」という。）に基づき、経験年次研修などの研修内容や育成すべき資質能力の不断の見直しを行い、改善を図る。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 研修内容について

93 研修を実施し、延べ 17,420 人が受講した。各研修は、関係課と十分連携を取りながら実施するとともに、受講後にアンケートを行うことによりその達成状況を把握した。

特に、初任者段階から中堅教員段階へ、一定の力量を備え、キャリアアップできるようにするため、平成 29 年度に策定した指標に基づき、次の改善を行った。

対象者全員が受講する経験年次別研修では、本市の課題である「教育公務員としての服務規律（不祥事防止、コンプライアンス）の遵守」や「子ども理解」、「チーム学校づくり」等に対応できる教員の育成を図るとともに、重要な課題であるいじめ問題に対応できるようにするため、これらの内容を初任者研修等に位置付け、内容の充実を図った。

また、学校づくり推進のための人材育成研修では、授業研究推進の中核となることが期待される教員の育成を図るため、「子どもの学習意欲を高める授業探究研修」を実施した。

（主な研修の取組）

ア 初任者研修

初任者を対象として、教育者としての使命感や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、実践的指導力等の教員としての基礎・基本を身に付けさせるための研修を実施した。

具体的には、教育センターにおいて一斉に実施する研修として、子ども理解につながる傾聴、平和教育、水泳指導、小学校理科観察実験実技を実施した。また、各学校における実践に結び付くよう研修内容及び方法を工夫するとともに、指導主事によるメンター制を取り入れ、初任者それぞれの教育実践上の課題に応じた個別の支援につながるよう工夫した。（図表 10）

在勤校においては、指導教員を中心として校内体制下で行う実践的な研修として、学習指導、生徒指導、特別支援教育、人権教育等を実施した。

また、初任者が教員として職務を円滑にスタートできるよう、採用前研修として、喫緊の課題である子ども理解や人間関係づくり等の生徒指導に係る研修を実施するとともに、

若手教員育成のための校内指導体制の充実に向けて、連絡協議会を開催し（管理職 1 回、指導教員 5 回）、校内における若手教員の支援体制づくりについて好事例を基に協議を行った。

イ 中堅教諭等資質向上研修

10 年経験者を対象として、ミドルリーダーとしての力を育成するための研修（組織の中の自己の役割や組織マネジメント、コーチング等）を実施した。なお、研修の内容をミドルリーダーの育成に焦点化し、これまで実施していた自己の教科等の専門性向上に係る内容については、教員免許更新講習で代替することにより、研修日数を平成 29 年度の 12 日から 5 日に減じた。（図表 10）

ウ 学校づくり推進のための人材育成研修

学校のみドルリーダーとして活躍することができる人材の育成を目指して、教育活動推進リーダー育成研修、学校運営推進リーダー育成研修、子どもの学習意欲を高める授業探究研修を実施した。（図表 10）

エ 管理職研修

管理職として学校運営上の課題の把握や課題解決に資するよう、新任教頭研修、経験 2 年次教頭研修、経験 3 年次教頭研修、新任園長・校長研修、経験 3 年次園長・校長研修を開設し、学校組織マネジメントや人材育成、学校運営上の課題解決等に係る研修を実施した。（図表 10）

【図表 10】主な研修の実施状況

【図表 16】主な研修の実施状況

研 修 名		実施 日数	受 講 者 数						
			全体	幼	小	中	高	中等	特
初任者研修		23 日	236 人	4 人	155 人	52 人	13 人	—	12 人
中堅教諭等資質向上研修		5 日	109 人	—	81 人	24 人	3 人	—	1 人
学校づくり推進のための人材育成研修	教育活動推進リーダー育成研修	7 日	27 人	—	18 人	6 人	2 人	—	1 人
	学校運営推進リーダー育成研修	8 日	26 人	2 人	19 人	3 人	—	1 人	1 人
	子どもの学習意欲を高める授業探究研修	8 日	10 人	—	6 人	4 人	—	—	—
管理職研修	新任教頭研修	6 日	49 人	—	26 人	20 人	2 人	1 人	—
	経験 2 年次教頭研修	3 日	43 人	—	29 人	10 人	2 人	—	2 人
	経験 3 年次教頭研修	3 日	46 人	—	28 人	16 人	2 人	—	—
	新任園長・校長研修	5 日	39 人	1 人	22 人	15 人	1 人	—	—
	経験 3 年次園長・校長研修	3 日	34 人	3 人	20 人	10 人	1 人	—	—

2 育成すべき資質能力について

平成 29 年度に策定した指標に基づいて研修内容を計画するとともに、指標に係る自己の達成状況を把握することができるようにするために、指標に基づいた「振り返りシート」を作成し、振り返りを実施した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 研修内容について

研修内容を日々の教育実践につなげる「研修内容活用シート」等の活用や、課題解決に向

けたグループワークを充実させたことにより、全ての研修で研修内容を活用したいと思った受講者の割合（活用意識）が97.7%となり、高い評価を得ることができた。（図表11）

【図表11】主な研修の評価

研 修 名		活用意識
初任者研修		99.1%
中堅教諭等資質向上研修		96.1%
学校づくり推進のための人材育成研修	教育活動推進リーダー育成研修	95.5%
	学校運営推進リーダー育成研修	96.2%
	子どもの学習意欲を高める授業探究研修	100.0%
管理職研修	新任教頭研修	100.0%
	経験2年次教頭研修	100.0%
	経験3年次教頭研修	100.0%
	新任園長・校長研修	100.0%
	経験3年次園長・校長研修	100.0%

ア 初任者研修

教育センターで一斉に実施する研修や指導主事による個別の実地指導、指導教員を中心とした在勤校における実践的な研修を通して、円滑に教育活動に入り、自立して教育活動を展開していくための教員としての基礎・基本を身に付けさせることができた。

また、在勤校における研修については、各幼稚園・学校が初任者の経験年数等に応じた研修を定期的実施するなど、活性化が図られつつある。

さらに、指標を基に作成した「振り返りシート」を活用することで、自己の資質能力の達成状況について振り返らせることができた。

その他、指導主事によるメンター制を取り入れたことで、初任者それぞれの教育実践上の課題に応じた個別の支援を行うことができた。

イ 中堅教諭等資質向上研修

学校組織マネジメントなど組織を意識させる研修内容により、これからのミドルリーダーとしての自覚を持たせることができた。

また、指標を基に作成した「振り返りシート」を活用することで、自己の資質能力の達成状況について振り返らせることができた。

ウ 学校づくり推進のための人材育成研修

教育センターで集中して行ったマネジメント等に係る理論研修と、在勤校における課題解決に向けた計画立案・実践・振り返りを行うことで、ミドルリーダーとしての自覚を深めるとともに、教育活動や学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。

また、子どもの学習意欲を高める授業探究研修では、年間を通して自己の授業実践を分析し改善策に基づき在勤校で実践するインターバル研修を取り入れたことで、受講者が授業改善の具体的な方策を得ることができた。

エ 管理職研修

年間を通して研修を行い、各幼稚園・学校の実態を踏まえ、教職員の協働性を生み出す学校づくりや人材育成、学校経営に係る計画立案を行い、在勤校における実践を基に振り返りを行うインターバル研修を実施したことで、学校組織マネジメントの視点に立った、組織開発・人材育成についての理解を深め、学校運営上の課題解決に資することができた。

(2) 育成すべき資質能力について

指標を基に作成した「振り返りシート」の活用により、受講者の自己評価による資質能力の達成状況を数値化し、蓄積することができるようになった。

2 課題

引き続き、教職員の資質能力の一層の向上に向けて、本市の重要な課題であるいじめ問題に係る研修等の取組を進める必要がある。

第5 課題への対応方針

教職員の資質能力の更なる向上に向け、受講者の自己評価による資質能力の達成状況等を踏まえながら研修内容の充実を図る。

第1 事務の目的・概要

1 教育研究

教育センターが指定する研究推進校の実践に基づき、理論的、実証的、実践的研究を行い、幼稚園・学校の保育・授業研究の充実・向上に資する。

2 自己研修支援

教員一人一人の自己研修を支援するため、教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 教育研究

研究成果の普及については、関係課等と連絡調整を図り、普及計画に基づき着実に実施する。

平成30年度からは、特に令和2年度からの小学校プログラミング教育の必修化を視野に入れ、基礎的研究や研究推進校による実践を行う。

※ 小学校プログラミング教育における学習指導に係る研究は、平成30年度から2か年で行うこととしており、平成30年度はその1年次に当たる。

2 自己研修支援

自己研修のニーズに対応するため、各幼稚園・学校の行事等と調整するなどして教育センターを土曜日に開館し、自己研修の機会や場を提供する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 教育研究

基礎的研究を進めるとともに、2学年・2単元分の教材（第2学年音楽科・第4学年算数科）を作成し、研究推進校において、その教材を用いて授業を実践し、その分析を行った。

また、これを教育実践論文『『小学校プログラミング教育で育成を目指す資質・能力』を育む学習指導の工夫（1年次）―各教科で育む思考力とプログラミング的思考とのつながりに着目した教材作成とその活用を通して―』（以下、この項目において「論文」という。）としてまとめ、教育センターのホームページに掲載した。

また、「プログラミング通信」を4回、全市立幼稚園・学校に電子メールで配信した。

2 自己研修支援

自己研修支援の一環として、土曜日に教育センターを8回開館し、指導主事による教育実践上の課題に対する指導・助言及び教育研究会等への研修の場の提供を行った。また、8回の開館のうち3回、教育セミナーを開催し、3人の外部講師（特別支援教育2人、図画工作科・美術科2人）を招へいした。（図表12）

【図表 12】自己研修支援利用者状況（延べ数）

利用目的	利用者数
教育セミナー	38 人
指導主事への相談等	7 人
教育研究会等の自主的な研修	670 人
図書資料室の利用	13 人
計	728 人

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教育研究

(1) 評価

ア 評価規準及び教材の作成

「小学校プログラミング教育で育成を目指す資質・能力」及びプログラミング的思考の構成要素について、低・中・高学年の発達の段階に応じて整理し、各段階で身に付けさせたい資質・能力に係る評価規準を示すことができた。

また、実践授業においては、児童が思考したことを記録し、それを基に思考過程を振り返って継続的に改善・修正したり、コンピュータの特徴に気付いたりするなどの姿が見られており、小学校プログラミング教育で目指す資質・能力の育成に有効な教材を作成することができたと考えられる。

イ 研究成果の普及

また、論文の教育センターのホームページへの掲載や「プログラミング通信」の配信により、プログラミング教育のねらいや内容、実践方法等について教員に周知することができた。

(2) 課題

引き続き、教材の作成に取り組むとともに、教員が教育現場で活用できるよう普及するための取組を推進する必要がある。

2 自己研修支援

(1) 評価

教育セミナーに参加した受講者のうち、研修内容を活用したいと思った受講者の割合（活用意識）は100%と高い評価を得ることができており、教員のニーズに応じて自己研修の機会等を提供することができたと考えられる。

(2) 課題

これまでと同様に教員に自己研修の機会等を提供していくが、当面の課題はない。

第5 課題への対応方針

1 教育研究

新たな教材の作成に取り組むほか、研究推進校において授業実践を行うとともに、研究の成果を普及するため、小学校プログラミング教育における学習指導に係る研修を新たに実施する。

2 自己研修支援

一定の成果を得ているため、点検・評価項目から除外する。

1 学校教育に関する事務

(5) 児童生徒の就学等に関すること

ア 通学区域の弾力的な運用

第1 事務の目的・概要

1 中学校における隣接校・行政区域内校選択制

児童や保護者が教育内容や部活動等によって学校を選択できるよう、中学校における隣接校・行政区域内校選択制（以下、この項目において「中学校選択制」という。）を導入する。

2 いきいき体験オープンスクール

児童生徒に自然を愛する心や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むため、自然環境に恵まれた学校（筒瀬小学校、似島小学校、似島中学校）を、学区を越えて通学できるオープンスクール校に指定し、体験活動を特色とした教育を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 中学校選択制

本事業の趣旨を理解し、積極的に利用していただくため、学校教員向けの説明会や保護者向けの説明文等において丁寧に説明する。

2 いきいき体験オープンスクール

恵まれた自然環境や地域資源等を生かした体験活動の充実を図る。

また、本事業の趣旨を十分理解して利用していただくため、説明会等において保護者等に丁寧に説明するとともに、より多くの利用児童生徒数を確保するため、計画的に広報を行い、本事業を推進する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 中学校選択制

全ての小学校6年生の保護者等に説明会等で制度について説明し、中学校の情報を1冊にまとめた「広島市立中学校ガイドブック」を配付することで制度の周知を行うとともに、小学校6年生を担当する教員等を対象とした説明会を行い、制度について丁寧に説明した。

また、保護者が記入しやすいものとなるよう、希望申請書・変更申請書の様式を一部変更した。

2 いきいき体験オープンスクール

(1) 指定校3校において、地域人材をゲストティーチャーとして招くなど、地域と連携して、次の体験活動を行った。

- ・ 栽培活動
- ・ 魚釣りや登山
- ・ 海洋カヌー体験
- ・ 庄原市立高野中学校との自然体験交流 等

(2) 本事業の趣旨を十分理解して利用していただくため、保護者を対象とした説明会等を行った。

- ・ 9月から10月・1月：似島中学校（学校見学・説明会・体験入学）
 - ・ 1月：似島小学校（学校見学・説明会・体験入学）
 - ・ 1月：筒瀬小学校（学校見学・説明会・体験入学）
- (3) 利用児童生徒数を確保するため、計画的に以下のような広報を行った。
- ・ 7月：「広島市立中学校ガイドブック」に似島中学校の情報を掲載
 - ・ 9月：パンフレット・ポスターを配付
 - ・ 9月：本市ホームページに掲載
 - ・ 7月・12月：市政広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 中学校選択制

(1) 評価

小学校6年生を担当する教員等に丁寧に説明をすることを通じて、教員から保護者への制度の周知が進み、希望申請者数が増加した。（図表13）

なお、アンケートによると、申請理由としては、通学しやすいことや希望する部活動があること、学校の雰囲気が良いことなどが多かった。

また、申請様式を一部変更したことで、保護者にとって記入しやすいものとなり、教職員にとってもより適正かつ円滑に事務を進めることができるようになった。

【図表13】中学校選択制の実施状況の推移

入学年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
新入学生数(A)	9,603人	9,532人	9,346人	9,169人	9,376人
希望申請者数(B)	1,174人	1,048人	965人	924人	1,001人
(B/A)	12.2%	11.0%	10.3%	10.1%	10.7%
入学者数	528人	485人	466人	482人	539人
該当校数	12校	12校	11校	11校	14校

(2) 課題

平成31年度（令和元年度）入学に係る希望申請者数及び入学者数は、平成30年度入学に比べ共に増加しており、多くの児童に利用してもらえるよう、制度について保護者等に広く周知していく必要がある。

2 いきいき体験オープンスクール

(1) 評価

恵まれた自然環境を生かした体験活動を充実させるとともに、事業についての説明会等を、似島中学校において2回、似島小学校と筒瀬小学校において各1回、それぞれ実施することができた。その結果、平成30年度と同程度の新入生を迎えることができた。（図表14）

【図表 14】いきいき体験オープンスクールの利用児童生徒数の推移

学校名	内 訳	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
筒瀬小学校	当該事業利用児童数	27 人	29 人	31 人 (6 人)
	地元児童数	11 人	10 人	10 人 (1 人)
	全校児童数	38 人	39 人	41 人 (7 人)
似島小学校	当該事業利用児童数	36 人	32 人	25 人 (4 人)
	地元児童数	6 人	6 人	7 人 (1 人)
	全校児童数	42 人	38 人	32 人 (5 人)
似島中学校	当該事業利用生徒数	41 人	42 人	35 人 (12 人)
	地元生徒数	6 人	8 人	5 人 (1 人)
	全校生徒数	47 人	50 人	40 人 (13 人)
計	当該事業利用児童生徒数	104 人	103 人	91 人 (22 人)
	地元児童生徒数	23 人	24 人	22 人 (3 人)
	全校児童生徒数	127 人	127 人	113 人 (25 人)

※ 表中()内の数字は、平成 31 年度(令和元年度)に入学(転入学を含む。)した児童生徒の数

(2) 課題

恵まれた自然環境や地域資源等を生かした体験活動の充実に取り組む必要がある。

また、本事業の趣旨を十分理解した上で利用していただくため、保護者等に丁寧に説明するとともに、より多くの児童・生徒に本事業を利用してもらえるよう取り組む必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 中学校選択制

引き続き、小学校 6 年生を担当する教員等を対象とした説明会等を行うことなどにより、小学校 6 年生の児童とその保護者に対する制度の周知に努める。

2 いきいき体験オープンスクール

いきいき体験オープンスクールにおける体験活動の充実について検討する。

また、本事業の趣旨を十分理解して利用していただくため、説明会等において保護者等に丁寧に説明するとともに、より多くの児童生徒に利用してもらえるよう、計画的に広報を行う。

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

本市では、平成 22 年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象として援助を行っている。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

小学校新入学に係る新入学学用品費について、小学校入学前の 2 月末に前倒しして実施するため、支給対象である未就学児の保護者に対する制度の効果的な周知方法や申請の受付方法等について検討を進めるとともに、事務処理に用いるシステムの改修を行う等の準備を進める。

第3 平成 30 年度における管理・執行状況

平成 29 年度に実施した中学校新入学に係る新入学学用品費の入学前支給に続き、小学校新入学に係る新入学学用品費についても入学前の 2 月末に支給した（対象者の約 50%）。

入学前支給の周知や申請の受付については、就学時健康診断の通知に就学援助入学前支給のお知らせを同封して受診者全員に配付し、申請を各学校の健診会場で受け付けた。

当該制度については、利用しやすいものとするため、市立小・中学校の全児童生徒の保護者に対し、制度についてのお知らせ及び申請書の配付を行うとともに、申請手続きに係る保護者の負担を軽減するため、申請者が本市において課税されている場合は、同意を得た上で、当課において市税情報を利用して所得の確認を行い、所得の証明書の添付を省略できるようにしている。

なお、平成 29 年度と比べ、受給者数が 238 人増加しているにもかかわらず、支給額が 1 億 4,252 万円の減となっているのは、平成 30 年 7 月豪雨災害による休校等により、学校給食費が減少したことなどが影響していると見られる。（図表 15）

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴い、被災した児童生徒の保護者に対して、各学校や本市ホームページを通じて、必要な学用品費等を援助できることを周知し、罹災証明書等を添付した申請を受けて、87 人に学用品費等を支給した。

【図表 15】就学援助の受給者数等の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (決算見込み)
受給者数	市立	28,599 人	27,886 人	27,240 人	26,956 人	27,188 人
	国・県・私立	427 人	412 人	390 人	397 人	403 人
	計	29,026 人	28,298 人	27,630 人	27,353 人	27,591 人
受給率	市立	30.3%	29.5%	28.8%	28.5%	28.8%
	国・県・私立	6.2%	6.0%	5.7%	5.9%	6.0%
	計	28.6%	27.9%	27.3%	27.0%	27.3%
支給額	市立	19 億 5,370 万円	19 億 6,842 万円	20 億 463 万円	21 億 9,311 万円	20 億 5,477 万円
	国・県・私立	1,941 万円	2,024 万円	1,889 万円	2,300 万円	1,882 万円
	計	19 億 7,311 万円	19 億 8,866 万円	20 億 2,352 万円	22 億 1,611 万円	20 億 7,359 万円

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

支給時期については、援助の必要な時期（入学前）に新入学学用品費を支給することができた。

制度の周知を図るとともに、申請手続に当たっての保護者の負担を軽減する工夫により、政令指定都市の中でもトップクラスの高い受給率につながった。

2 課題

支給対象である未就学児の保護者への新入学学用品費の入学前支給については、引き続き、効果的な周知方法や申請書の受付方法について検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

未就学児の保護者に対する制度の周知方法や申請の受付方法について、他都市の状況を調査するとともに、学校から課題等について聴取するなどして、より効果的なものになるよう検討する。

第1 事務の目的・概要

広島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園園児の保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

令和元年10月からの「幼児教育の完全無償化」の実施に当たり、市町村に財政負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進するよう、国に対し要望を行う。

第3 平成30年度における管理・執行状況

「幼児教育の完全無償化」の実施に当たり、市町村に財政負担を生じさせることのないよう、広島県市長会及び指定都市教育委員会協議会等を通して国に対し要望を行った。

なお、就園奨励費の制度改正として、7月に、補助限度額について、市町村民税所得割額が77,100円以下世帯の第1子に係るものを187,200円、第2子に係るものを247,000円に、それぞれ引き上げを行った。(図表16)

【図表16】私立幼稚園就園奨励費の決算額等の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (決算見込み)
決算額	17億6,969万7千円	15億901万6千円	14億7,361万9千円	13億9,334万6千円	13億3,238万9千円
うち国庫補助額	4億3,566万7千円	4億3,985万7千円	4億4,905万円	4億3,938万1千円	4億4,077万7千円
対象人数	14,914人	12,427人	11,838人	10,931人	10,276人

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

「幼児教育の完全無償化」の実施に当たり、市町村に財政負担を生じさせることなく、国の責任において着実に推進するよう、国に対し要望を行うことができた。

2 課題

令和元年10月からの「幼児教育の完全無償化」に当たり、国の動向についての情報収集や、幼稚園及び保護者への制度の周知等に努め、円滑な実施に向けて準備する必要がある。

第5 課題への対応方針

「幼児教育の完全無償化」の実施に伴い当該事務は廃止されることから、点検・評価項目から除外する。

なお、令和元年10月からの「幼児教育の完全無償化」の円滑な実施に向けては、市長事務局の関係課と連携し、一般社団法人広島市私立幼稚園協会への協力依頼や保護者への周知に努める。

1 学校教育に関する事務

(6) 教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること

ア 教育課程・学習指導に関すること

重

(ア) 学力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「言語・数理運用科」及び小学校5・6年生での「英語科」の実施を主な内容とする「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基盤づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、読み・書き・計算等の基礎的な知識・技能の定着を図ることに重点を置き、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、言語・数理運用科、小学校英語科の実施を重点的に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践の充実を図る。

平成30年度においては、個に応じた指導特別研究校（1中学校区）を指定し、個別の学習支援が必要な児童生徒に対して算数・数学に係る補充学習や家庭学習の充実を図り、基礎学力の定着を図る。

研究校で開発・実践研究した成果については、公開授業研究会等を通して普及に努める。

2 「言語・数理運用科」の実施

指定校を中心として、児童生徒がより主体的に課題を探究する学習等を行うとともに、令和2年度の新学習指導要領全面実施に向けて、教育課程全体の中で「ひろしま型カリキュラム」における「言語・数理運用科」の在り方の検討を行う。

3 小学校「英語科」の実施

指定校において、「外国語活動」「外国語科」のカリキュラム編成の在り方や指導体制について検討を行い、新学習指導要領実施に向け円滑な移行を図る。

また、令和2年度の新学習指導要領全面実施に向けて、教育課程全体の中で「ひろしま型カリキュラム」における英語科の在り方の検討を行う。

4 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育実践研究校（1中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組むとともにその成果を検証する。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

生徒が生きた英語に触れる機会を創出するとともに、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、ALTの計

画的な配置拡大に努める。

(3) 英語教員育成研修

新学習指導要領の全面実施に向けて、全中学校においてオールイングリッシュによる英語科授業を実施できるようにするため、「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」を行い、英語教員の指導力向上に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会において、小中合同の研究会や研修会を計画的に行い、児童生徒の実態に応じた研究実践を推進した。

また、個に応じた指導特別研究校（1中学校区）を指定して学び直しや繰り返し学習の教材開発、放課後等における学習支援に取り組み、個別の学習支援が必要な正答率30%未満の児童生徒に対する算数・数学に係る補充学習や家庭学習の充実を図るとともに、その成果を全校に普及した。

2 「言語・数理運用科」の実施

「ひろしま型カリキュラム意見交換会」を設置し、「言語・数理運用科」の学習内容や配当時数について、各教科及び総合的な学習の時間等との関連を踏まえながら検討した。

3 小学校「英語科」の実施

教員の英語授業力を向上させるため、新学習指導要領に対応した研修会を11回実施した。また、小学校1校を英語教育推進リーダー校に指定し、移行措置期間における第3学年以上のカリキュラム編成の在り方や指導体制・方法等について実践研究を行い、その成果を公開授業研究会等において発表し普及した。

4 英語教育の充実

(1) 英語教育実践研究校の取組

英語教育実践研究校（1中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組むとともにその成果を検証した。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

令和4年度に向けて全中学校へのALT配置を進めており、平成30年度は、英語教育実践研究校（1中学校区）及びALT配置校（18校）にALT9人を配置し、その効果的な活用に係る実践研究を行った。

(3) 英語教員育成研修

中学校の全英語教員を対象とした「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」（年間6日、平成30年度と平成31年度（令和元年度）は各5日）を、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間で実施している。平成30年度は42人が受講し、これにより平成27年度からの4年間で延べ162人（全体の約75%）が受講した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校では全国的な傾向と同様に平均正答率が

低下しているが、国語、算数・数学において、学習内容がおおむね定着している状況を示す基準である平均正答率 60%を上回っており、基礎的・基本的な学習内容は、おおむね定着していると考えられる。(図表 17)

こうした結果は、全ての中学校区に設置している小・中連携教育研究会において、小学校と中学校が連携協力して、学力の状況等について分析し、授業改善を推進してきたことや、個に応じた指導研究校等の実践研究の成果を普及してきたことによるものと考えられる。

小学校では、正答率 30%未満の児童の割合は、平成 29 年度と比較して、国語科で 2.5 ポイント、算数科で 6.5 ポイント増加しているが、これは平均正答率が全国的に低くなっている傾向も影響しているものと見られる。また、中学校では、正答率 30%未満の生徒の割合が、平成 29 年度と比較して、数学科で 2.2 ポイント減少しているものの、国語科で 0.3 ポイント増加しており、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減らしていくという点で、十分な改善が図られていない。(図表 18)

【図表 17】全国学力・学習状況調査における各教科の A 問題の平均正答率の推移

小学校 (%)												
教科	国語						算数					
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	63.8	76.4	72.9	77.2	76	72	77.9	79.2	76.4	79.1	79	64
県	65.8	75.9	73.8	78.4	77	73	79.2	80.7	77.7	79.7	81	66
国	62.7	72.9	70.0	72.9	74.8	70.7	77.2	78.1	75.2	77.6	78.6	63.5

中学校 (%)												
教科	国語						数学					
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	75.6	79.0	75.6	76.1	77	76	63.7	66.9	63.9	61.0	63	65
県	76.7	80.1	76.5	76.6	78	76	64.8	68.4	64.6	62.1	64	66
国	76.4	79.4	75.8	75.6	77.4	76.1	63.7	67.4	64.4	62.2	64.6	66.1

※ H29 以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

【図表 18】全国学力・学習状況調査における A 問題正答率 30%未満の児童生徒の割合の推移

(%)												
教科	国語						算数・数学					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	4.0	3.0	2.9	2.7	2.8	5.3	1.1	2.0	3.2	2.7	3.0	9.5
中学校	2.0	2.5	2.3	1.3	1.9	2.2	8.9	8.4	8.6	10.8	10.7	8.5

(2) 「言語・数理運用科」の実施

「ひろしま型カリキュラム意見交換会」を設置し、新学習指導要領全面実施の年度から、総合的な学習の時間において学校の裁量により、最大 35 単位時間実施するよう整理することができた。(図表 19)

【図表 19】全国学力・学習状況調査における各教科の B 問題の平均正答率の推移

小学校

(%)

教科	国語						算数					
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	51.7	57.0	68.1	60.1	60	58	59.7	60.4	45.7	49.4	46	54
県	52.7	58.3	69.7	60.6	61	59	61.3	60.1	46.7	49.5	47	54
国	49.4	55.5	65.4	57.8	57.5	54.7	58.4	58.2	45.0	47.2	45.9	51.5

中学校

(%)

教科	国語						数学					
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市	68.0	49.8	65.8	67.0	72	60	41.7	59.7	41.5	43.2	48	46
県	69.2	50.9	67.0	67.9	73	61	43.5	60.5	42.7	44.8	48	46
国	67.4	51.0	65.8	66.5	72.2	61.2	41.5	59.8	41.6	44.1	48.1	46.9

※ H29 以降の市、県の平均正答率は整数で公表されている。

(3) 小学校「英語科」の実施

英語専科指導教員による授業や、英語指導アシスタント（AIE）と担任が一緒に行う授業を通して、児童のコミュニケーション能力の更なる向上を目指した授業づくりが進んでいる。

(4) 英語教育の充実

ア 英語教育研究校の取組

英語授業の改善や英語を使う場の創出、校種間連携の推進等を通して、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組み、インタビューテストや生徒アンケートの結果から、一定の成果を確認することができた。

イ 中学校英語指導助手（ALT）の配置

英語教育実践研究校を含め 19 校に ALT を配置した。配置校において、ALT を効果的に活用した実践研究を行い、これを受けて各英語教員が授業改善を行ったことにより、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することができた。

ウ 英語教員育成研修

英語を用いた言語活動を通して、4 技能の効果的な指導法等について、実践的な研修を実施することができた。研修の形態を講義の後に模擬授業を行うものとするにより、教員の研修内容の理解が深まり、教員の意欲の向上につながった。

2 課題

(1) 小・中学校の連携・接続の改善

引き続き、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減少させるため、各中学校区において設置されている小・中連携教育研究会での取組を充実させるとともに、指定校における研究実践を全小・中学校及び中等教育学校へ普及する必要がある。

(2) 「言語・数理運用科」の実施

各学校における「言語・数理運用科」の実施に資するため、参考となる資料を示す必要がある。

また、「ひろしま型カリキュラム意見交換会」における意見を踏まえ、「言語・数理運用科」の名称について検討する必要がある。

(3) 小学校「英語科」の実施

新学習指導要領の実施に伴い、指定校の実践を踏まえて編成した「英語科」のカリキュラムを実施し、指導体制の充実を図るとともに、教員の英語授業力向上を図る必要がある。

(4) 英語教育の充実

ア 英語教育研究校の取組

引き続き、対話的な言語活動に取り組み、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成するとともに、その成果を全校に普及する必要がある。

イ 中学校英語指導助手（ALT）の配置

引き続き、ALT の計画的な配置拡大を行い、生徒が生きた英語に触れる機会を創出する必要がある。

ウ 英語教員育成研修

平成 27 年度からの 5 年間で実施してきた「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」が平成 31 年度（令和元年度）で終了するため、新学習指導要領の全面实施に向けた英語教員の研修について検討する必要がある。

第 5 課題への対応方針

教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力の向上」を、平成 31 年度（令和元年度）の重点取組項目とする。

1 小・中学校の連携・接続の改善

各中学校区の小・中連携教育研究会での取組を充実させ、正答率 30%未満の児童生徒の割合を減らすための研究実践の充実を図る。

平成 31 年度（令和元年度）においては、個に応じた指導特別研究校（1 中学校区）を指定し、個別の学習支援が必要な児童生徒に対して算数・数学に係る補充学習や家庭学習の充実を図り、基礎学力の定着を図る。

各指定校で開発・実践研究した成果については、公開授業研究会等を通して普及に努める。

2 「言語・数理運用科」の実施

各学校における「言語・数理運用科」の実施に資するため、単元指導計画のモデル等を示す。

また、「言語・数理運用科」の名称について検討する。

3 小学校「英語科」の実施

指定校の実践を基に編成した「外国語活動」「外国語科」のカリキュラムに基づき、平成 31 年度（令和元年度）においては、「ひろしま型カリキュラム」の英語科の内容と国が示す指導内容に係る授業を年間 70 時間実施する。英語専科教員及び英語指導アシスタント（AIE）を配置した指導体制の更なる充実を図るとともに、教員の英語授業力向上を図るための研修会を実施する。

4 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育実践研究校の研究成果を活用した対話的な言語活動に取り組み、英語によるコミュニケーションの場を学校生活の中で意図的に設けることを通して、児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力の育成に努める。また、英語教育特別研究校（1 中学校区）を指定し、広島中等教育学校が開発し

成果があった英語教育のプログラムに取り組む。さらに、英語教育研究校（2 中学校区）を指定し、英語教育特別研究校において成果を上げた取組を試行し、全校へ普及する。

(2) 中学校英語指導助手（ALT）の配置

生徒が生きた英語に触れる機会を創出するとともに、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、ALT の計画的な配置拡大に努める。

(3) 英語教員育成研修

平成 27 年度からの 5 年間で実施してきた「グローバル化に対応した中学校英語授業力アップ研修」が平成 31 年度（令和元年度）で終了するため、新学習指導要領の全面実施に向けた次期英語教員研修の計画を策定する。

(イ) 徳育の充実

第1 事務の目的・概要

他人を思いやる心や自他の生命、人権を尊重する心などを育成するため、体験活動等の充実を図り、道德教育や人権教育を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 道德教育の充実

(1) 道德の教科化への対応

道德教育研究校において、指導方法や評価方法等について実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校及び中等教育学校に普及させる。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

取組を継続する。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

取組を継続する。

(4) 体験活動の実施

各幼稚園・学校が行う体験活動の支援等について検討する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

幼稚園、小・中学校がそれぞれ家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進めることができるよう、取組を継続するとともに、広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図る。

2 人権教育の推進

教職員の指導力向上を図るとともに、人権尊重の理念について認識を深めるため、継続して人権教育研修会や指定校による公開研究会の充実と周知に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 道德教育の充実

(1) 道德の教科化への対応

小学校は、平成29年度に採択した教科書を用いて、「特別の教科 道德」を全面実施した。中学校は、平成31年度（令和元年度）の全面実施を控え、全中学校、中等教育学校の道德教育推進教師又は教務主任を対象とした説明会を実施した。

また、道德教育研究校（小学校2校、中学校3校）を指定し、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、「広島市道德教育プログラム※～規範性をはぐくむための教材・活動プログラム改訂版～」及び「私たちの道德」等を活用した、「考える道德」、「議論する道德」の指導方法及び評価等の実践研究を行った。

道德教育研究校の研究の成果を普及させるため、授業公開研究会及び実践発表会を実施し、小学校から教員218人、全中学校及び中等教育学校から教員74人が参加した。

※ 学習指導要領改訂に伴い、従前の「規範性をはぐくむための教材・活動プログラム」について、内容項目の視点を改めるとともに、広島にゆかりのある人物を扱った教材・活動プログラムを新たに加え、内容の充実を図り、平成28年3月に「広島市道德教育プログラム」

として改訂。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

全小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、外部講師（心の先生）を招へいして、「みんなで語ろう！心の参観日」を実施し、地域に公開するとともに、児童生徒や参加した保護者、地域住民との意見交流の場を設けた。

また、各学校の取組の充実に資するため、講師リストを作成し、学校の要望に応じた講師を紹介した。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

生徒に規範性や社会貢献の心を育むボランティア活動等への積極的な参加を促すとともに、活動への意欲を喚起するため、善いことを自ら進んで実践した中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒や生徒会、グループに「広島グッドチャレンジ賞」を授与した。

（図表 20）

【図表 20】「広島グッドチャレンジ賞」受賞者数等の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受賞者数等	153 件	186 件	176 件	205 件	282 件
受賞校数	51 校	64 校	64 校	72 校	72 校

(4) 体験活動の実施

学習指導要領の改訂に伴い、各教科や総合的な学習の時間等における体験活動の充実について、研修会等で指導・助言を行った。

また、感動体験推進事業における効果的な予算措置や予算配分について検討した。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

「早寝 早起き 元気なあいさつ 朝ごはん運動」について、4 月に本市ホームページに掲載し、全幼稚園及び小・中学校にリーフレットを配付した。

「生活リズムカレンダー」を全幼稚園、小・中学校に 6 月と 11 月に配付し、保護者の協力の下、「全校一斉『生活リズムカレンダー』実施週間」を 7 月と 12 月に実施するとともに、広島市 PTA 協議会等と連携して、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組（“10^{テン}オフ運動”）に取り組んだ。

2 人権教育の推進

文部科学省委託事業人権教育研究推進校 2 校を指定し、学校における人権教育の指導方法等について実践研究に取り組み、公開研究会を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 道德教育の充実

ア 道德の教科化への対応

小学校では、「特別の教科 道德」の全面実施の初年度に当たり、円滑に実施している。中学校では、「特別の教科 道德」の翌年の全面実施に当たり開催した説明会により、道德の教科化の経緯や教科の目標、内容及び評価、全体計画の作成等について周知することができた。

また、道德教育研究校において開催した授業公開研究会及び実践発表会並びに研究の成

果等をまとめた実施報告書により、研修成果を全小・中学校、中等教育学校に普及させることができた。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

講師自身の体験を踏まえた講演や、講演後の生徒、保護者、地域住民による世代を越えた意見交流を行い、児童生徒が命の大切さや思いやり等について考えることができた。

講師リストを作成し、多様な職種や様々な経験を有する講師を紹介することができた。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

「広島グッドチャレンジ賞」の授与が励みとなり、生徒が自ら地域社会に貢献する活動に進んで取り組もうとする意欲・態度を育成することができた。

エ 体験活動の実施

研修会等において、体験活動の意義や計画の作成等について周知することができた。

また、各園・学校の実態に応じて、農業体験や車いす体験、高齢者との交流等の体験活動を実施することができた。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

「生活リズムカレンダー」の取組等により、幼児児童生徒の基本的生活習慣の改善を図ることができた。(図表 21)

【図表 21】基本的な生活習慣の定着状況の推移

区 分		平成 20 年度	平成 30 年度
毎日朝食を食べる子どもの割合	小 5	96.2%	96.1%
	中 2	93.0%	94.1%
朝起きる時刻がだいたい決まっている子どもの割合	小 5	89.9%	91.3%
	中 2	92.2%	93.7%
夜寝る時刻がだいたい決まっている子どもの割合	小 5	76.9%	82.4%
	中 2	79.1%	85.9%

※ 「基礎・基本」定着状況調査による。

(2) 人権教育の推進

学校人権教育推進事業による校内研修会や指定校による公開研究会を行い、道徳・学級活動のみならず、全ての教育活動で人権尊重の視点に立った学校づくりを周知・普及することができたが、なお、取組の継続を図る必要がある。

2 課題

(1) 道徳教育の充実

ア 道徳の教科化への対応

「特別の教科 道徳」が目指す「考え、議論する道徳」を実践するため、実践研究を行い、その成果を普及させる必要がある。

イ みんなで語ろう！心の参観日の実施

全小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校において取組が定着しており、特段の課題はない。

ウ 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

各学校において、ボランティア活動等の充実が図られており、特段の課題はない。

エ 体験活動の実施

各園・学校の実態に応じた体験活動を実施することができており、特段の課題はない。

オ 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図り、幼稚園、小・中学校がそれぞれ家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進める必要がある。

(2) 人権教育の推進

学校人権教育推進事業による校内研修会及び指定校による公開研究会に参加する幼稚園・学校数を増やす必要がある。

第5 課題への対応方針

1 道德教育の充実

(1) 道德の教科化への対応

道德教育研究校において、「考え、議論する道德」の実現のため、指導方法や評価方法等について実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校及び中等教育学校に普及させる。

(2) みんなで語ろう！心の参観日の実施

一定の成果を得ているため、点検・評価項目から除外する。

(3) 「広島グッドチャレンジ賞」授与式の開催

一定の成果を得ているため、点検・評価項目から除外する。

(4) 体験活動の実施

一定の成果を得ているため、点検・評価項目から除外する。

(5) 基本的生活習慣の定着を図る取組の実施

幼稚園、小・中学校がそれぞれ家庭と連携し、基本的生活習慣の定着を図る取組を進めることができるよう、取組を継続するとともに、広島市 PTA 協議会等との連携をより一層図る。

2 人権教育の推進

教職員の指導力向上を図るとともに、人権尊重の理念について認識を深めるため、継続して学校人権教育推進事業による校内研修会や指定校による公開研究会の充実と周知に努める。

(ウ) 体力の向上

第1 事務の目的・概要

児童生徒の基礎的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育むため、体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を全学校に普及させるとともに、体育の授業や特別活動、運動部活動などの充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

「体力アップ認定証」の交付や「体力優秀賞」の授与を行うとともに、手軽な運動を紹介する運動事例集を作成することにより、主体的に運動に親しむ資質・能力を育成するための指導方法の工夫改善に取り組む。

(2) 有効な事例を普及するための取組

研修会等において、「主運動につながる運動事例集」を紹介することなどにより、効果的な運動プログラムの活用方法の普及を図る。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

「トップス広島」と協議を進め、より多くの学校に指導者を派遣できるよう努める。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進等

本事業については、本市における運動部活動の在り方を検討する中で、文部科学省が進めている「補習等のための指導員等派遣事業」を活用した「中学校における部活動指導員の配置」の導入と併せて検討する。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう取組を継続する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

「体力アップ認定証」を小学校 19,922 枚、中学校 8,687 枚交付するとともに、「体力優秀賞」を児童 2,709 人、生徒 2,191 人に授与した。また、小学校第3学年から第6学年の全児童に「体力アップハンドブック」を配付した。

新たに「手軽な運動事例集」の作成に取り組んだ。

(2) 有効な事例を普及するための取組

体育科・保健体育科の授業における指導力の向上を図るため、体力向上推進校3校（小学校2校、中学校1校）を指定し、体育の授業改善や「主運動につながる運動事例集」の効果的な活用方法を研究し、その成果を報告書にまとめて全小・中・高等学校、広島中等教育学校、広島特別支援学校に配付した。

また、小・中学校教育研究会と連携して実技研修会を実施し、各校の実態に合わせて校内での普及を図った。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

「トップス広島」に加盟している競技・スポーツ団体などの現役選手や地域の競技経験者を招へいし、希望申請のあった学校の 76.2%に当たる小学校 96 校に派遣した。

3 中学校運動部活動活性化支援事業の推進等

広島市スポーツ協会等の関係団体と連携し、生徒が地域のスポーツ経験者など専門的技術指導力を備えた指導者に実技指導を受けることにより、技術力の向上を図った。

学校が希望する競技種目の指導者を確保し、中学校 58 校の運動部に延べ 65 人の地域のスポーツ経験者などを指導者として招へいし、派遣した。

また、部活動が生徒及び教職員にとって、健康に配慮され、より充実したものとなるよう、12 月に「広島市立中・高等学校 部活動の方針」を策定するとともに、部活動指導員の配置に向けて、その職務等を規定した要綱を策定した。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

高等学校 7 校の運動部活動に、7 人の専門的技術指導力を備えた指導者を招へいし、派遣した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

本市における 1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の状況については、増加傾向にあり、依然として中学生女子を中心に運動習慣の二極化が見られる。

イ 有効な事例を普及するための取組

本市の児童生徒の体力の状況は、全体的に改善の傾向が見られるが、平成 21 年度と比較すると、小学校では「握力」、「ソフトボール投げ」、「立ち幅とび」、中学校では「握力」が低下しており、課題がある。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

児童が指導者の卓越したプレーやスポーツへの姿勢、考え方に触れる機会を設けることができた。また、実技指導を通じて、児童のプレー技術を高めることができた。

なお、日程調整等の問題から、派遣希望のあった学校のうち 23.8%について指導者の派遣ができなかった。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進等

専門的技術指導力を備えた指導者から実技指導を受けることにより、生徒の技能の向上につなげることができた。しかしながら、学校が希望する競技種目の指導者を確保することが難しい状況がある。

また、「広島市立中・高等学校 部活動の方針」を策定し、各学校に周知するとともに、部活動指導員の配置に向けた事務を進めることができた。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

専門的な個に応じた指導により、生徒の活動意欲を高めるとともに、生徒の技能・体力及び大会成績の向上を図ることができた。

2 課題

(1) 体力向上推進事業の実施

ア 意欲を高めるための取組

引き続き、1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒に対する運動習慣の定着に向けた取組を行う必要がある。

イ 有効な事例を普及するための取組

本市の児童生徒の課題である「握力」、「ソフトボール投げ」、「立ち幅とび」に対応した、これまでの取組を継続して行う必要がある。

(2) Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

引き続き、競技経験者を招へいし、派遣希望のある学校への派遣に努める必要がある。

(3) 中学校運動部活動活性化支援事業の推進等

部活動指導員の配置に向け、学校が希望する競技種目の専門的技術指導力を備えた部活動指導員の確保に努める必要がある。

(4) 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう取組を継続する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 体力向上推進事業の実施

(1) 意欲を高めるための取組

家庭でもできる手軽な運動事例集を広島市中学校教育研究会や広島市中学校体育連盟等と連携して周知するとともに、児童生徒に体を動かすための動機付けとして、「体力アップハンドブック」を交付し、運動の習慣化を図る。

(2) 有効な事例を普及するための取組

体力向上推進校を指定し、調査で明らかになった課題を踏まえた授業改善を行い、その成果を公開研究会や実践発表会等を通じて、他の小・中学校へ普及・啓発を行う。

体育・保健体育の授業改善を図る取組として、実技研修会を開催し、課題となっている「握力」、「ソフトボール投げ」、「立ち幅とび」の向上に向けた取組を進める。

2 Do スポーツ体育指導者招へい事業の推進

トップス広島と協議を進め、より多くの学校に指導者を派遣できるよう努める。

3 部活動指導員配置促進事業の推進

部活動の更なる質の向上を図るため、これまでの中学校運動部活動活性化支援事業に代えて、部活動指導員配置促進事業を実施する。

4 高等学校運動部活動指導者招へい事業の実施

生徒の意欲や技能、体力を高めることができるよう取組を継続する。

第1 事務の目的・概要

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和と文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成するため、各学校において、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催を重点的に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

平和教育プログラムの課題を体系的に整理し、より実践的なものになるよう平和教育プログラムの見直しを検討する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進め、各学校で校内研修等において活用するよう校長会等で広報に努める。

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義についての指導及び8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等の開催に向けて、各学校の取組が学校行事として特色ある取組になるよう校長会を通じて周知に努める。

4 こどもピースサミットの実施

市政広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を活用し、広報に努める。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

全中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、市政広報紙「ひろしま市民と市政」の活用や報道機関への情報提供を行い、広報に努める。

6 ひろしま子ども平和の集い

「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

学習内容や指導方法等の充実を図るため、平和教育推進校に3校(小学校2校、中学校1校)を指定し、授業公開及び実践発表を行い、平和教育プログラムを基軸として地域の実態や学校の実情に即した特色ある取組を普及した。

平和教育プログラムの取組の検証に向けて、平和教育推進校における取組内容を基に、課題の整理を行った。

2 被爆体験を聴く会等の開催

園長会・校長会において、被爆体験を聴く会の趣旨等を説明した。また、被爆体験者の証言を映像記録としてDVDに保存し、被爆体験者2人の映像記録を加えた計22人の映像記録DVD一覧を本市ホームページに掲載した。(図表22)

【図表 22】被爆体験を聴く会等の実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）

平成 29 年度	平成 30 年度
153 園・校	156 園・校

3 平和を考える集い等の開催

文部科学省と協議を重ねた結果、平成 30 年度から、学校行事とすることで 8 月 6 日に平和学習を行うことができるようになり、8 月 6 日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校 126 校、中学校 41 校であった。

4 こどもピースサミットの実施

4 月には、平和についての意見文の募集及び「平和の歌声・意見発表会」の開催について、全市立小学校及び市内の国立小学校や私立小学校に案内した。また、6 月 1 日号の市政広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページに開催内容を掲載するとともに、プレスリリースを行った。その結果、全市立小学校に加えて、国立小学校 1 校、私立小学校 1 校の参加があった。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

中学校長会において、平成 29 年度の報告や、メッセンジャー募集について周知した。

また、7 月 15 日号の市政広報紙「ひろしま市民と市政」に、8 月 5 日・6 日のメッセージ発信について紹介する記事を掲載し、その両日の活動についてプレスリリースを行うとともに、事前研修及びメッセージ発信の活動の様子を本市ホームページに掲載した。

16 人のメッセンジャーを選出し、8 月 5 日・6 日に平和記念公園を訪れている海外の人と駐日大使等に、メッセージを発信した。

6 ひろしま子ども平和の集い

校長会や市政広報紙「ひろしま市民と市政」において平和の集いの趣旨等を周知した。

小学校 1 校、中学校 2 校、高等学校 3 校、特別支援学校 1 校、2 団体（中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」、広島市高校生交換留学生）が参加し、平和記念式典に参加する他都市からの参加団体（2 団体）とともに平和へのメッセージを発信した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 平和教育プログラムの推進

平和教育推進校の公開授業研究会に参加した教員が、平和教育プログラムの学習計画や参加体験型等の指導方法について理解を深めるとともに、研修成果を各学校に持ち帰り、平和教育の充実を図ることができた。

平和教育推進校における取組内容を基に、平和教育プログラムに位置付けられた各学年の学習内容及び授業の展開等に関する課題の検証の観点等をまとめることができたが、検証の観点を整理することに時間を要し、具体的に協議する場を設けることはできなかった。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験を聴く会等の開催が定着している。

(3) 平和を考える集い等の開催

全幼稚園、全小・中学校、中等教育学校、特別支援学校において、8 月 6 日当日に平和を考える集い等を実施することはできなかったが、8 月 6 日前後には、各幼稚園、学校におい

て、8月6日の意義や平和について考える特色ある取組を行った。

(4) こどもピースサミットの実施

広報に努めた結果、全市立小学校及び国立・私立小学校から応募があり、応募者数は平成29年度に比べ316人増加し、学校における平和教育の取組として定着している。また、参加者数は約340人であり、平成29年度と比べて約20人増加した。(図表23)

【図表23】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数

平成29年度	平成30年度
10,561人	10,877人

こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」参加者数（市民及び保護者）

平成29年度	平成30年度
約320人	約340人

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

平和メッセージは34校、1,630点の応募があり、その中から16人のメッセンジャーを選出した。メッセンジャーは、中学校英語指導助手（ALT）や広島市高校生交換留学生を講師とした研修や、平和記念公園でのフィールドワークを行った成果を生かし、海外の人々に対して英語でメッセージを伝える活動を行った。こうした活動を通して、中学生の平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。(図表24)

【図表24】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区 分	平成29年度	平成30年度
応募校数	52校	34校
応募点数	3,303点	1,630点

(6) ひろしま子ども平和の集い

参加した児童生徒から、「平和の大切さについて今までよりも深く考えるようになった」「全国から集まった子どもたちと広島の子どもの交流は意義深い」等の感想が寄せられており、児童生徒が集いの意義を感じるとともに平和への意識が高まった。

2 課題

(1) 平和教育プログラムの推進

取りまとめた検証の観点を踏まえ、学識経験者等の意見を聴きながら検証する場を設け、検証を進める必要がある。

(2) 被爆体験を聴く会等の開催

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっており、引き続き、被爆体験者の証言を映像として収集し、整理・保存に取り組む必要がある。

(3) 平和を考える集い等の開催

従前のおり8月6日に平和学習を行うことができるようになったことを受け、各学校において8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等をより充実させる必要がある。

(4) こどもピースサミットの実施

引き続き、広報活動により、広く市民への発信に努める必要がある。

(5) 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

応募校数と応募点数が減少傾向にあるため、全中学校から応募が寄せられるよう、本事業

の趣旨及び応募校の取組を周知する必要がある。

(6) ひろしま子ども平和の集い

今後とも、全国から応募が寄せられるよう、本事業の趣旨及び取組を広く周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、平成31年度（令和元年度）の重点取組項目とする。

1 平和教育プログラムの推進

学識経験者、校長、教諭を構成員とした「平和教育プログラム検証会議」を開催し、平和教育プログラムの今後の方向性について検証する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進め、各学校で校内研修等において活用するよう校長会等で広報を行う。

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義についての指導及び8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等の開催に向けて、各学校の取組が学校行事として特色ある取組になるよう校長会を通じて周知を図る。

4 こどもピースサミットの実施

市政広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を活用して広報を行う。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

全中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知に努めるとともに、市政広報紙「ひろしま市民と市政」の活用や報道機関への情報提供などの広報を行う。

6 ひろしま子ども平和の集い

「ひろしま子ども平和の集い」の趣旨及び取組内容について、校長会等において周知に努めるとともに、平和のメッセージを発信する取組の充実を図る。

(才) 文化芸術教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校における文化芸術教育の充実を図り、児童生徒の豊かな情操や感性を育むために、児童生徒に、本物の文化芸術に触れる機会や文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、学校における文化芸術教育の活性化を支援する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 文化の祭典の開催

全ての学校（幼稚園を除く。）に文化の祭典への参加を促す。また、文化の祭典の開催について、本市ホームページや市政広報紙「ひろしま市民と市政」を活用するなどして広報に努める。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や伝統的な生活様式に直接触れる機会を提供することなどにより、伝統文化に関する教育の普及に努める。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施等

専門的技術指導力を備えた指導者の確保に努めるとともに、同一の指導者を複数の中学校へ派遣するなど、配置を工夫する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 文化の祭典の開催

全学校（幼稚園を除く。）が文化の祭典に参加し、文化芸術に関する学習の成果を発表した。

文化の祭典の開催に係るポスターを掲示し、チラシを配布するとともに、本市ホームページに各部（小学校の部・中学校の部・高等学校の部）の開催日や会場を掲載して広報を行った結果、来場者数は22,704人であった。（図表25）

【図表25】文化の祭典の部門別の来場者数

年 度	小学校の部	中学校の部	高等学校の部	計
平成29年度	10,132人	4,274人	4,334人	18,740人
平成30年度	9,573人	3,699人	9,432人	22,704人

2 伝統文化に関する教育の推進

各小・中学校、中等教育学校及び特別支援学校に、教育活動に当たる特別非常勤講師の活用等について促すとともに、文化庁の「文化芸術による子供の育成事業」について周知することにより、伝統文化に関する教育活動を推進した。

小学校104校、中学校63校、特別支援学校が伝統文化に直接触れる機会を、設定した（小学校は前年度から8校増）。

3 中学校文化部活動活性化支援事業の実施等

専門的技術指導力を備えた指導者を招へいし、希望があった全ての中学校（57校）に延べ72人の指導者を派遣した。また、同一指導者を複数の中学校へ派遣するなど、指導者の配置を工夫した。

また、部活動が生徒及び教職員にとって、健康に配慮され、より充実したものとなるよう、12月に「広島市立中・高等学校 部活動の方針」を策定するとともに、部活動指導員の配置に向けて、「広島市立中学校等部活動指導員取扱要綱」を策定し、職務等に係る制度設計を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 文化の祭典の開催

文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供し、児童生徒の文化芸術についての関心を高めるとともに、多くの児童生徒が意欲を持って作品制作を行うことができた。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

伝統文化に直接触れる機会を設けた小学校数が増え、伝統文化に関する教育を普及することができた。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施等

希望した全ての学校に専門的技術指導力を備えた指導者を派遣することはできたものの、年間を通じて継続的に、十分な時間数の派遣を行うことはできなかった。

また、「広島市立中・高等学校 部活動の方針」を策定し、各学校に周知するとともに、部活動指導員の配置に向けた事務を進めることができた。

2 課題

(1) 文化の祭典の開催

全ての児童生徒に、学校の文化芸術に関する学習の成果を発表する機会を提供するとともに、市民の来場者を増やすための広報に努める必要がある。

(2) 伝統文化に関する教育の推進

引き続き、児童生徒が伝統芸能や伝統的な生活様式に直接触れる機会を提供することなどにより、伝統文化に関する教育を普及させる必要がある。

(3) 中学校文化部活動活性化支援事業の実施等

部活動指導員の配置に向け、学校が希望する文化部活動の専門的技術指導力を備えた部活動指導員の確保に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 文化の祭典の開催

全ての学校（幼稚園を除く。）に文化の祭典への参加を促す。また、文化の祭典の開催について、本市ホームページや市政広報紙「ひろしま市民と市政」を活用するなどして広報を行う。

2 伝統文化に関する教育の推進

各学校において児童生徒が伝統芸能や伝統的な生活様式に直接触れる機会を提供することなどにより、伝統文化に関する教育の普及を図る。

3 部活動指導員配置促進事業の推進

部活動の更なる質の向上を図るため、これまでの中学校文化部活動活性化支援事業に代えて、部活動指導員配置促進事業を実施する。

(力) 多様な教育の推進

第1 事務の目的・概要

社会的課題に対処する意欲や態度を育むため、キャリア教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育等の多様な教育を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

地域・企業にリーフレットを配布するとともに、市長事務部局の関係課や企業と連携を図り、本市ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」の取組として、受入可能企業と学校とのマッチングを行うとともに、企業から学校への講師派遣について検討する。

(2) 福祉教育の推進

福祉教育の優れた事例について校長会や研修会等で周知する。

2 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」に参加するとともに、メッセージを作成するための事前研修において、本市の高校生と留学生が平和について深く考えることができるよう支援を行う。

また、市立高等学校を始めとする市内の高等学校に長期留学及び短期留学の実施について、その内容や生徒だけでなく保護者等に広く周知するための方法を検討することにより、多くの高校生を海外に留学させる。

3 環境教育の推進

市長事務部局の関係課や企業との連携を図るとともに、各校の取組やその結果等を各校のホームページ等で発信し普及させる。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）※の活動をより普及させるとともに、ユネスコスクールの活動内容や加盟方法等について周知するよう努める。

※ ESDはEducation for Sustainable Developmentの略。

現代世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

中学校が行う職場体験の受入可能事業所を本市ホームページで募集し、受入可能事業所リストを更新した。

全中学校（実施学年を変更するため実施しなかった2校を除く。）及び中等教育学校の2年生又は3年生（約9,200人）が、地域の事業所や病院、福祉施設等において職場体験を実施した。

また、キャリア教育応援団の取組として、各企業や事業所に協力を依頼するなどして、中

学生の職場体験の受入企業の拡充を図るとともに、学校からの希望と、受入企業とのマッチングを行った。さらに、企業から講師派遣を受けて行うキャリア講話について、学校への周知方法や実施方法を検討した。

(2) 福祉教育の推進

小・中学校において児童・生徒や地域の実態に応じて、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等で、車いす体験やアイマスク体験、高齢者や障害のある方々との交流、ボランティア活動等を実施するとともに、優れた事例の集約に努めた。

2 国際理解教育の推進

派遣留学生 4 人と受入留学生 2 人に対し、「ひろしま子ども平和の集い」での発表に向けた事前研修を行い、留学中に経験したことから平和について考える機会を持たせることを通して、共同で世界恒久平和に向けた思いをメッセージとして発信した。

また、本市の高校生を、10 か月間、広島市高校生交換留学生として海外に派遣するとともに、海外の高校生を本市内の高等学校で受け入れる取組では、本市の高校生 3 人をアメリカ、デンマーク、フィンランドに派遣するとともに、海外の高校生 2 人をドイツとタイから受け入れた。

さらに、短期留学プログラムとして、フィリピン・セブ市に 9 人、カナダ・モントリオール市に 5 人の高校生を派遣した。

3 環境教育の推進

学校環境月間を 6 月と定め、企業とコラボレートした「企業による出前授業」(小学校 50 校、中学校 1 校)を実施するなどの取組を行った。また、その結果を全小・中学校に情報提供するとともに、各校のホームページで発信するなど、事後学習で活用できるよう工夫した。

その他、学校で環境のためにできる取組を「学校エコライフ」とし、節電・節水や牛乳パックリサイクル、学校給食におけるごみの排出量の削減等を推進した。また、児童に、夏休み期間に市長事務部局が実施している、日々の暮らしと地球温暖化との関わりを考え、省エネ対策を実践する態度を育成することを目指す「こどもエコチャレンジ」の取組への参加を呼び掛けた(学校エコライフ取組校 延べ 387 校、こどもエコチャレンジ取組児童数 43,934 人)。

さらに、ESD に対する啓発活動を行い、新たに中学校 2 校がユネスコスクールに加盟し、高等学校 1 校がユネスコスクールへ加盟するため、チャレンジ期間として取組を進めた(加盟校及び加盟希望校 小学校 6 校、中学校 4 校、高等学校 1 校)。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

職場体験における受入事業所数及び事業内容の種類を充実させることにより、進路や将来の職業を踏まえた職場体験活動を実施することを通して、将来について考えることや毎日の学校生活を前向きに取り組む態度を向上させることができた。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」の取組を推進したことにより、職場体験の内容や受入企業とのより効率的な調整の進め方について、意見交換を行うことができた。また、キャリア講話を中学校 2 校で実施することができた。

イ 福祉教育の推進

学校の実情に応じて、特色ある福祉教育を推進することができた。

(2) 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」を通して、留学生が留学中に経験したことを振り返り、平和について深く考える機会を持たせる支援をすることができた。

また、海外に派遣した高校生は、留学体験を通して、豊かな国際的感覚や語学力、コミュニケーション能力などを身に付けることができており、海外から留学生を受け入れた高等学校においては、国際理解教育の充実を図ることができた。

さらに、短期留学プログラムにより、多くの高校生に留学の機会を提供することができた。

(3) 環境教育の推進

児童生徒の地球温暖化などの環境問題に対する関心が高まり、環境保全に参画する態度や実践力が育っている。

また、中学校2校がユネスコスクールに加盟するとともに、高等学校1校がユネスコスクール加盟を目指したESDの取組を進めることができた。

2 課題

(1) キャリア教育、福祉教育の推進

ア キャリア教育の推進

引き続き、職場体験を多様なニーズに対応した、より充実したものとするため、活動について広く紹介するとともに、啓発に努める必要がある。

また、「ひろしまキャリア教育応援団」の取組について、受入企業を職場体験においてより多く活用することができるよう、各学校に周知する必要がある。また、学校と受入企業の調整について、より効率的に行う方法について考える必要がある。

イ 福祉教育の推進

引き続き、各学校の優れた取組事例の集約に努めるとともに、周知及び普及の方法について検討する必要がある。

(2) 国際理解教育の推進

広島市高校生交換留学生として派遣される高校生に対する事前・事後研修について充実を図るとともに、本市に留学している留学生の研修内容等について検討を行う必要がある。

また、短期留学プログラムについては、多くの高校生が留学できるよう、内容を検討するとともに周知の方法を工夫する必要がある。

(3) 環境教育の推進

企業と連携した取組などにより、各学校における取組の一層の充実を図る必要がある。

また、ESDの活動を普及させるとともに、ユネスコスクールの活動内容や加盟方法等について周知する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 キャリア教育、福祉教育の推進

(1) キャリア教育の推進

引き続き、地域・企業にリーフレットを配布するとともに、企業と連携を図り、本市ホームページを活用した広報や職場体験の受入可能事業所リストの充実を図る。

さらに、「ひろしまキャリア教育応援団」の取組として、受入可能企業と学校とのマッチングをより効率的に行うとともに、企業から学校への講師派遣の充実を図る。

(2) 福祉教育の推進

福祉教育の優れた事例の周知及び普及の方法について検討する。

2 国際理解教育の推進

「ひろしま子ども平和の集い」に参加し、メッセージを作成するための事前研修において、本市の高校生と留学生が平和について深く考えることができるよう、引き続き支援を行う。

また、短期留学プログラムについては、より多くの高校生が留学できるよう、派遣先や派遣期間などの内容及びその周知方法について検討する。

3 環境教育の推進

企業との連携を図るとともに、各校の取組やその結果等を各校のホームページ等で発信し普及させる。

また、ESD の活動をより普及させるとともに、ユネスコスクールの活動内容や加盟方法等について周知を図る。

(壬) 少人数教育（きめ細かな教育）の推進

第1 事務の目的・概要

基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、個性や能力を伸長する教育の充実を図ることを目的に、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育9年間を見通した少人数による個に応じたきめ細かな指導を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

授業研究会や研修会等を通じてきめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時任用教諭（以下、この項目において「臨時的任用教諭」という。）の指導力の向上を図るとともに、少人数指導のよさを生かしたきめ細かな指導ができるよう、実践事例等を紹介する等により指導方法の充実を図る。

更なる少人数教育の推進については、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第3 平成30年度における管理・執行状況

小学校の全学年及び中学校1年について、教諭の加配（小学校150人、中学校29人）や非常勤講師の配置（小学校18人）によるチームティーチング、臨時的任用教諭の配置等により、実質的な学級規模を35人以下とした。

臨時的任用教諭の指導力の向上を図るため、「きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時任用教諭予定者のための授業見学会」において、授業見学や授業づくりに関する研修を行うとともに、研修会を実施した。また、学校からの要請を受けて、指導主事が臨時的任用教諭の実地指導を行った。

さらに、中学校の全学年を対象に、国語・数学・英語のうち学校が希望する教科について、非常勤講師等を配置（1年23校、2年19校、3年20校）し、チームティーチング等の少人数による指導を実施した。非常勤講師等が指導方法の工夫を図り、一人一人にきめ細かく指導することを大切にしながら授業を行った。（図表26）

【図表26】教科ごとの少人数指導実施校数（延べ数）

学年 \ 教科	国語	数学	英語
1年	5校	10校	19校
2年	3校	8校	13校
3年	4校	9校	14校

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

臨時的任用教諭を対象とした授業研究会や研修会、実地指導を行い、きめ細かく指導することで、児童生徒の発言や発表の機会が増えるなど、児童生徒がじっくりと考えながら学習に取り組むことができるようになった。

2 課題

引き続き、臨時的任用教諭の更なる指導力の向上を図るとともに、少人数学級のよさを生かした効果的な指導の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

授業研究会や研修会等を通じて臨時的任用教諭の指導力の向上を図る。また、少人数指導のよさを生かした効果的な指導方法等について具体的な事例を示すなどして、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

更なる少人数教育の推進については、教職員の定数改善計画などの国の動向、本市の財政状況や児童生徒数の推移、これまでの取組の成果や課題を検証しながら検討を行う。

第1 事務の目的・概要

魅力ある高校づくりの一層の充実に取り組むため、市立高等学校の将来構想である「広島市ハイスクールビジョン」（平成28年11月策定）の行動計画として策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」（平成29年1月策定）等に基づき、各学校がそれぞれの特色に応じた多彩な教育活動を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学力の向上

研究体制を充実させ、引き続き高大接続の方針を踏まえた授業改善の実践的な研究を推進するとともに、その成果の普及に努める。

2 キャリア教育の推進

生徒の社会的職業的自立に向けて、教員の指導力の向上を図るとともに、生徒の視野を広げるための取組を充実させる。また、就職コーディネーター2人を配置して指導の充実を図るとともに、広島みらい創生高等学校に就職コーディネーターを配置することについて検討する。

3 中高一貫教育の推進

6年間の中高一貫教育のメリットを生かした教育内容について引き続き検討し、それを基に指導方法の改善や6年間一貫した教育を推進する体制づくりに取り組む。

4 広島みらい創生高等学校の整備

(1) 運営

学校教育目標に基づき、生徒一人一人のニーズに応じた多様な学習形態や教育内容を提供する。

また、全学年の生徒がそろそろ令和3年度に向けて、施設に必要な管理物品や授業等で使用する教材教具を計画的に整備する。

(2) 整備

校舎等の建設工事は、市長事務部局の関係課と連携を密にし、平成30年7月完成のための進行管理を適切に行うとともに、旧広島特別支援学校及び大手町商業高等学校の校舎（以下、この項目において「旧校舎」という。）の解体は平成30年度内の完了、外構・グラウンド整備は平成30年度に着手し、平成31年度（令和元年度）に完了させる。また、施工期間中の学校運営への影響を最低限にとどめるよう施工管理に注意する。

5 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、普通科コースの充実に向け、学校と連携を図り、将来構想の実現に向け取組を進める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 学力の向上

学力向上の研究指定校（6校）において、授業改善に向けて大学教授等を招へいした研修会を実施し、その研修で得た知識を基に効果的な指導方法の開発等の実践研究を行い、成果を公開授業研究会等により高等学校等に普及した。

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、各校において指導内容や指導方法等の改善に向けた研修会を行った。

2 キャリア教育の推進

企業や市内の専門学校に教員を派遣し、商業や工業に関する高度な専門知識や技術を身につけさせる専門技術派遣研修を実施した。また、先進的な取組を行っている他都市の商業高等学校に教員を派遣した。

プロフェッショナル人材活用事業については、全ての高等学校において、生徒が大学教授や企業で働く社会人の講演の聴講や実技指導を受ける研修会等を計 40 回実施した。

広島市立大学芸術学部に加えて、新たに同大学の国際学部と連携して、生徒及び教員を対象とした公開講座を実施するとともに、大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供するため、高等学校に教育ネットワーク中国が実施する高大連携事業の講座について案内した（高等学校 6 校から延べ 69 人の生徒が受講）。

教育委員会事務局に配置した就職コーディネーター（2 人）が、企業（延べ 873 社）やハローワーク（62 回）を訪問して高校生の就労先企業の開拓等を行うとともに、学校を訪問して教員や生徒に助言する（延べ 185 回）などの就職支援を行った。

令和 2 年度に最初の卒業生を送り出す広島みらい創生高等学校における就労支援については、配置する就職コーディネーターと進路担当教諭の役割分担などについて学校と協議した。

3 中高一貫教育の推進

広島中等教育学校においては、先進校視察を行うとともに、校内の研究推進委員会において、教育課程の検討と各教科の指導方法の改善に取り組んだ。

また、中等教育学校英語教育研究校として、広島市立大学と連携した e ラーニングや ALT の活用、英語多読（ER）など英語力の向上に資する研究開発を行い、その成果を普及した。

4 広島みらい創生高等学校の整備

(1) 運営

学校教育目標に基づき、定時制・通信制との併修や午前・午後・夜間の授業の中から自由に選択できるフレキシブル課程など、生徒一人一人のニーズに応じた多様な学習形態や教育内容を提供した。

また、全学年の生徒がそろそろ令和 3 年度に向けて、施設管理に必要な物品や授業等で使用する教材教具を計画的に整備した。

(2) 整備

校舎等の建設工事は、市長事務部局の関係課と連携を密にし、7 月に完了した。

完成した新校舎に移転後、旧校舎の解体工事を開始したところ、石綿が検出されたため、解体工事を延期し石綿の除去作業を行った。このため、平成 30 年度以内に完了せず、完成は平成 31 年度（令和元年度）の予定である。

5 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

普通科コース設置校（3 校）において、ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、各校の将来構想の実現について検討した。

また、沼田高等学校の普通科体育コースについて、入試制度・教育課程及び施設改善等について検討した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 学力の向上

研究指定校（6校）において公開授業研究会等を開催し、実践的な取組の普及を図ることができた。また、各学校において校内研修会を開催し、意欲的に授業改善に取り組むことができた。

(2) キャリア教育の推進

専門技術派遣研修等を実施したことにより、教員の指導力の向上につながった。

全ての高等学校及び中等教育学校でプロフェッショナル人材活用事業を実施するとともに、広島市立大学と連携した講座を実施することなどにより、生徒の学習意欲を喚起し、将来に向けた目的意識の高揚を図ることができた。

また、就職コーディネーターの活動により、高等学校の就職希望者の就職率100%を維持することができた。

広島みらい創生高等学校に配置する就職コーディネーターについては、検討を進めることができた。

(3) 中高一貫教育の推進

教育課程の検討と指導方法の改善に取り組んだことで、前期課程との接続が円滑に進み、6年間の一貫した教育を推進するための体制づくりができた。また、英語力の向上に資する研究開発を行うことができた。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

ア 運営

学校教育目標に基づき、平成30年度入学生に対して、生徒一人一人のニーズに応じた多様な学習形態や教育内容を提供することができた。

また、平成31年度（令和元年度）1学期までに、施設管理に必要な物品や授業等で使用する教材教具を計画的に整備することができた。

イ 整備

石綿検出による工期延期及び事業費の増加があったが、広島県教育委員会や市長事務局の関係課と連携し、早急の方針を決定し、工期の延期を最小限に抑えることができた。

(5) 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、コースの充実に向けて検討することができた。

また、体育コースにおいては、将来構想の実現に向けた検討をすることができた。

2 課題

(1) 学力の向上

学習指導要領の改訂や国において進められている高大接続の方針を踏まえ、授業改善や指導力向上等の取組をより一層充実させる必要がある。

(2) キャリア教育の推進

引き続き高等学校の就職希望者の就職率100%を維持する必要がある。

広島みらい創生高等学校については、令和2年度に卒業する生徒の進路志望状況を把握するとともに、就職コーディネーターの業務内容等についての検討を進める必要がある。

(3) 中高一貫教育の推進

先進校視察等や研究推進委員会で議論を重ねることにより、6年間の中高一貫教育のメリットを生かした教育課程について引き続き検討し、これを指導方法の改善につなげていく必要がある。また、引き続き、英語力の向上に資する研究開発を行う必要がある。

(4) 広島みらい創生高等学校の整備

ア 運営

令和2年度末までに、生徒実態に応じた教育内容や指導体制の充実を図るとともに、計画的に初度備品を整備する必要がある。

イ 整備

平成31年度(令和元年度)中に解体工事及び外構・グラウンド整備を完了し、整備事業を完了させる必要がある。

(5) 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

引き続き、ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき各校において普通科コースの充実に取り組む必要がある。

また、普通科体育コースについては、入試制度や教育課程など、将来構想の実現に向けた方向性を具現化する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学力の向上

引き続き、授業改善の実践的な研究を推進するとともに、その成果の普及を図る。

2 キャリア教育の推進

教員の指導力の向上を図るとともに、生徒の視野を広げるための取組を充実させる。また、就職コーディネーターを配置（2人）して指導の充実を図るとともに、広島みらい創生高等学校に配置する就職コーディネーターについて、学校等と引き続き協議を進める。

3 中高一貫教育の推進

引き続き、6年間の中高一貫教育のメリットを生かした教育内容について検討し、それを基に指導方法の改善に取り組む。また、英語力の向上に資する研究開発を行う。

4 広島みらい創生高等学校の運営・整備

(1) 運営

生徒一人一人のニーズに応じた多様な学習形態や教育内容を提供する。

また、全学年の生徒がそろそろ令和3年度に向けて、施設管理に必要な物品や授業等で使用する教材教具を計画的に整備する。

(2) 整備

市長事務部局の関係課と連携を密にし、平成31年度（令和元年度）中に外構・グラウンド整備を完了し、整備事業を完了させる。また、施工期間中の学校運営への影響を最低限にとどめるよう施工管理に注意する。

5 普通科におけるコース（創造表現・国際コミュニケーション・体育）の充実

ハイスクールビジョン推進プログラムに基づき、普通科コースの充実に向け、学校と連携を図り、将来構想の実現に向け取組を進める。

第1 事務の目的・概要

次世代の子どもたちを心身ともに健やかに育む幼児教育や子育て支援の充実を図るため、「広島市立幼稚園の今後の方向性」（平成22年3月作成）に基づき、拠点園による実践研究や幼保小連携の取組を推進するとともに、本市の幼児教育・保育の一体的な質の向上に向けて、市立幼稚園の今後の方向性について検討する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 拠点園等による研究推進

幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し、実践研究や研修体制の充実を図るとともに、教員等の資質向上に努める。

2 幼保小連携の推進

幼保小連携実践研究校2校において研究実践を進め、幼保小接続カリキュラムの作成のポイントや成果などを研修会等の開催を通して各学校へ発信し、各小学校区の実態に即した幼保小接続カリキュラムの作成を進める。

3 市立幼稚園の今後の方向性の検討

平成31年度（令和元年度）の幼児教育センターの設置に向けて、幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会から意見聴取を行うとともに、幼児教育支援協議会において、幼稚園教諭・保育士等の資質・能力の向上に資する研修の在り方や、幼児教育アドバイザーの効果的な活用等について、より一層調査・研究を行い、具体的な準備を進める。

また、市立幼稚園には、本市全体の幼児教育の更なる質の向上に向け、「地域における幼児教育・保育の支援窓口」など、地域における幼児教育の拠点となる機能を担わせることについて検討する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 拠点園等による研究推進

拠点園（6園）が連携園（13園）の協力の下、下記の研究テーマに沿って幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し実践研究を行い、その成果を4園が8月の研修会で発表した。また、拠点園以外の園における保育について、公開保育（7回）や研修会（3回）を通して、私立幼稚園・公私立保育園・認定こども園・小学校に公開した。

（参考）拠点園名及び実践研究テーマ

基町幼稚園（情報発信）、矢賀幼稚園（特別支援教育）、長束幼稚園（地域連携）、山本幼稚園（教員の資質向上）、落合東幼稚園（幼保小連携）、船越幼稚園（保護者支援）

2 幼保小連携の推進

各小学校区を単位として設置している幼保小連携推進委員会において、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の合同研修会や交流授業を推進するとともに、幼保小連携実践研究校2校（基町小学校、川内小学校）において、幼保小接続カリキュラム研究開発事業（平成29、30年度）に取り組み、公開授業研究会を行った。

3 幼児教育の質の向上に向けた取組

(1) 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」における意見聴取

幼児教育の推進体制構築事業の円滑な推進に当たり、学識経験者、教育関係者、関係団体代表者、行政関係者で構成する「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」を5回開催し、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの活用等について意見を聴取した。

(2) 「幼児教育支援協議会」における調査研究

教育委員会事務局と市長事務局との連携・協働により、「幼児教育支援協議会」を4回開催し、幼児教育・保育の質の向上に関することや、幼稚園教諭・保育士等に対する研修等について調査研究を行った。

(3) 市立幼稚園のあり方の検討

本市の幼児教育の更なる質の向上に向けて、市立幼稚園と平成31年度（令和元年度）に設置予定の幼児教育センターとの連携方策などについて検討した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 拠点園等による研究推進

公開保育及び研修会を通して、実践研究の成果を発信することで、参加した小学校教諭が、幼児期の教育について理解を深めたり、幼稚園教員や保育士の専門性を高めたりすることができた。幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用したことで、実践研究や研究体制の充実を図ることができている。

(2) 幼保小連携の推進

各小学校区において、合同研修会や交流授業を実施することにより、教諭や保育士の交流・連携を図ることができた。また、幼保小連携実践研究校において幼保小接続カリキュラムを修正し、公開授業・研究会を行ったことにより、研究実践の成果を発信することができた。

(3) 幼児教育の質の向上に向けた取組

ア 「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」における意見聴取

本市に必要な幼児教育センターの機能について専門的見地から幅広く意見聴取を行うことで、本市の実情に即した幼児教育センターの設置（平成31年4月）につながった。

イ 「幼児教育支援協議会」における調査研究

市長事務局の関係課等との連携がより実効性あるものになるとともに、幼稚園・保育園等からの要請に基づき、幼児教育アドバイザーを派遣することで、各園の抱えている問題解決に向けた支援などを行う仕組みを構築することができた。

ウ 市立幼稚園のあり方の検討

市立幼稚園が各区において拠点となる機能を担うことや先進的な実践・研究を行うことなど、公立として果たすべき役割の方向性の検討を行っている。

2 課題

(1) 拠点園等による研究推進

引き続き、拠点園6園と連携園13園において、幼児教育アドバイザー等を活用し、それぞれの研究テーマに沿って研究を推進する必要がある。

(2) 幼保小連携の推進

幼保小の円滑な接続を行うため、各小学校区において、より一層連携を進める必要がある。幼保小接続カリキュラムについては、令和 2 年度からの小学校の新学習指導要領全面实施に併せ、全小学校区において作成又は修正を行い、幼保小の円滑な接続に向けて教諭・保育士の意識を高めていく必要がある。

(3) 幼児教育の質の向上に向けた取組

幼児教育センターにおける取組を円滑に実施していくとともに、幼児教育アドバイザーを活用した各園への支援を充実させる必要がある。

また、公立・私立を問わず、幼稚園・保育園の垣根を越えた幼児教育・保育の提供体制を検討していく中で、公立幼稚園として担うべき役割を明確にする必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 拠点園等による研究推進

大学教授や幼児教育アドバイザー等の外部講師を活用し、幼児教育の更なる質の向上を目指し、実践研究や研修の充実に努める。

2 幼保小連携の推進

各小学校区においては、実態に即して幼保小接続カリキュラムを作成し、幼保小の円滑な接続に向けて教諭・保育士の意識を高めていく。より幅広く研究実践を進めるために、幼保小連携の実践研究校を 2 校から 4 校に増やし、幼保小接続カリキュラムの作成のポイントや成果などを、研修会等の開催を通して更に各園や学校へ発信する。

3 幼児教育・保育の一体的な質の向上に向けた取組

文部科学省の「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」を活用しながら、幼児教育センターにおいて、幼児教育アドバイザー派遣の拡充や幼稚園教諭・保育士等への研修の充実に取り組む。

また、「乳幼児教育保育推進体制の充実・活用強化に関する懇談会」を開催することにより、学識経験者や幼稚園・保育園の関係者などから意見聴取を行い、本市全体の幼児教育・保育の一体的な質の向上に向けた市立幼稚園の今後の在り方について検討を行う。

なお、本市における幼児教育センター及び幼児教育アドバイザーの名称は、平成 31 年度（令和元年度）から「乳幼児教育保育支援センター」及び「乳幼児教育保育アドバイザー」とする。

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

特にいじめは、いじめを受けた児童生徒の人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、平成29年7月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案のようなことを二度と起こさないという強い決意の下、「いじめに関する総合対策」について重点的に取組を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、規範性を育む道德教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を習得させるスキル教育を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。

(2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、学校において、いじめを十分に認知するため、定期的なアンケート調査や「学校環境適応感尺度」を実施する。また、いじめに関する相談を受け付ける「ふれあい相談窓口」を設置し相談を受け付ける。

不登校の対応では、未然防止のために、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。また、登校はできるが、教室に入ることが難しくなっている児童生徒には、各小・中学校の「ふれあいひろば」を、登校ができない児童生徒には、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」を活用し、段階的な教室又は学校復帰の支援を専門家と連携して行う。

さらに、教員の指導力向上を図るため、いじめ問題に対する組織的対応の中心となる管理職及び生徒指導主事を対象に、いじめ問題に関する専門の講師を招へいた研修を行う。

また、小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象として、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」等について、年間30時間の集中研修を行う。

(3) 暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であり、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要であることから、引き続き、暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを積極的に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 「広島市いじめ防止等のための基本方針」については、平成29年7月に発生した広島市立中学校の生徒の死亡事案に係る広島市いじめ防止対策推進審議会からの答申（以下、この項目において「審議会からの答申」という。）を踏まえて見直しを行い、「いじめに関する総合対策」をより実効性の高いものに再構築する。

- (2) 平成 30 年度は、教育委員会事務局に、新たに「いじめ対策推進担当」を設けて担当課長以下 3 人の職員を配置するとともに、いじめの問題に精通した退職校長を、学校のいじめ対策に係る取組への指導・助言を行う「いじめ対策推進教諭」として 5 人配置し、いじめの問題に適切に対応するための体制を強化する。
- 3 相談・助言体制の整備
- スクールカウンセラーの配置の拡充に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの配置拡充及び力量の向上のための体制整備に努める。
- また、弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の配置の拡充に努める。
- 4 児童生徒への支援・居場所づくり
- (1) 各「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率を高めるように努めるとともに、各学校において、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」についてより積極的に児童生徒や保護者に周知する。
- (2) 「ふれあいひろば」における支援活動の充実を図り、教室復帰率を高める。
- また、午後の活動の充実が図られるよう、「ふれあいひろば推進員」の活動時間の拡充に努める。
- 5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化
- (1) 「ふれあい活動推進協議会」等において、これまでの活動の振り返りや意見交流等を行うことにより、より各学校や地域の実態に応じた取組を行うよう努める。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報交換を行うとともに、対応方針などについて協議を行うことにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

第 3 平成 30 年度における管理・執行状況

- 1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組
- (1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」に基づき協同学習やスキル教育を実施した。
- また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組として、児童会や生徒会による「楽しい学校づくり週間」等を実施したほか、広島市 PTA 協議会が実施した「いじめ問題子どもサミット」に中学校 62 校の 124 人の生徒会役員の生徒が参加し、生徒会が主体となったいじめ防止の取組について意見交換を行った。
- (2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、学校において、定期的実施しているいじめに関するアンケートの内容や実施方法を、より回答を得られやすいものとなるよう見直しを行った。また、多くの学校で「学校環境適応感尺度」等を実施した。さらに、全ての学校に開設している「ふれあい相談窓口」で、いじめ等についての相談を受け付けた。
- また、小学校の生徒指導主事の指導力の向上を図るため、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」など、年間 30 時間の集中研修を実施した。
- (3) 暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を

図った。

- (4) いじめの認知件数は、前年度と比較して全体で2,372件(113.7%)増加した。(図表27)
なお、本市における児童生徒千人当たりのいじめの認知件数(44.1件)は、全国平均値(30.9件：平成29年度)を上回っている。

【図表27】いじめの認知件数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度※
小学校	367件	363件	789件	1,529件	3,325件
中学校	288件	201件	234件	535件	1,089件
高等学校	24件	12件	6件	23件	45件
計	679件	576件	1,029件	2,087件	4,459件

※ 平成30年度の件数は、速報値である。

- (5) 不登校児童生徒数は、前年度と比較して全体で228人(19.2%)増加した。(図表28)
なお、本市における児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数(14.1人)は、全国平均値(14.8人：平成29年度)を下回っている。

【図表28】不登校児童生徒数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度※ ¹
小学校	273人	268人	277人	376人	467人
中学校	723人	699人	685人	748人	868人
高等学校	38人	39人	36人	65人	82人
計	1,034人	1,006人	998人	1,189人	1,417人

※¹ 平成30年度の人数は、速報値である。

※2 平成30年度の不登校児童生徒のうち、57.5%が、平成29年度も不登校児童生徒として計上されている。

- (6) 暴力行為の発生件数は、前年度と比較して全体で565件(120.5%)増加した。(図表29)
なお、本市における児童生徒千人当たりの暴力行為の発生件数(10.3件)は、全国平均値(4.8件：平成29年度)を上回っている。

【図表29】暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度※
小学校	183件	201件	196件	246件	582件
中学校	367件	194件	178件	217件	446件
高等学校	5件	5件	4件	6件	6件
計	555件	400件	378件	469件	1,034件

※ 平成30年度の件数は、速報値である。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 「広島市いじめ防止等のための基本方針」については、審議会からの答申を踏まえた見直しを行い、より実効性の高い「いじめに関する総合対策」の構築に向けた改定作業を行った。
- (2) 審議会からの答申を踏まえ、学校における教育相談体制を強化し、生徒指導主事との連携による組織的な生徒指導体制の充実を図るため、全ての小・中・高等学校等において、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けるよう、検討を行った。

また、学校がいじめ問題に組織的に取り組むために、全教職員が知っておくべきポイントを示した「いじめ対応ハンドブック」を作成し、3月に全教職員に配布した。

- (3) 生徒指導課に「いじめ対策推進担当」を設け、担当課長以下 3 人の職員を配置した。また、いじめの問題に精通した退職校長を、学校のいじめ対策に係る取組への助言等を行う「いじめ対策推進教諭」として 5 人配置し、いじめの問題に適切に対応するための体制の強化を行った。
- (4) 小学校における生徒指導体制の充実・強化を図るため、全ての小学校に生徒指導主事を配置するとともに、重点対応校（小学校 30 校）に、各 1 人、週 6 時間程度、生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置した。
- (5) いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催した。

3 相談・助言体制の整備

- (1) 全ての学校に、小学校においては週 4 時間（27 学級以上の小学校は週 6 時間）、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校については週 8 時間（24 学級以上の中学校は週 12 時間、広島みらい創生高等学校は週 12 時間）、スクールカウンセラーを配置し、教職員に対する助言や、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行った（相談件数 34,979 件）。

（図表 30）

【図表 30】スクールカウンセラーの活動時間数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
39,760 時間	39,620 時間	40,468 時間	40,612 時間	43,550 時間

スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
33,666 件	32,853 件	32,500 件	32,640 件	34,979 件

- (2) スクールソーシャルワーカーを拠点校（小学校 2 校、中学校 10 校）に各 1 人、教育委員会事務局に 2 人配置した。支援件数は、453 件（399 家庭）であり、このうち 313 件（69.1%）については、家庭の状況の改善や子どもが抱える問題の解決を図ることができた。（図表 31）

【図表 31】スクールソーシャルワーカーの配置人数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
8 人	8 人	12 人	12 人	14 人

スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
229 件	265 件	337 件	400 件	453 件

- (3) 弁護士等への相談対応のほか、「生徒指導支援員」（警察 0B）を中学校 12 校に派遣した。この中学校 12 校の暴力行為の発生件数は、軽微な行為に至るまで積極的に対応したことにより、前年度と比べて 67 件増加している。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 市内 4 か所に設置した「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」において、小学校 32 人、中学校 102 人の合計 134 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行い、そのうち小学校 16 人、中学校 62 人の合計 78 人の児童生徒は、学校復帰した。（図表 32）

【図表 32】「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」の学校復帰率等の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通室児童生徒数	129 人	114 人	126 人	136 人	134 人
学校復帰児童生徒数	69 人	67 人	69 人	85 人	78 人
復帰率	53.5%	58.8%	54.8%	62.5%	58.2%

- (2) 全ての小・中学校、中等教育学校に「ふれあいひろば推進員」の活動時間として、年間 560 時間を措置し、「ふれあいひろば」において、小学校 828 人、中学校 481 人の合計 1,309 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行い、そのうち小学校 738 人、中学校 398 人の合計 1,136 人の児童生徒について、教室復帰等の状況の改善が図られた。（図表 33）

【図表 33】「ふれあいひろば」の教室復帰率等の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支援児童生徒数	1,292 人	1,261 人	1,356 人	1,304 人	1,309 人
改善児童生徒数	1,163 人	1,158 人	1,179 人	1,150 人	1,136 人
復帰率	90.0%	91.8%	86.9%	88.2%	86.8%

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 中学校区を単位とした 62 の地域で、教職員、PTA、地域の代表者等から成る「ふれあい活動推進協議会」を設置し、あいさつ運動や地域での奉仕活動等、それぞれテーマを設定して活動した。また、「ふれあい活動推進協議会連絡会議」を開催し、各推進協議会の活動報告等を行った。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」と、随時、取組状況や課題等について情報共有するとともに、非行防止対策について協議した。また、児童相談所と、虐待事案の対応のほか、児童生徒及び保護者への支援の在り方や生徒指導上の課題を抱えている学校への指導・助言方法等について定期的に協議を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 評価

ア いじめの認知件数は、対平成 29 年度比約 2 倍となっている。

これは、教育委員会から各学校に対し、積極的な認知を呼び掛けてきたことや、「ささいな兆候でも疑いを持ち、早い段階からの的確に関わり、積極的にいじめを認知することが必要である。」とのいじめ対応の基本的な考え方が定着してきつつあることによるものと考えられる。また、重大事態に係る調査結果等が広島市いじめ防止対策推進審議会から答申されたことも、「いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうる」ことや基本的な考え方の定着に影響したと考えられる。

イ 不登校児童生徒数について、本市の児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、全国平均値を下回っているが、憂慮すべき状況である。

ウ 暴力行為の件数は平成 29 年度に比べて 565 件増加しているが、いじめの認知と同様に「ささいな事案でも、早い段階からの的確に関わる必要がある。」という基本的な考え方が定着してきつつあるためだと考えられる。

(2) 課題

ア 本市におけるいじめの認知件数については、近年顕著な増加傾向にあり、児童生徒千人当たりのいじめの認知件数は、全国平均値を上回っている。引き続き、審議会からの答申を踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

イ 新たな不登校児童生徒を生まないう、学校への適応感を高めるための協同学習や対人関係を円滑にするための知識等の習得に係るスキル教育の充実を図る必要がある。

また、相談機関等につながっていない不登校児童生徒も多くいることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携したチーム支援を行う必要がある。

ウ 暴力行為の発生について、本市の児童生徒千人当たりの暴力行為発生件数は、全国平均値よりも多く、暴力行為の背景にある課題を分析し、未然防止の取組を一層強化する必要がある。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 評価

ア 「広島市いじめ防止等のための基本方針」について、審議会からの答申を踏まえ、平成31年度（令和元年度）の早い段階に、改定及び各学校への周知ができる見込みとなった。

イ 全ての小・中・高等学校等において、教育相談等の取組の中心的な役割を担う「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けるための設置要綱を定めることができた。

また、各学校がいじめ問題に組織的かつ適切に対応できるよう、全教職員に「いじめ対応ハンドブック」を配布することができた。

ウ 小・中学校に新たに配置した5人のいじめ対策推進教諭が、定期的に学校を訪問し、学校のいじめ対策に係る取組への助言等を行うなど、学校のいじめ防止等に向けた取組の強化を図ることができた。

エ 生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置した小学校では、生徒指導主事が、生徒指導上の諸課題への対応、中学校や関係機関等との連携等の中心的な役割を担うことができた。

オ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催し、構成する機関や団体の連携を強化することができた。

(2) 課題

ア 審議会からの答申を踏まえた「広島市いじめ防止等のための基本方針」の改定を行い、各学校に周知するとともに、各学校における「いじめ防止等のための基本方針」の見直しを進める必要がある。

イ 「教育相談・支援主任」が、学校における教育相談等の取組の中心的な役割を担うことができるよう、集中的かつ具体的な研修を行うなど、資質向上を図る必要がある。

また、各学校が、「いじめ対応ハンドブック」を活用し、いじめ問題に組織的かつ適切に対応できるよう、継続的に啓発する必要がある。

ウ 引き続き、いじめ対策推進教諭が、定期的に担当校を訪問し、各学校の実態に応じたいじめ防止等の取組の強化を図る必要がある。

エ 引き続き、小学校における生徒指導体制の充実・強化を図るため、重点対応校には、各1人、週6時間程度、生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置する必要がある。

オ 引き続き、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、構成する機関や団体の連携

強化を図る必要がある。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談に対応したが、相談内容が多様になっていることや相談件数の増加により、1 ケース当たりの対応時間が制限されてしまうなど、年々高まるニーズに十分に対応することができなかった。

弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の拡充はなかったものの、組織的な生徒指導体制の構築を進めることができた。

(2) 課題

相談に至るまで待たせるケースが増えている状況を改善するため、スクールカウンセラーの活動時数を拡充する必要がある。また、一人のスクールソーシャルワーカーが担当するケース数が増えるとともに、対応に時間を要するケースが増えていることから、スクールソーシャルワーカー個々の力量を高めるための系統的な研修の実施や、スクールソーシャルワーカーが困難なケースへの対応について助言を受けることができる体制を整える必要がある。

さらに、弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の派遣要請の増加に対応する必要がある。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 評価

ア 「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」において、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことができた。ただし、通室児童生徒数は、不登校児童生徒全体の約 1/9 程度の利用にとどまっている。

イ 「ふれあいひろば」における個々の児童生徒の実態に応じた支援を行い、通室児童生徒の 90%弱に好ましい変化が見られた。

(2) 課題

ア 「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」について、児童生徒や保護者により周知するため、新たな方法を検討する必要がある。また、民間施設との交流を図る必要がある。

イ 「ふれあいひろば」については、学校や児童生徒の実態に応じて、「ふれあいひろば推進員」の活動時間を拡充することなどにより、午後の活動を充実させ、より多くの不登校児童生徒の居場所となるよう支援体制等の充実を図る必要がある。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

(1) 評価

ア 「ふれあい活動推進協議会」を地域に定着させ、家庭・学校・地域の交流を促す活動を実施することにより、それぞれの間の連携の強化を図るとともに、地域の実情に応じた活動内容となるよう検討することができた。

イ 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報共有や協議を行うことができた。また、これらの情報を参考に効果的な施策を推進することができた。

(2) 課題

ア 「ふれあい活動推進協議会」等における取組について、より各学校や地域の実態に応じた内容となるよう努める必要がある。

イ 効果的な施策を展開するため、「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等との連携を、より一層強化する必要がある。

第5 課題への対応方針

学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、平成31年度（令和元年度）の重点取組項目とする。

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

- (1) いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、規範性を育む道徳教育や対人関係などへの適応感を高める協同学習、対人関係を円滑にするための知識や技術を習得させるスキル教育を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。
- (2) いじめの早期発見・早期対応に向けては、「教育相談・支援主任」を新たに校内組織に位置付け、生徒指導主事との密接な連携により、教育相談の充実等を図るとともに、校内の「学校いじめ防止委員会」を中心として組織的に適切な対応を行う。

また、いじめに関する相談を受け付ける「ふれあい相談窓口」を設置し相談を受け付ける。

さらに、教員の指導力向上を図るため、いじめ問題に対する組織的対応の中心となる管理職、生徒指導主事及び「教育相談・支援主任」を対象に、いじめ問題に関する専門の講師を招へいた研修を行う。

不登校の対応では、未然防止のために、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。また、登校はできるが、教室に入ることが難しくなっている児童生徒には、各小・中学校の「ふれあいひろば」を、登校ができない児童生徒には、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」を活用し、段階的な教室又は学校復帰や社会的自立に向けた支援を専門家と連携して行う。

また、小学校の生徒指導体制の中核を担う生徒指導主事を対象として、「生徒指導主事の役割と校内体制づくり」や「予防的生徒指導の推進」、「危機管理」等について、年間30時間の集中研修を行うとともに、各学校の教育相談体制の中心となる「教育相談・支援主任」を対象として、「予防的生徒指導の推進」や「教育相談の意義」等について、年間10時間の集中研修を行う。

- (3) 暴力行為を繰り返す児童生徒の背景は様々であり、スクールカウンセラーや警察等の機関が連携して取り組んでいくことが必要であることから、引き続き、暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを積極的に派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行い、課題の早期解決を図る。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 各学校が「いじめ防止等のための基本方針」の見直しを進め、それに基づき、より実効性の高い取組ができるよう指導・助言を行う。

この基本方針に基づく取組を効果的に推進していくに当たっては、教職員の果たすべき役割が質的にも量的にも増大することを踏まえ、教員が児童生徒と十分に向き合うことができる時間を確保するため、働き方改革の取組を併せて推進する。

- (2) 各学校の教育相談等の取組の中心的な役割を担う「教育相談・支援主任」については、資質向上のための研修を計画的に行うとともに、特に必要と考えられる学校に対して教員の

加配措置による専任化を図り、その学校の好ましい実践事例を各学校に普及・啓発する取組を行う。

また、引き続き、「いじめ対応ハンドブック」を活用し、いじめ問題に学校が組織的かつ適切に対応できるよう、教職員の資質向上を図る。

- (3) 平成 31 年度（令和元年度）も、教育委員会事務局に、「いじめ対策推進担当」として担当課長以下 3 人の職員を配置する体制を継続するとともに、引き続き、学校のいじめ対策に係る取組への助言を行う「いじめ対策推進教諭」5 人を配置し、各学校が、いじめの問題に適切に対応できるようにする。
- (4) 小学校における生徒指導体制の充実・強化を図るため、引き続き、重点対応校には、各 1 人、週 6 時間程度、生徒指導主事を補助するための非常勤講師を配置する。
- (5) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催し、構成する機関や団体の連携強化を図る。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努める。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを教育委員会事務局に配置し、スクールソーシャルワーカーに対する系統的な研修や個別事案に対する助言を行い、スクールソーシャルワーカーの力量の向上に努める。

また、弁護士等への相談時間や「生徒指導支援員」の配置の拡充に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 各学校において、「不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）」についてより積極的に児童生徒や保護者に周知するとともに、不登校児童生徒への支援を行っている民間施設の状況を把握しながら、民間施設と学校との連携について検討する。
- (2) 「ふれあいひろば」における支援活動や体制の充実を図る。また、「ふれあいひろば推進員」の活動時間の拡充に努める。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組及び関係機関との連携強化

- (1) 「ふれあい活動推進協議会」の活動がより学校や地域の実態に即したものとなるよう、活動の振り返りや意見交流等を行う「ふれあい活動推進協議会連絡会議」を開催する。
- (2) 「少年サポートセンターひろしま」や児童相談所等の関係機関と情報交換を行うとともに、対応方針などについて協議を行うことにより、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進する。

(ア) 特別支援教育の充実

第1 事務の目的・概要

幼稚園・学校に在籍する知的障害や発達障害等のある特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の指導計画」等に基づいた指導を実施するとともに、全ての幼児児童生徒が、障害の有無にかかわらず、個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、交流及び共同学習の推進など、指導の充実を図る。

また、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進するとともに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や特別支援教育アシスタント（以下、この項目において「アシスタント」という。）の配置など、指導体制の充実を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 指導の充実

(1) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、適切な指導及び必要な支援を行うため、幼稚園・学校に対し、「個別の指導計画」を作成する必要がある全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成するよう引き続き指導を行う。

また、「個別の教育支援計画」についても、作成する割合が平成29年度を上回るよう、引き続き指導を行う。

「個別の教育支援計画」

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童（生徒）の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童（生徒）の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するもの。

「個別の指導計画」

教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。

※ 小（・中）学校学習指導要領解説総則編（平成29年7月）から引用。

※ 新学習指導要領では、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされ、特別支援学校だけでなく、小・中学校においても、特別支援学級と通級による指導の場合は、作成・活用は実施義務である。

(2) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習を推進するため、引き続き特別支援教育コーディネーター（以下、この項目において「コーディネーター」という。）を対象とした研修の実施や好事例の普及に努めるとともに、幼稚園・学校での特別支援教育に係る研修会の計画的な実施について指導する。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

管理職を対象とした講演会を実施する。

研修後に実施するアンケートの項目を「参考度」から「活用度」に変更する。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

専門家チームによる巡回相談指導を実施する。

また、幼児児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を行うため、巡回相談指導の効果的な活用について促す。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

コーディネーターの研修を計画的に実施し、専門性の向上に努める。

指定校において、コーディネーターの専任化を行い、コーディネーターを中心とした、校内体制の構築に係る実践研究を更に進める。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

アシスタントを計画的に配置する。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員の計画的配置のほか、実践的指導力の向上をより図るための研修を実施する。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえて、適切に設置するよう努める。

高等学校の通級指導教室の設置については、早期に実現できるよう引き続き検討を進める。

高等学校だけを対象としたコーディネーター研修を実施し、高等学校における特別支援教育や通級指導教室の設置に係る理解・啓発を図る。

指導主事が全市立高等学校を訪問し、生徒の実態把握及び支援についてのコンサルテーションを行う。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

児童生徒の意欲的・主体的な活動を支援するため、全ての特別支援学級へのタブレット端末の整備を計画的に進める。

また、タブレット端末サポート員等を招へいした相談会や研修会を実施し、教員の ICT 活用能力の向上を図る。

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応できるよう、看護師の適正配置に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 指導の充実

(1) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

各学校において適切に「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成できるよう、特別支援教育指導資料「理解と指導のために」（平成22年3月作成）の活用を促したり、「個別の教育支援計画」について合理的配慮の提供事例が記載された複数のサンプルを示したりすることにより指導した。

また、校長を対象とした研修を1回、コーディネーターを対象とした研修を5回実施し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用について指導した。

(2) 交流及び共同学習の推進

園長・校長会及びコーディネーターを対象とした研修において、各1回、交流及び共同学習の推進について指導した。

教育センターでの研修・講座や校内研修会等の機会を捉えて、交流及び共同学習に係る好事例を紹介するとともに、幼稚園・学校での特別支援教育に係る研修会の持ち方や進め方等について指導した。

また、交流及び共同学習に係る全国的な研究協議会に教員1人を派遣し、そこで得られた情報や派遣後に所属校で行った実践等を、幼稚園・学校に紹介した。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や合理的配慮の提供に向けて、「的確な実態把握に基づく合理的配慮の提供に向けた保護者との合意形成」をテーマとし、管理職を対象とした講演会を1回実施した。

また、研修後に実施するアンケート中、評価に係る選択肢の名称を「参考度」から「活用度」に変更した。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

校長会や学校訪問等において巡回相談指導の効果的な活用の事例を示して説明することにより、巡回相談指導の活用を促進した。(図表 34)

【図表 34】巡回相談指導の実施状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施園・校数	116 園・校	132 園・校	120 園・校	130 園・校	125 園・校
実施回数	254 回	274 回	279 回	255 回	251 回

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

新任者対象の研修を5回、経験者対象の研修を3回、経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修を2回、それぞれ実施した。経験者対象の研修及び経験者のうち中核的なコーディネーターを対象とした研修では、合理的配慮の提供についての理解が深まるよう、実践事例を基に協議を行うなど、内容の改善を行った。

また、高等学校、中等教育学校（後期課程）のコーディネーターを対象とした研修については、専門性の向上が図られるよう、引き続き、校種別に研修を行った。

「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」（小学校6校、中学校7校）における取組を充実させるため、指導主事等が基本的に毎月、学校を訪問し指導・助言を行った。訪問指導の日程が調整できない月については、電話やメール等による指導・助言を行った。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が増加していることを踏まえ、アシスタントを増員配置した。(図表 35)

【図表 35】特別支援教育アシスタントの配置状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配置園・校数	203 園・校	204 園・校	211 園・校	222 園・校	225 園・校
配置人数	360 人	384 人	401 人	416 人	445 人

(4) 特別支援学級指導員の配置

各学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態について把握し、それを基に、必要に応じて特別支援学級指導員を増員配置した。(図表 36)

また、特別支援学級指導員を対象に「特別支援学級における子どもの理解と支援」をテーマとし、基礎的な知識と実践的指導力の向上を目的とした研修会を実施した。

訪問指導の際には、校長に対し特別支援学級指導員の活用等を促した。

【図表 36】特別支援学級指導員の配置人数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
255 人	270 人	299 人	317 人	350 人

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

就学相談や教育相談により児童生徒の実態を把握し、その実態に応じた障害種別の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害、身体虚弱（院内）、難聴、弱視）や通級指導教室（言語障害、弱視、情緒障害）を設置した。(図表 37)

【図表 37】特別支援学級及び通級指導教室の設置数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別支援学級	407 学級	416 学級	438 学級	467 学級	493 学級
小学校	287 学級	301 学級	316 学級	337 学級	361 学級
中学校	120 学級	115 学級	122 学級	130 学級	132 学級
通級指導教室	30 教室	32 教室	33 教室	34 教室	34 教室
小学校	28 教室	29 教室	30 教室	31 教室	31 教室
中学校	2 教室	3 教室	3 教室	3 教室	3 教室

高等学校への通級指導教室の設置に向けて、通級による指導の教育課程上の位置付け等の運営方法について検討した。

高等学校、中等教育学校（後期課程）のコーディネーターを対象とした研修を実施し、高等学校段階における特別支援教育や通級指導教室の設置について啓発を図った。

指導主事が全市立高等学校を訪問し、生徒の実態把握及び支援についてのコンサルテーションを行った。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

新たに 54 台のタブレット端末を整備した。(図表 38)

【図表 38】タブレット端末の配置台数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
37 台	37 台	107 台	177 台	231 台

教員がタブレット端末を有効に活用できるよう、タブレット端末サポート員が、要請に応じて学校を訪問し支援するとともに、タブレット端末の活用に係る相談会を 4 日間実施した（5 日間の予定だったがサポート員の体調不良により 4 日間に短縮）。また、大学教授を招へいした効果的な活用に係る研修会及び実践発表会を各 1 回実施した。

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

医療的ケアを必要とする児童生徒に対応できるよう、看護師を適正に配置するための体制を整えた。(図表 39)

また、校外の宿泊学習や看護師の急きよの休み等に迅速に対応するため、新たな看護師確保の仕組みについて検討した。

【図表 39】 医療的ケアの必要な児童生徒数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小・中学校	6 人	9 人	12 人	13 人
特別支援学校	33 人	33 人	36 人	39 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 指導の充実

(1) 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

ア 評価

「個別的教育支援計画」が作成されている人数の割合（作成率）は、5 月 1 日現在、79.1%であり、平成 29 年度（9 月 1 日現在）よりも 17.3 ポイント増加した。「個別の指導計画」が作成されている人数の割合（作成率）は、5 月 1 日現在、93.7%であり、平成 29 年度（9 月 1 日現在）よりも 5.4 ポイント減少した。

なお、文部科学省による調査の基準日が「9 月 1 日」から「5 月 1 日」に変更されたため、作成率を単純に比較することはできない。当該年度になって作成する「個別の指導計画」については、5 月時点では、まだ作成途中の学校が多かったと考えられる。一方、在園、在学中を見通して長期的視点で作成する「個別的教育支援計画」については、前年度までに作成されている幼児児童生徒もいるため、基準日変更の影響は小さく作成率が上がっていると考えられる。

イ 課題

4 月中に特別な教育的支援を必要とする全ての幼児児童生徒の「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成するよう取り組む必要がある。

(2) 交流及び共同学習の推進

ア 評価

幼稚園・学校において、特別支援教育に係る研修会を計画的に実施することができた（実施率 93.2%）。

イ 課題

交流及び共同学習をより推進するため、引き続き、コーディネーター等を対象とした研修を実施するとともに、好事例の普及に努める。また、幼稚園・学校での特別支援教育に係る研修会の実施方法について、より具体的に指導する必要がある。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

ア 評価

管理職を対象とした講演会を計画どおり実施することができた。

なお、講演会実施後のアンケートにおいて、受講者の 98.1%が「理解できた。」、91.2%が「活用できる。」と回答し、高い評価を得ることができたものの、理解度に比べて活用度が 6.9 ポイント低かった。

また、受講者の感想の中に「保護者の対応の仕方について学んだことを教職員に伝えたい。」「問題が起こってから保護者と話し合うのではなく、平素から話し合いをもち、信頼関

係をつくっていきたい。」等があった。

イ 課題

引き続き、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進や合理的配慮の提供について啓発するため、管理職への研修を実施する必要がある。

また、活用率を上げるための研修の改善を行う必要がある。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

ア 評価

申請のあった全ての幼稚園・学校において実施することができた。

巡回相談指導を実施した全ての幼稚園・学校から、「満足度」「理解度」「活用度（旧参考度）」の全ての項目で肯定的評価を得た。

なお、幼稚園・学校からは、「子どもの見方が深まった。」「具体的な課題解決の方法がイメージできた。」など、巡回相談指導を効果的に活用した事例について報告があった。

イ 課題

巡回相談指導での専門家のアドバイスは理解できても、その後の対応に十分活用できていない幼稚園・学校があるため、引き続き効果的な活用を促していく必要がある。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

ア 評価

研修受講者の 99.6%が「満足できた。」、95.6%が「理解できた。」と高い評価を得た。「合理的配慮を意識した個別の指導計画を立て、職員が共通理解の下、支援を行っていききたい。」「研修を通して具体的なコーディネーターとしての心構えや行動について知ることができ、コーディネーターとして見通しを持って取り組むことができた。」等の感想があった。研修内容を改善したことで、校内支援体制の構築やコーディネーターの専門性を向上させることができた。

高等学校、中等教育学校（後期課程）のコーディネーターを対象とした研修では、「高校通級制度を支える校内支援体制の構築」をテーマとして事例検討などを行い、高等学校の実情に応じた研修を行うことができた。

「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」（小学校 6 校、中学校 7 校）に対し、日程が調整できず訪問指導できない月もあったものの、電話やメール等により、継続的に具体的な指導・助言を行うことができた。

イ 課題

下校時に放課後等デイサービス事業等を利用する児童生徒が増加してきたことを踏まえ、関係機関との連携に係る専門性を高められるような内容を取り入れる必要がある。

今後は、指定校において、専任化したコーディネーターを活用し、関係機関との連携も含めた、校内体制の構築に係る実践研究を更に進める必要がある。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

ア 評価

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加を踏まえ、アシスタントを計画的に配置することができた。

なお、幼稚園・学校からは、「個別に関わることでスモールステップの見直しが持てる

ようになり、学習に向かう時間が増えてきた。」「場面かん黙症で自分の思いを伝えにくい子が、アシスタントには筆談で伝えられるようになった。」などの報告があり、幼児児童生徒の園・学校生活における安全確保や授業等におけるきめ細かな支援ができるようになった。

イ 課題

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、きめ細かな支援を行うため、引き続き、アシスタントの適切な配置に努める必要がある。

(4) 特別支援学級指導員の配置

ア 評価

特別支援学級指導員を計画的に配置することができた。これにより、在籍する児童生徒の障害の状態に応じたきめ細かな指導・支援を充実させることができた。

研修会については、基礎的な知識の習得に加え、事例に触れたことで、児童生徒へのきめ細かな支援について、より理解を深めることができた。なお、研修で学んだことを指導に取り入れようとする特別支援学級指導員が多数おり、実践的指導力の向上を図ることができた。

イ 課題

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加していることを踏まえ、引き続ききめ細かな支援を行うため、特別支援学級指導員の適切な配置に努める必要がある。

また、指導員の実践的指導力の向上のため、引き続き児童・生徒の実態に応じた支援に係る実践的な内容の研修を実施する必要がある。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

ア 評価

就学相談や教育相談を通じて、一人一人の教育的ニーズや実態をきめ細かく把握し、その情報に基づいて特別支援学級や通級指導教室を設置することができた。

高等学校への通級指導教室の設置に向けて、コーディネーターを対象とした研修会を実施したり、指導主事が全市立高等学校を訪問し、生徒の実態把握及び支援についてのコンサルテーションを行ったりしたことで、通級による指導の重要性について理解を促すことができた。

イ 課題

引き続き、特別支援学級及び通級指導教室の適切な設置に係る検討を行う必要がある。

高等学校における通級による指導の具体化を目指し、単位認定等の課題を整理する必要がある。

引き続き、高等学校において指導・支援を必要とする生徒の実態把握を行うとともに、効果的な支援のためのコンサルテーションを行う必要がある。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

ア 評価

計画した台数を整備することができた。

教員の ICT 活用能力が向上し、児童生徒の障害の実態に応じてタブレット端末を活用した効果的な指導ができるようになった。

イ 課題

児童生徒の意欲的・主体的な活動を支援するため、未整備の特別支援学級にタブレット端末を計画的に整備する必要がある。また、毎年、特別支援学級の担当者の異動があるため、引き続き教員の ICT 活用能力の向上を図る必要がある。

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

ア 評価

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する全ての学校に看護師を配置することができた。

また、校外の宿泊学習や看護師の急きょの休み等に迅速に対応するために、訪問看護ステーション等に業務委託することについて検討を行った。

イ 課題

訪問看護ステーション等への業務委託に当たり、早期に契約を行い、円滑に運用できるようにする必要がある。

第5 課題への対応方針

1 指導の充実

(1) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた指導の実施

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する必要がある全ての幼児児童生徒に対し、4月中に作成するよう指導を行う。

(2) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習をより促進するため、引き続き、園長・校長会及びコーディネーターを対象とした研修における指導を行うとともに、好事例の普及に努める。

また、幼稚園・学校での特別支援教育に係る研修が効果的に実施できるよう、効率よく実施できる研修方法やケース会議の持ち方について具体的に指導する。

(3) 特別支援教育の理解・啓発の推進

管理職を対象とした講演会を実施する。

研修内容の活用度を高めるため、具体的な取組がイメージできるような内容の工夫を行う。

2 指導体制の充実

(1) 巡回相談指導の実施

専門家チームによる巡回相談指導を実施する。

また、より多くの幼稚園・学校において幼児児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を行うことができるようにするため、巡回相談指導の効果的な活用を促す。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

コーディネーターの研修を計画的に実施し、関係機関との連携も含めた専門性の向上に努める。

指定校において、専任化したコーディネーターを活用し、校内体制の構築に係る実践研究を更に進めるため、指導主事等が訪問指導を行う。

(3) 特別支援教育アシスタントの配置

アシスタントを対象幼児児童生徒の実態に合わせて適切に配置する。

(4) 特別支援学級指導員の配置

特別支援学級指導員の適切な配置に努めるほか、児童生徒の実態に応じた支援に係る実践的指導力の向上を図るための研修を実施する。

(5) 特別支援学級及び通級指導教室の設置

児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえて、適切に設置するよう努める。

高等学校に通級指導教室を設置し、適切な運用に努める。

引き続き、高等学校・中等教育学校（後期課程）を対象としたコーディネーター研修を実施し、高等学校における特別支援教育や通級指導教室の設置に係る啓発を行う。

指導主事が全市立高等学校を訪問指導し、生徒の実態把握及び支援についてのコンサルテーションを行う。

(6) 特別支援教育における ICT の利活用

児童生徒の意欲的・主体的な活動を支援するため、未整備の特別支援学級設置校へのタブレット端末の整備を計画的に進める。

また、タブレット端末サポート員等を招へいした相談会や研修会を実施し、教員の ICT 活用能力の向上を図る。

(7) 障害のある子どもへの医療的ケアの実施

校外宿泊学習や看護師の急きよの休み等に対応するため、早期に訪問看護ステーション等への業務委託の契約を行うとともに、円滑に運用できるよう取組を進める。

(イ) 特別支援学校における教育の充実

第1 事務の目的・概要

広島特別支援学校に在籍する児童生徒に将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。

特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育を充実させる。

また、広島特別支援学校に在籍する児童生徒が、将来、地域における交流を通して、より充実した生活を送ることができるようにするため、社会生活に必要な事項を学ぶ機会を提供するなど、活動の場づくりを推進する。

さらに、児童生徒数の増加に伴う施設環境の一層の充実については、職業教育の一層の充実の必要性も踏まえ、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、小・中・高等部の各段階及び児童生徒の実態に応じた「日常生活の指導」の内容や方法について研究することにより指導の充実を図る。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

体験的学習や実習等を計画的に実施するとともに、生徒の発達段階及び実態に応じたものとなるよう、内容の充実を図る。

(2) 普通科職業コースの取組

普通科職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就労に向けた知識・意欲を向上させるための家庭と連携した取組の充実を図るとともに、本人の特性やニーズ等が職業種と適切にマッチングできるよう実習先を広げる等の対応策を講じる。

また、専門的な技能の向上等を図り、卒業後の就労の定着に向けて取り組む。

加えて、オープンスクールや普通科職業コース一日体験入学などの取組を工夫することにより、一般就労に向けた就労意欲の高い生徒の入学を促す。

(3) 作業学習の指導方法等の工夫改善

作業学習における各種目の専門的な技能を有する社会人講師及び職業教育全般における専門的な知識技能を有する就労支援アドバイザーの招へいに努めるとともに、招へいする時間数の確保に努める。就労支援アドバイザー等から助言を受けることにより、作業学習における指導方法等の工夫改善を図る。

3 施設環境の一層の充実

高等部の生徒の一部が学習する増築校舎の基本計画を策定するとともに、基本・実施設計に着手する。

4 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援し、地域における交流活動を促進する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

指導内容や指導方法の充実を図るため、小・中・高等部別及び単一障害・重複障害別に児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を踏まえた「日常生活の指導」の授業研究や公開授業研究会を実施した（指導主事6人が指導・助言を実施）。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

就労に必要な技能を身に付けさせるため、生徒の障害の実態や希望に応じて、農業や木工、陶芸等に取り組む作業学習や、清掃作業、縫製作業等の校内実習、職場見学、職場体験実習等を計画的に行った。

また、校外での体験的学習について、働く力の基礎となる生活自立に結び付く内容を増やした。

(2) 普通科職業コースの取組

普通科職業コースの全卒業生16人のうち、就職を希望した16人全員が一般就職した。

（図表40）

卒業生の100%の就労や卒業後の就労の定着を目指し、学校において、ジョブ・サポート・ティーチャーを中心に、生徒の実態や希望に応じた実習先の開拓や作業学習の指導方法等の工夫改善（下記(3)参照）に努めた。

また、オープンスクールや普通科職業コース一日体験入学において、生徒の生活や目指す姿について丁寧に説明を行うとともに、作業学習の体験を行った。

【図表40】特別支援学校高等部普通科職業コース卒業生の一般就労率の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般就労生徒数	14人/16人	16人/16人	14人/15人	15人/16人	16人/16人
一般就労率	87.5%	100%	93.3%	93.8%	100%

※ 普通科職業コース：平成24年度設置。平成26年度1期生卒業。各学年の定員は16人。

※ 就労継続支援事業A型を含む。

(3) 作業学習の指導方法等の工夫改善

作業学習における各種目の専門的な技能を有する社会人講師については102.5時間（56回）、職業教育全般における専門的な知識技能を有する就労支援アドバイザーについては25時間（11回）の講師招へいを行い、その助言を受けて、学習内容にビジネスマナーやセルフコントロールについての学習を取り入れるなど、作業学習における指導方法等の工夫改善を行った。

3 施設環境の一層の充実

児童生徒数の増加に伴う教室不足を解消するため、校舎増築に必要な基本計画を7月に策定した。また、12月に基本・実施設計に着手した。

4 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒を対象に地域交流を促進する事業を行う地域活動団体に対して補助を行った。（図表41）

【図表 41】補助団体数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
25 団体	25 団体	23 団体	23 団体	21 団体

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

(1) 評価

適切な「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成することにより、知的障害のある児童生徒の実態に応じた指導を行うことができた。

「日常生活の指導」場面での児童生徒が主体的に活動する姿の具体化・明確化を図り、教員間で共有できたことで、学習場面では児童生徒がより主体的に活動に向かう姿が見られるようになった。

(2) 課題

将来の自立と社会参加に向けて、主体的に活動する力を確かなものとするため、「主体的・対話的で深い学び」を意識した授業づくりに取り組む必要がある。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

ア 評価

体験的学習や実習等を計画的に実施することができた。

また、職場実習後に生徒に聞き取りを行ったところ、実習での経験が大きな自信になった、自らの課題を見つけることができた等の感想があり、生徒の就労意欲の向上が見られた。

校外における体験的学習については、余暇活動を減らし、公共施設の利用や歴史的・文化的施設の見学などの内容に取り組むなど、活動に広がりが見られるようになった。

イ 課題

障害のある生徒に不足しがちな実際の場面での社会体験を充実させるため、引き続き、体験的学習や実習等を計画的に実施する必要がある。

(2) 普通科職業コースの取組

ア 評価

就職を希望する生徒全員が就職できるよう取り組んだ結果、平成 30 年度の普通科職業コースの一般就労率は、100%（卒業生 16 人中 16 人）であった。

職場定着に向けては、多様な職種の職場を開拓したり、生徒の希望に合わせた職場実習のマッチングをしたりすることに努めた。

イ 課題

引き続き、普通科職業コースの卒業生の一般就労率 100%を目指し、就労先企業との連携による職場実習等の充実を図るとともに、卒業後の就労の定着に向けて取り組む必要がある。

また、普通科職業コースの受検者数が減少しており、増加を図る必要がある。（図表 42）

【図表 42】特別支援学校高等部普通科職業コースの受検者数の推移

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
24 人	18 人	28 人	27 人	20 人

(3) 作業学習の指導方法等の工夫改善

ア 評価

社会人講師や就労支援アドバイザーの招へい時間を確保し、作業学習等についての助言を受けることができた。

これにより、ビジネスマナーやセルフコントロールの力を身に付けさせる学習に新たに取り組むなど、指導内容・方法の改善につながり、生徒の就職に必要な基礎的な力を高めることができた。

ジョブ・サポート・ティーチャーによる高等部生徒への面接指導や企業を対象とした学校見学会の実施により、一般就労を希望する生徒を適切に企業へつなぐことができた。

こうした取組により、平成 30 年度の高等部全体の一般就労率（就労継続支援事業 A 型を含む）は、37.6%（卒業生 85 人中 32 人）となった。（図表 43）

【図表 43】特別支援学校高等部卒業生全体に占める一般就労率の推移

卒業年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般就労率	31.5% (25.8%)	40.4% (36.2%)	41.3% (38.7%)	38.9% (32.6%)	37.6% (36.4%)

※（ ）内は就労継続支援事業 A 型を除く就労率

イ 課題

高等部生徒の一般就労率の一層の向上に向け、就労に関する教員の専門性を向上させる必要がある。

3 施設環境の一層の充実

(1) 評価

増築校舎の早期の供用開始を目指し、基本計画を策定した。また、基本・実施設計に着手することができた。

(2) 課題

早期に増築校舎の供用が開始できるよう、引き続き、計画どおり取り組む必要がある。

4 地域活動の推進

(1) 評価

254 人の児童生徒が、地域住民団体等が企画したもちつきやキャンプ、登山、ダンスなどの体験活動や、多様な行事に参加することにより、地域の方との幅広い交流ができた。

(2) 課題

引き続き、社会体験が不足しがちな広島特別支援学校に在籍する児童生徒の地域活動の場づくりを支援する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実

将来の自立と社会参加につながる「主体的・対話的で深い学び」を目指し、思考を支える「こ

とば」の力を育むための授業づくりの実践研究に取り組むなど、指導の充実を図る。

2 高等部における職業教育の充実

(1) 体験的学習や実習等の充実

引き続き、体験的学習や実習等を計画的に実施する。

(2) 普通科職業コースの取組

普通科職業コースの卒業生の100%の就労を目指し、就労に向けた知識・意欲の向上を図るための家庭と連携した取組の充実を図るとともに、本人の特性やニーズ等が職業種と適切にマッチングできるよう実習先を広げる等の対策を講じる。

また、引き続き、専門的な技能の向上等を通じて、卒業後の就労の定着に向けて取り組む。

加えて、中学校長会で普通科職業コースの取組を紹介したり、オープンスクールや普通科職業コース一日体験入学の際に、生徒が技能検定の試技を行う様子を見せたりすることにより、一般就労に向けた意欲の高い生徒の入学を促す。

(3) 高等部教員の専門性の維持・向上

高等部教員の専門性の維持・向上に向けて、作業学習における各種目の専門的な技能を有する社会人講師及び職業教育全般における専門的な知識技能を有する就労支援アドバイザーの招へいに努めるとともに、招へいする時間数の確保に努める。

3 施設環境の一層の充実

高等部の生徒の一部が学習する増築校舎の基本・実施設計を着実に進め、早期の供用開始を目指す。

4 地域活動の推進

広島特別支援学校に在籍する児童生徒の活動の場づくりを支援し、地域における交流活動を促進する。

第1 事務の目的・概要

教育上特別な配慮を必要とする子どもの障害の状況、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先等を決定するとともに、その後の一貫した支援を行うため、就学相談を実施する。

また、教育上特別な配慮を必要とする子どもの自立と社会参加に向け、本人・保護者・学校関係者に対して、教育面についての必要な助言及び支援を行うため、教育相談を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 青少年総合相談センターにおける取組

子ども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズに合った就学・教育相談を行うため、大学教授や医師等の専門家による研修やケース会議等を行うことにより、就学・教育相談等に当たる職員の専門性の向上を図る。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

本人や保護者からの多様な相談内容に対応するため、教育相談主任の増員に努める。また、教育相談主任やサポートセンター教育相談員が、相談活動において保護者や子どもに支援方法等の情報を提供するだけでなく、在籍学校と連携して生活・学習環境を整備することにより、相談活動の充実を図る。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 青少年総合相談センターにおける取組

就学・教育相談等に当たる担当指導主事や特別支援教育相談員を対象として、専門家を招へいし、発達障害の特性やその特性を踏まえた対応など、相談業務に係る様々な事例について学ぶ研修会を実施した。また、毎月、ケース会議を行い、柔軟な対応が求められる子どもへの支援についての共通理解を図った。

障害のある子どもを持つ保護者等に対し、電話や面談による就学・教育相談を行うとともに、その情報に基づき、就学する学校に対し、子ども一人一人の特性や就学前の状況及び学校生活に有効と思われる具体的な支援について、情報提供を行った。（図表 44）

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

多様な相談内容に対応できるよう、教育相談主任を増員して2人体制とし、発達検査の結果の分析やそれを踏まえた具体的な支援の内容など、児童生徒の実態についてきめ細かく把握した。また、児童生徒が在籍する学校を訪問し、その児童生徒の実態に応じた学校生活における支援の方法や学習環境の整備について助言を行った。（図表 45）

【図表 44】 青少年総合相談センター障害別相談件数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
視覚障害	16 件	10 件	32 件	15 件	14 件
聴覚障害	37 件	68 件	45 件	43 件	48 件
知的障害	398 件	505 件	447 件	526 件	230 件
肢体不自由	161 件	89 件	85 件	104 件	218 件
病弱虚弱	14 件	18 件	7 件	25 件	33 件
言語障害	190 件	154 件	184 件	156 件	170 件
自閉症スペクトラム (知的障害を伴う)	881 件	825 件	1,004 件	1,133 件	1,176 件
自閉症スペクトラム (知的障害を伴わない)	1,877 件	2,381 件	2,143 件	2,203 件	2,412 件
学習障害	14 件	51 件	12 件	11 件	19 件
注意欠陥多動性障害	201 件	261 件	97 件	129 件	72 件
情緒障害	40 件	65 件	50 件	26 件	19 件
その他	96 件	95 件	105 件	124 件	107 件
計	3,925 件	4,522 件	4,211 件	4,495 件	4,518 件

【図表 45】 サポートセンター（広島特別支援学校内）相談件数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	598 件	729 件	699 件	730 件	961 件

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 青少年総合相談センターにおける取組

専門家による研修やケース会議により、多様な障害の特性や障害のある子どもとその保護者への支援の方法に関する職員の理解が深まり、専門性の向上を図ることができた。

また、学校に対して相談内容を基に情報提供を行うことにより、学校が教育相談を円滑に行うことができた。

(2) サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

児童生徒の実態をきめ細かく把握するとともに、多様な相談内容に適切に対応できるようにするため、教育相談主任を 2 人に増員することができた。

また、児童生徒が在籍する学校と連携し、円滑にその児童生徒に必要な支援等を行うことができ、相談活動の充実が図れた。

2 課題

(1) 青少年総合相談センターにおける取組

発達障害に加え、医療的ケアを必要とする子どもの教育相談が年々増加している状況に適切に対応するため、相談員の専門性を高めるための取組を行う必要がある。

(2) サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

相談業務については、教育相談主任 2 人が面談を担当し、サポートセンター相談員 1 人が発達検査を担当した。配置人数が 1 対 1 で対応していないため、面談と発達検査を同時に実施する件数が限られており、発達検査や面談、児童生徒が在籍する学校との連携等、相談業務やスケジュールの組み方を工夫する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年総合相談センターにおける取組

子ども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズに合った就学・教育相談を行うため、医療的ケアを必要とする子どもの理解や学習環境の整備に係る知見を深めるとともに、大学教授や医師等の専門家による研修などにより、就学・教育相談等に当たる職員の専門性の向上を図る。

2 サポートセンター（広島特別支援学校内）における取組

発達検査や面談、在籍学校との連携等の相談業務やスケジュールの組み方を工夫することで、より多くの相談に対応できるよう努める。

第1 事務の目的・概要

特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、教職員による自己評価、保護者や地域の人々が学校教育全般に対して支援・提言・評価を行う学校関係者評価、校長の学校経営に対する、学校経営アドバイザー等による学校経営支援チームによる評価、支援（以下、この項目において「学校経営支援システム」という。）を実施している。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学校協力者会議の充実

学校協力者会議での意見聴取を積極的に行うとともに、学校・家庭・地域が連携した積極的な取組事例を校長会や研修会等において発信する。

また、コミュニティ・スクールの導入について、学校運営協議会と本市の学校協力者会議の役割等の共通点や相違点の整理・検討や先行事例の調査・研究を行う。

2 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

新たなコーディネーターを確保するため、未実施校に実施校の取組事例を紹介する等、事業拡大に向けた準備を進める。

また、コーディネーター研修の充実を図るとともに、学習支援者確保のための大学等との連携強化や本市ホームページでの広報を行う。

3 学校経営支援システムの実施

指導主事が計画的に学校訪問し、「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき、実施校に対し継続して支援を行う。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 学校協力者会議の充実

全ての学校が、年間4回程度開催される各園・学校の学校協力者会議の部会において、学校運営に係る意見・提案・評価を受けた。また、学校・家庭・地域が連携した取組の事例を校長会等において紹介した。

コミュニティ・スクールの導入については、学校運営協議会と本市の学校協力者会議の役割等の共通点や相違点の整理・検討を行った。

2 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

学校協力者会議のコーディネーターが中心となって、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動の企画・調整を行う本プロジェクトについて、平成29年度よりも8校増の、32校において実施した。（図表46）

また、学校協力者会議のコーディネーター等を対象とした説明会を2回実施し、各学校の取組について情報交換するとともに、学習支援の効果的な実施方法や事務処理等について確認を行った。

【図表 46】 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 校	3 校	6 校	8 校	16 校	24 校	32 校

※ 平成 24 年度事業開始。

3 学校経営支援システムの実施

新たに対象校として指定した 1 中学校区内にある各学校（小学校 3 校、中学校 1 校）の状況について把握し、適切な支援につなげるため、学校経営アドバイザーや指導主事が計画的に学校を訪問し、指導・助言を行った。平成 28・29 年度の実施校に対しては、「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき継続的に支援を行った。

また、教育長及び教育委員が学校視察を行い、必要な改善や支援方法に係る意見・提言を示した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 学校協力者会議の充実

全ての学校が、学校協力者会議から学校運営に係る意見聴取等を行い、その結果を基に成果と課題を明確にし、学校運営に生かすことができた。

コミュニティ・スクールの導入については、学校協力者会議との整理・検討を進めることができた。

(2) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

コーディネーター等を対象とする 2 回の説明会を通じて、各学校協力者会議の取組を一層充実させることができた。

(3) 学校経営支援システムの実施

学校経営アドバイザーや指導主事が計画的に学校を訪問し、指導・助言を行うなどにより、学校に必要な改善や支援方法を具体的に示すことができた。

これにより、対象校は現状の課題をよりの確に把握し、課題解決に向けて組織的に取り組むことができるようになっている。

2 課題

(1) 学校協力者会議の充実

各学校は、より保護者・地域の声を生かした教育活動を展開する必要がある。

コミュニティ・スクールの導入については、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子どもたちを育むため、引き続き先行事例の調査・研究を進めるとともに、導入に向けたより具体的な検討を行う必要がある。

(2) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

更なる事業拡大に向け、引き続き、学校協力者会議のコーディネーターの確保や学習支援者の人材確保に向けて支援するとともに、コーディネーターの企画・調整能力の向上のための研修の充実や事務処理の指導などを行う必要がある。

(3) 学校経営支援システムの実施

各学校の状況を具体的に把握し、適切な支援を行う必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学校協力者会議の充実

各学校は、引き続き学校協力者会議からの学校運営に係る意見聴取等を積極的に行う。

コミュニティ・スクールの導入については、他の自治体における先行事例の調査・研究を進めるとともに、教育委員会規則の制定や設置校の選定方法など、導入に向けたより具体的な検討を行う。

2 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

未実施校の学校協力者会議に対し、コーディネーターや学習支援者の確保のための支援を行い、事業拡大に向けた準備を進める。

また、学校協力者会議のコーディネーター等を対象とした説明会や研修を充実させる。

3 学校経営支援システムの実施

「学校経営支援システムにおける対応策を踏まえた充実・改善計画」に基づき、学校経営アドバイザーや指導主事が継続して実施校の支援を行う。

1 学校教育に関する事務

(7) 教科書等の取扱いに関すること

ア 教科書等の取扱い

第1 事務の目的・概要

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等、関係法令の定めるところにより、本市学校教育の実情に即し、教科の主たる教材として使用する教科用図書の採択を行う。

また、各学校において補助教材が適切に取り扱われるよう、補助教材の承認申請や届出の受理等に係る事務を適正に行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 採択事務

平成31年度（令和元年度）に小学校において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）、平成31年度（令和元年度）から中学校及び広島中等教育学校（前期課程）において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書、平成31年度（令和元年度）に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、小・中学校の特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書の採択について、公正かつ適正な採択を行う。

また、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることのないよう、教職員に対して指導の徹底を図る。

2 教材の取扱いに関する事務

教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を円滑に行う。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 採択事務

平成31年度（令和元年度）に小学校において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）、平成31年度（令和元年度）から中学校及び広島中等教育学校（前期課程）において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書、平成31年度（令和元年度）に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、小・中学校の特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書について、公正かつ適正に採択を行った。

また、全ての小・中・高等学校、広島中等教育学校及び広島特別支援学校長に、「教科書採択の公正確保に関する学校の対応について」通知するとともに、校長会で伝達することなどにより、教科書発行者等への適正な対応について指導を行った。

教育関係者が教科書研究を円滑に行えるよう取り計らうとともに、地域住民等、より多くの方々に教科書に触れていただくため、法定展示会を実施する教科書センター（教育センター）に加えて、中学校区ごとに定めた拠点小学校、全ての中学校、広島中等教育学校及び広島特別支援学校において教科書展示会を実施し、一般に公開した。

また、より開かれた採択とするため、引き続き、教育委員会議において教科用図書の採択について公開議題とした。

2 教材の取扱いに関する事務

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第 32 条及び第 33 条に基づき、教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を行った。

また、本市独自の教育課程である「ひろしま型カリキュラム」に基づく副読本「言語・数理運用科」、「小学校英語科」及び「中学校外国語科繰返し学習用教材」、平和教育プログラムに基づく副読本「ひろしま 平和ノート」、小学校社会科副読本「わたしたちの広島」、中学校社会科副読本「郷土ひろしまの歴史」などを履修対象学年の全児童生徒に配付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 採択事務

学習指導要領や本市学校教育の実情に即し、教科用図書を公正かつ適正に採択することができた。

(2) 教材の取扱いに関する事務

小学校「体育」及び中学校「道徳」の副読本の教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を円滑に行うことができた。

2 課題

(1) 採択事務

令和 2 年度から小学校において使用する教科用図書、令和 2 年度に中学校及び広島中等教育学校（前期課程）において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）、令和 2 年度に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、小・中学校の特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書の採択に係る事務を、公正かつ適正に実施する必要がある。

(2) 教材の取扱いに関する事務

引き続き、教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を円滑に行う必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 採択事務

令和 2 年度から小学校において使用する教科用図書、令和 2 年度に中学校及び広島中等教育学校（前期課程）において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）、令和 2 年度に高等学校、広島中等教育学校（後期課程）、小・中学校特別支援学級及び広島特別支援学校において使用する教科用図書の採択について、公正かつ適正な採択を行う。

また、学校と教科書会社との関係において疑義が生じることのないよう、教職員に対して指導を徹底する。

2 教材の取扱いに関する事務

教材使用承認申請及び教材使用届の受理等に係る事務を円滑に行う。

1 学校教育に関する事務

(8) 保健・衛生等に関すること

ア 学校保健の推進に関すること

(ア) 感染症等の予防や発生時の措置

第1 事務の目的・概要

児童生徒等の健康の保持増進を図るとともに、集団生活の中で健康的な学習環境を維持するため、学校保健安全法に基づき、感染症の予防及び発生時の適切な対応に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 感染症の予防

各種感染症に関する通知や臨時休業状況の情報提供を行い、感染症の予防や拡大防止を図る。

2 医師会との連携

医師会と連携して、各園・校に対して、感染症への対応等に関する適切な情報提供を行う。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

本システムを活用して感染症の発生状況を把握することにより、市長事務部局の関係課と連携して感染症の予防や拡大防止につなげる。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 感染症の予防

各種感染症に関する予防・拡大防止を図るため、各園・校に対し、具体的な予防策や発生時の対応等について通知を行うとともに、インフルエンザ等の流行期には、各園・校及び各医師会に対し、幼稚園・学校の臨時休業状況について情報提供を行った。(図表47)

【図表47】インフルエンザによる臨時休業措置の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
園・校数	133校	150校	110校	140校	113校
学級数	324学級	552学級	230学級	323学級	200学級

2 医師会との連携

インフルエンザ流行期前の10月に、広島市医師会、安佐医師会及び安芸地区医師会と「今シーズンのインフルエンザの臨時休業の目安」、「学校における感染症への対応」及び「感染症等治癒通知書の取扱い」について協議を行うとともに、同月に、各園・校に「今シーズンのインフルエンザの臨時休業の目安」及び「学校における感染症への対応」について通知した。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

日本学校保健会が運営する本システムを活用し、感染症の発生状況や各園・校での児童生徒等の欠席状況等を把握し、各園・校に対して5回の情報提供や注意喚起を行い、感染の拡大防止に努めた。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 感染症の予防

(1) 評価

各園・校に対し、各種感染症の通知を行い、情報提供や注意喚起を行ったことで、感染症発生時に適切に対応することができた。また、各園・校の臨時休業状況について情報提供することにより、感染症の予防や拡大防止を図ることができた。

(2) 課題

健康的な学習環境を維持するため、引き続き、各園・校に対し、各種感染症に関する通知や臨時休業状況の情報提供を行う必要がある。

2 医師会との連携

(1) 評価

各園・校に対して、医師会専門医の判断を踏まえた感染症に関する適切な情報提供を行ったことにより、感染症の疑いがある児童生徒の重症化等を防ぐため、速やかに医師の診察を受けさせる等の適切な措置を講じることができた。

(2) 課題

感染症は、その年々に流行する時期や対象等が異なるため、医師会と緊密に連携し、各園・校に対して、適切な予防策と発生時の対応について周知するとともに、各園・校での流行状況について教職員に対し情報提供し、児童生徒及び保護者に対する保健指導を行うなど、感染症の拡大防止を図る必要がある。

また、平成31年度（令和元年度）（9月予定）からインフルエンザに罹患した際の「感染症等治癒通知書」の取扱いを変更するため、医師会や校長会と連携しながら対応していく必要がある。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

(1) 評価

本システムを活用することにより、教育委員会事務局や学校等で感染症の発生状況を早期に把握し、他の学校等も含めた感染症の集団発生の防止につなげることができた。

(2) 課題

引き続き、本システムを活用して感染症の発生状況や地域の流行状況を把握し、地域レベルで感染症の予防や拡大防止に効果的な取組を行う必要がある。

第5 課題への対応方針

1 感染症の予防

各種感染症に関する通知や臨時休業状況の情報提供を行い、感染症の予防や拡大防止を図る。

2 医師会との連携

医師会と連携して、各園・校に対して、感染症への対応等に関する適切な情報提供を行う。
また、「感染症等治癒通知書」の取扱いの変更について、医師会や校長会と連携しながら円滑に進める。

3 「学校等欠席者・感染症情報システム」の有効活用

本システムを活用して感染症の発生状況を把握することにより、市長事務局の関係課と

連携して感染症の予防や拡大防止につなげる。

第1 事務の目的・概要

未成年者の喫煙・飲酒の防止及び薬物根絶意識の醸成を図るため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の充実及び広報啓発活動に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

ポスターを募集すること等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を更に高める。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

薬剤師会と連携するなどして、「薬物乱用防止教室」を全校で実施する。

関係する地域の医師会や専門医と連携を図るとともに、校長会等において啓発することにより、「防煙教室」「がん教育出前授業」の実施拡大を図る。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

児童生徒等を対象に、禁煙・禁酒に係るポスターを募集し、840点（小学生21点、中学生816点、高校生3点）の応募があった（平成29年度556点）。

また、幼稚園、小・中・高等学校、広島中等教育学校、広島特別支援学校の新入児童生徒等の保護者に対し、飲酒・喫煙防止に関する啓発用パンフレットを26,000部配付した。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

学校医、学校薬剤師及び警察職員等の協力を得て、小学校134校、中学校63校、中等教育学校1校、高等学校11校で「薬物乱用防止教室」を実施した。また、全小・中・高等学校等に対して薬物乱用防止に関する啓発用ポスターや「薬物乱用防止啓発用視覚教材一覧」を配付した。（図表48）

医師会の協力を得て、希望した小学校11校、中学校3校で「防煙教室」を実施した。（図表49）

専門医による「がん教育出前授業」について、小・中・高等学校10校で実施した。（図表50）

【図表48】薬物乱用防止教室実施校数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	124校 (87%)	123校 (87%)	125校 (89%)	134校 (94%)	134校 (94%)
中学校・ 中等教育学校	64校 (100%)	64校 (100%)	64校 (100%)	64校 (100%)	64校 (100%)
高等学校	9校 (100%)	9校 (100%)	9校 (100%)	9校 (100%)	11校 (100%)

【図表49】防煙教室実施校数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小・中学校	8校	11校	12校	13校	14校

【図表 50】がん教育出前授業実施校数の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小・中・高等学校	1 校	6 校	16 校	10 校

※ 平成 27 年度開始。平成 28 年度までは、中学校のみで実施。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

(1) 評価

ポスター募集の応募件数は前年度と比べて増えており、啓発用パンフレットの配付を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止の意識が高まっている。

(2) 課題

市長事務部局の関係課と連携して取り組んできた未成年者の禁酒・禁煙ポスターの募集が平成 30 年度で終了したことから、これに代わる取組を行うことにより、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を高めていく必要がある。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

(1) 評価

「薬物乱用防止教室」については、全ての中学校、高等学校及び中等教育学校で実施し、薬物乱用の危険性や対処法について周知することができたが、小学校 8 校については、講師の都合等の理由により実施に至らなかった。

「防煙教室」については、関係する医師会の協力を得て希望校で実施し、喫煙防止の意識向上を図ることができた。

「がん教育出前授業」については、希望する学校については、専門医の協力を得て実施し、がん患者に対する正しい認識やがんに対する知識を周知することができたが、校長会等への周知が十分にできていなかったため、実施校数が減ることとなった。

(2) 課題

「薬物乱用防止教室」については、特に小学校に向けた啓発を行い、全校の実施に向け薬剤師会と連携するなどして、取組を進める必要がある。

また、引き続き、希望する学校で「防煙教室」、「がん教育出前授業」が実施できるよう、教育委員会事務局から校長会へ積極的に働き掛けるとともに、医師会や専門医と連携し調整を図る必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

新たに作成する啓発用パンフレットの配付等を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止への意識を高める。

2 「薬物乱用防止教室」「防煙教室」及び「がん教育出前授業」の開催

薬剤師会と連携するなどして、「薬物乱用防止教室」を全校で実施する。

関係する地域の医師会や専門医と連携を図るとともに、校長会等において啓発することにより、「防煙教室」、「がん教育出前授業」の実施拡大を図る。

イ 子どもの安全対策の推進に関すること

(ア) 学校事故の防止

第1 事務の目的・概要

安全教育・安全管理について幼稚園・学校への指導を行うとともに、より一層の学校事故の減少を目指す。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 学校事故のデータ分析

交通事故を中心とした事故の原因等を分析し、幼稚園・学校に対して、再発防止策を示すなどして指導する。

2 実例の情報提供

リスクマネジメント情報の発出に加え、研修の機会を捉えて教員に学校事故の事例を紹介するなどして、学校事故の未然防止に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 学校事故のデータ分析

学校事故のデータを校種別、発生月別、状況別に分析し、5月の園・校長会において、再発防止策とともに示し、事故防止に努めるよう指導した。(図表51)

【図表51】校種別の学校事故報告件数の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園	1件	1件	3件	1件	3件
小学校	127件	101件	124件	113件	126件
中学校	90件	85件	93件	105件	121件
高等学校	54件	39件	51件	52件	46件
特別支援学校	2件	2件	0件	1件	0件
計	274件	228件	271件	272件	296件

※ 今回から、学校及び登下校中における事故・事件のみの件数とした。

2 実例の情報提供

幼稚園・学校で起きた事故のうち、複数回発生した交通事故等の事案について、その発生原因や対処方法等を示したものを、リスクマネジメント情報(8件)として整理し、幼稚園・学校に通知した。

また、養護教諭や新規採用教員を対象とした研修会において、学校事故の事例を紹介した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 学校事故のデータ分析

(1) 評価

学校事故についてデータ分析し、幼稚園・学校に対し、学校事故の発生原因や時期の傾向、再発防止策を示して指導を行うことができた。学校事故報告件数は増加しているが、学校において、児童生徒の傷病の悪化を防ぐため、保護者と連絡を取った上で医療機関に搬送する

など適切に対応している。

(2) 課題

引き続き、学校事故の発生原因や時期の傾向等を分析し、幼稚園・学校に再発防止策を示すなどして、安全管理及び安全指導を徹底するよう指導する必要がある。

2 実例の情報提供

(1) 評価

幼稚園・学校にリスクマネジメント情報を発出するなどにより、事故の未然防止に対する意識の高揚を図ることができた。

(2) 課題

引き続き、教職員へ情報提供を行い、類似事故の未然防止に努める必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学校事故のデータ分析

学校事故の原因等を分析し、幼稚園・学校に再発防止策を示すなどして指導する。

2 実例の情報提供

リスクマネジメント情報の発出に加え、研修の機会を捉えて教員に学校事故の事例を紹介するなどして、学校事故の未然防止に努める。

第1 事務の目的・概要

保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進し、常に大人の目が子どもに注がれる状況を作り出していくことにより、通学時等に発生する犯罪から子どもを守ることを目指す。

また、交通安全教育を推進し、通学時の交通事故の減少につなげる。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 見守り・巡回活動の推進

毎月22日の「子ども安全の日」の事業を始め、子どもを見守る各種の取組を計画的に実施していく。

通学路の安全対策が完了していない19か所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」等の取組を計画的に実施する。

3 登下校体制の整備

小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行うとともに、全学年の児童が、防犯ブザーを所持できる方法を学校等と協議しながら検討する。

また、引き続き、ストップマークの効果についても、校長会等で紹介し、活用について促す。

4 子どもを守るまちづくりの推進

地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、「しあわせのひまわり」※を受け継いでいく取組を推進する。

※ 平成17年11月に発生した児童殺害事件の被害児童が育てていたひまわりの種を受け継ぎ、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組。

5 交通安全教育の充実

自転車講習会を計画的に実施するとともに、平成29年度に同講習会を実施していない学年についても、何らかの交通安全指導が行えるよう検討する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 見守り・巡回活動の推進

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校においては集団登下校や不審者対応訓練等を、家庭・地域においては登下校時の見守り活動等を実施した。(図表52)

また、毎月2回、地域学校安全指導員が幼稚園・小学校を巡回し、学校安全体制に関わる指導等を行った。

通学路の安全対策が未完了の19か所のうち、7か所の対策を講じるとともに、平成29年度に講じた27か所の対策について検証を行った。

また、通学路11か所の合同点検を実施し、このうち6か所の安全対策を講じた。(図表52)

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

小学校において、「安全意識啓発マップづくり」を行うとともに、幼稚園・学校において、「防犯教室」を開催した。

3 登下校体制の整備

小学校の新入学児童（約 11,000 人）に防犯ブザーを支給するとともに、防犯ブザーの点検や使用方法等の指導を行った。また、防犯ブザーの所持を児童・保護者に呼び掛けるチラシを作成し、小学校で掲示等を行った。（図表 52）

ストップマークの活用手順等について学校に通知し、希望があった小学校 5 校に対し、計 14 枚のストップマークを配付した。

4 子どもを守るまちづくりの推進

見守り活動を行っている高校生、大学生、企業及び「平成 30 年度広島市安全なまちづくり功労表彰」を受表彰した個人 7 人及び 8 団体のそれぞれの取組を、本市ホームページで紹介した。

また、「毎月 22 日は子ども安全の日」ののぼり旗を幼稚園・学校等に 59 本、日常生活における見守り活動者が取り付けるカバン札等を市民に 314 枚、それぞれ配付したほか、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組について学校に案内し、110 園・校において実施した。（図表 52）

5 交通安全教育の充実

小学校においては、原則 3 年生全員を対象にした自転車講習会で、実技指導や交通安全に関するテストを実施し、「自転車運転免許証」を交付した。

中学校及び高等学校では、自転車通学を許可している中学校 15 校と全高等学校において、自転車通学を行っている 1 年生を対象にした自転車講習会で、実技講習及び交通安全に関するテストを実施し、「自転車通学許可証」を交付するとともに、自転車通学を行っている 2 年生及び 3 年生に対し、交通安全に関するテストを実施した。

また、広島県警察による自転車事故の統計等を基に、具体的な交通安全指導の内容について記載した資料を作成し、幼稚園・学校に示した。

【図表 52】通学時の事件・事故の防止に係る活動状況等の推移

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
10 万人 構 想	組織的な見守り活動者数	3 万 4,000 人	3 万 6,000 人	3 万 8,000 人	3 万 9,000 人	3 万 9,000 人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人	6 万 2,000 人
	計	9 万 6,000 人	9 万 8,000 人	10 万人	10 万 1,000 人	10 万 1,000 人
通 学 路 合 同 点 検 対 策 済 箇 所 数	H24 年度実施	152/158 か所	153/158 か所	154/158 か所	155/158 か所	156/158 か所
	H26～28 年度実施	4/12 か所	12/12 か所	13/13 か所	13/13 か所	13/13 か所
	H29～31 年度実施	—	—	—	26/42 か所	38/53 か所
全児童防犯ブザー所持率		77%	79%	81%	81%	84%
しあわせのひまわり実施園校数		69 園・校	79 園・校	85 園・校	97 園・校	110 園・校
登下校時交通事故報告件数		113 件	90 件	86 件	84 件	97 件

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 見守り・巡回活動の推進

(1) 評価

子どもの見守り活動については、事業を計画的に実施することにより、地域や校内等において子どもの安全確保を図ることができた。

通学路の安全対策については、道路管理者等の関係機関と連携してガードレールの新設や横断歩道の塗り直し等の対策を行い、児童が安全に登下校できるようになった。

(2) 課題

引き続き、子どもを見守る活動を推進していく必要がある。

通学路の安全対策が完了していない17か所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

(1) 評価

「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」を計画的に実施することで、一人での行動を避け、複数で行動することや、助けを求める方法などの危険を回避する方法を学ばせることにより、自己防衛意識の高揚を図ることができた。

(2) 課題

子ども自身に自らの命を守る方法を学習させるため、引き続き、「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」などの取組を計画的に実施する必要がある。

3 登下校体制の整備

(1) 評価

小学校新入学児童全員に防犯ブザーを支給するとともに、防犯ブザーの所持を呼び掛けるチラシを作成し活用することにより、必要性や適切な使い方について、児童に指導することができた。

ストップマークを活用している学校においては、児童の飛び出し抑制の意識を高揚させることができた。

(2) 課題

防犯ブザーの所持率を上げるため、引き続き、定期的に防犯ブザーの所持状況を確認し、児童や保護者に向けた啓発に取り組む必要がある。

引き続き、より多くの学校にストップマークの活用について促す必要がある。

4 子どもを守るまちづくりの推進

(1) 評価

高校生、大学生や企業などが行う子どもの見守り活動を広報することで、市民の子どもを守る意識の高揚を図ることができた。

また、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組に参加する幼稚園・学校数を増やすことで、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを広く伝えていくことができた。

(2) 課題

引き続き、子どもの安全を守る取組を広げていく必要がある。

5 交通安全教育の充実

(1) 評価

自転車講習会を計画的に実施するとともに、統計等を基にした具体的な指導内容を幼稚園・学校に示すことにより、各学年において、通学時などのあらゆる機会を捉えた交通安全

指導を促すことができた。

(2) 課題

引き続き、自転車講習会を計画的に実施するとともに、交通安全指導を行うための具体的な資料を作成するなど、交通安全教育の充実を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 見守り・巡回活動の推進

毎月22日の「子ども安全の日」の事業を始め、子どもを見守る各種の取組を計画的に実施していく。

通学路の合同点検に基づく安全対策が完了していない箇所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

2 児童生徒の自己防衛意識の高揚

「安全意識啓発マップづくり」や「防犯教室」等の取組を計画的に実施する。

3 登下校体制の整備

小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行うとともに、全学年の児童が防犯ブザーを所持するよう、様々な機会を捉えて、防犯ブザー所持の必要性について、児童への指導及び保護者への啓発に取り組むよう学校に周知する。

また、引き続き、ストップマークの効果についても、校長会等で紹介し、活用を促す。

4 子どもを守るまちづくりの推進

地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組を推進する。

5 交通安全教育の充実

自転車講習会を計画的に実施するとともに、交通事故の発生に関する統計資料等を活用するなど、交通安全教育の充実を図る。

(ウ) 災害時の安全確保

第1 事務の目的・概要

防災教育・防災管理について、幼稚園・学校への指導を行うことで、災害時の被害の減少を図る。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 防災教育の推進

「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育が計画的に行われるよう、校長会や研修会等で周知を図る。

2 教職員研修の充実

防災管理及び防災教育に資するよう、計画的に研修会を行う。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 防災教育の推進

4月の小・中学校長会において、「土砂災害防災教育の手引き」を活用した学習を学校安全計画に位置付けて実施するよう説明するとともに、学校が次年度の学校安全計画を策定する2月に通知を行った。また、8月に開催した小・中学校の安全担当教員を対象とした防災研修会において、「土砂災害防災教育の手引き」の活用方法や各学校の取組内容について意見交換を行った。

2 教職員研修の充実

幼稚園長・学校長を対象に、災害発生時における管理職の対応等について理解を深めることを目的とする防災研修会を開催し、214人が参加した。(図表53)

また、幼稚園・学校の安全担当教員を対象に、本市の地理的特性に応じた防災教育の在り方等について理解を深めることを目的とする防災研修会を4回開催し、延べ232人が参加した。(図表53)

【図表53】防災研修会の開催状況

実施日	対象者	タイトル	講師
6月6日	管理職	「災害から学校・地域をどう守るか」～平成29年7月5日九州北部豪雨災害への対応を通して～	福岡県朝倉市立立石小学校 校長 米倉 隆博
8月3日	幼稚園教諭	「防災教育のねらいと展開」	神戸市立御影幼稚園 園長 平井 和恵
8月9日	中学校教諭	「土砂災害防災教育の手引き」の活用について	国立高等学校専門機構本部事務局 教授 加納 誠二
8月9日	小学校教諭	「土砂災害防災教育の手引き」の活用について	
8月10日	高等学校教諭	「防災教育のねらいと展開」	

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 防災教育の推進

(1) 評価

「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育の推進について、校長会や研修会で周知することができた。「土砂災害防災教育の手引き」の活用開始から2年目となる平成30年度においては、小・中学校の約半数が学校安全計画に位置付け、計画的に「土砂災害防災教育の手引き」を活用した授業を実施したほか、これ以外の一部の学校では、研修会での意見交換を参考に授業を実施するなど、「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育が浸透してきているものの、全学年での実施には至っていない。

(2) 課題

「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育を学校安全計画に位置付け、全学年で計画的に行われるよう、小・中学校に対して指導する必要がある。

また、平成30年7月豪雨災害における避難対策等検証会議で提言のあった被災経験の継承に向けた取組について検討する必要がある。

2 教職員研修会の充実

(1) 評価

幼稚園長・学校長を対象にした防災研修会を出水期前の6月上旬に開催するなど、計画的に防災研修会を行うことができた。受講者アンケートでは、約97%が「有益な研修であり、自校でも積極的に実践してみたい。」等の回答であり、高い評価を得た。

(2) 課題

非常変災時に備え、より実践的な対応につながるような研修内容にする必要がある。

第5 課題への対応方針

1 防災教育の推進

学校における防災教育を充実させるため、「土砂災害防災教育の手引き」を活用した防災教育を学校安全計画に位置付け、全学年で計画的に行われるよう、校長会や研修会等で周知を図る。

あわせて、「土砂災害防災教育の手引き」に収録している過去の災害に関する写真や図表等の資料の活用を促し、過去の土砂災害に関する児童生徒の理解の促進を図る。

2 教職員研修会の充実

平成30年7月豪雨で被災した学校が行った、保護者連絡や安全な通学路の確保等の対応事例を共有するなどの防災研修会を計画的に行う。

第1 事務の目的・概要

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応など、学校給食の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」の提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

また、学校給食費の未納対策を推進する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 食物アレルギー対応の充実

除去食対応研修並びにアナフィラキシー対応研修を継続する。

2 衛生管理の強化

全ての栄養教諭や調理員等に対して、衛生講習会等を実施し、食中毒防止への意識の向上とドライ運用などの学校給食衛生管理基準等に基づいた衛生管理の徹底を図る。

3 給食用食器の改善

ステンレス製食器から合成樹脂製食器への更新を計画的に進める。

4 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校において、手引に基づいた未納対策や記録管理に努めるとともに、教育委員会事務局において卒業生等に係る未納対策事務を進める。

また、公会計化に係る調査・研究を進める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 食物アレルギー対応の充実

栄養教諭や調理員等を対象としたアレルギー除去食対応研修を12月に実施するとともに、10月には初任教諭を対象として、また4月及び6月には新規採用の、9月には中堅（10年経験）の養護教諭を対象として、アナフィラキシー対応について研修を実施した。

また、エピペン®を処方されている児童生徒が在籍する小・中学校などにおいて、医師会との連携により講師を招いた研修を実施したほか、研修用エピペン®を活用した実践研修等を行った。

2 衛生管理の強化

7月から9月にかけて、栄養教諭や調理員等に対しノロウイルス等食中毒防止やその他衛生管理のポイントについて講習会を行った。

また、学校給食用物資の納入業者等に対し給食物資配送時の衛生管理の徹底について講習会を行うとともに、デリバリー給食調理委託業者に対して立入検査を実施し、ドライ運用などの指導を適宜行った。

さらに、ノロウイルスの二次感染を防止するため、11月に、本市の給食調理場全てにノロウイルス対応除菌剤、使い捨て手袋、ペーパータオルを支給した。

3 給食用食器の改善

平成28年度から自校調理校のステンレス製食器の合成樹脂製食器への更新を順次進める中で、8校・5,140人分（平成28～30年度で80校・35,300人分）を更新した。

4 学校給食費未納・滞納対策の推進

卒業生等に係る未納対策事務として、卒業生等の保護者（130 人）に対して、教育委員会事務局から未納分の納付を促す文書を送付するとともに、事務局職員が家庭訪問を行って納付を促した。

また、他都市における公会計の導入状況や検討状況について調査を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 食物アレルギー対応の充実

(1) 評価

各種研修の実施により、食物アレルギー事案が発生した際の教職員の速やかな対応が可能となり、重症化を回避することができた。（図表 54）

【図表 54】学校給食が原因と考えられる救急搬送（病院搬送）件数の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 件	2 件	5 件	4 件	2 件

(2) 課題

「広島市立幼稚園・学校における学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）活用の手引き〈別冊・学校給食対応編〉」に沿った除去食対応や誤食防止対策などを徹底するため、栄養教諭や調理員等だけでなく他の教員も対象とした食物アレルギー対応に関する研修を充実させるとともに、食物アレルギー事案が発生した際に適切な対応ができるよう、養護教諭を始めとする教職員を対象としたアナフィラキシー対応研修を継続する必要がある。

2 衛生管理の強化

(1) 評価

栄養教諭や調理員、学校給食用物資の納入業者等に対する各種講習会の開催やデリバリー給食調理委託業者に対する立入検査の実施により、学校給食関係者の食中毒防止への意識を向上させることができた。

また、全ての給食調理場に、ノロウイルス対応除菌剤等を支給するとともにその使用方法等について周知徹底を図ることで、調理過程における衛生管理の強化につながった。

(2) 課題

引き続き、学校給食関係者の食中毒防止への意識の向上と各給食調理場における衛生管理の徹底を図っていく必要がある。

3 給食用食器の改善

(1) 評価

合成樹脂製食器への更新を計画的に進めることができた。

また、更新した学校においては、児童から「汁物を入れた時に熱くないから持ちやすくなった。」「口触りがやさしくなった。」など好評を得ており、改善の効果が出ている。

(2) 課題

引き続き、各校の食器消毒保管庫の設置状況等も踏まえながら、計画に基づき、合成樹脂製食器への更新を進める必要がある。

4 学校給食費未納・滞納対策の推進

(1) 評価

学校においては、「学校給食費会計事務の手引」に基づいた事務処理がおおむね行われている。

また、教育委員会事務局において納付を促した 130 人中の 40 人（計 872,159 円）から納付があり、そのうち 28 人（計 582,917 円）は完納となった。

さらに、公会計化に係る他都市調査の実施により、公会計化に伴い発生する事務や課題等について概要を把握することができた。

(2) 課題

引き続き未納者に対して納付に向けた働き掛けをしていく必要がある。

また、平成 31 年 1 月 25 日の中央教育審議会の答申（新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について）において、「学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」と示されたことを踏まえ、公会計化の導入に向けて検討を進める必要がある。

5 学校給食の提供体制の在り方検討

デリバリー給食について、申込率が年々減少しているほか、他の提供方式に比べて残食率が高く、食育の充実やおいしい給食の提供の面で課題がある。

また、約 120 ある自校調理場や公設の学校給食センターについては、その約 40%が建築後 40 年を経過しており、今後、老朽化への対応が順次必要となってくることに加え、より高度な衛生管理体制や暑さ対策のための環境整備等が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、市全体の給食提供体制の在り方を検討していく必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 食物アレルギー対応の充実

除去食対応研修及びアナフィラキシー対応研修を継続する。

2 衛生管理の強化

全ての栄養教諭や調理員等に対して、衛生講習会等を実施し、食中毒防止への意識の向上とドライ運用などの学校給食衛生管理基準等に基づいた衛生管理の徹底を図る。

3 給食用食器の改善

ステンレス製食器から合成樹脂製食器への更新を計画的に進める。

4 学校給食費未納・滞納対策の推進

学校において手引に基づいた未納対策や記録管理に努めるとともに、教育委員会事務局において、学校での未納対策事務への支援や卒業生等に係る未納対策事務を進める。

また、国が示す予定の公会計化に向けたガイドラインを参考にし、公会計化の導入に向けて検討を進める。

5 学校給食の提供体制の在り方検討

今後の給食提供体制の在り方については、デリバリー給食の解消、老朽化する自校調理場等への対応、より安全で効率的、かつ持続可能な提供体制の構築といった様々な課題をトータルで解決するという考えの下で検討を進める。

第1 事務の目的・概要

食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など、様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が課題となっている。

本市では、「食を通じて『健やかな体』と『豊かな心』を育む」ことを基本理念とする「第3次広島市食育推進計画」(計画期間:平成28年度～令和2年度)及び学習指導要領に基づき、「学校における食育の推進」に取り組んでいる。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 教職員研修等の実施

各学校の食育の取組が推進されるよう、食育推進担当者や教務主任等の様々な立場の職員に対して研修を実施する。

2 給食献立の充実

自校調理校において各学校の特色や地域性を生かした「独自献立」を引き続き実施するとともに、給食センター受配校において、児童生徒が考案した「募集献立」の実施回数を増やすことを検討する。

3 地場産物の活用促進

地産地消のモデル事業として実施している民設民営の五日市地区の学校給食センターにおける青果物の独自調達を通して、地場産物の生産量増加などに取り組む。

4 家庭と連携した食育の推進

保護者等への啓発のため、食育だよりやフェイスブック等の掲載内容の充実を図りながら情報発信を進める。

5 残食の減少に向けた取組

教育委員会事務局において献立の工夫を行うほか、各学校において食育推進担当者を中心に児童生徒の実態を踏まえた食育の推進を図る。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 教職員研修等の実施

学校における食育の推進に向けて、6月に食育推進担当者を対象として、各校の実践事例を基にした食育の取組に関する研修を実施するとともに、8月に食育推進担当者や栄養教諭等を対象として、学校における食育を効果的に推進するための方策について研修を実施した。

また、11月に栄養教諭等に対して、学級活動における食に関する指導について研修を行った。

さらに、児童生徒の指導資料等を教育委員会 LAN に登録し、学校が必要に応じて活用できるようにした。

2 給食献立の充実

自校調理校では「独自献立」を小・中学校59校で計143回、給食センター受配校では「募集献立」を1回実施した。また、五日市地区学校給食センターでは焼き物や炊き込みごはんの

献立を取り入れた独自献立を3回実施した。(図表 55)

そのほか、全校において、毎月19日の「わ食の日」に合わせ「わ食の日献立」を実施したほか、毎月1回の「郷土食の日献立」、年間14回の「行事食の日献立」を実施した。

【図表 55】 自校調理校における「独自献立」の実施状況の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
校数	55 校	58 校	59 校	65 校	59 校
回数	141 回	151 回	155 回	157 回	143 回

3 地場産物の活用促進

出荷時期に合わせて地場産物を献立に使用することができるよう「学校給食における地場産物の活用推進検討会議」の構成員から地場産物の出荷見込み等について意見を聴取するとともに、五日市地区学校給食センターの運営事業者に対し、学校給食における青果物の使用計画を情報提供し、地場産物の調達を促した。

4 家庭と連携した食育の推進

家庭向けに食育だよりを月1回発行するとともに、フェイスブック「広島市の学校給食・食育」を活用して、学校や学校給食センター等における取組について、年間47回情報を発信した。

5 残食の減少に向けた取組

残食の多いデリバリー給食について、献立ごとの残食率や生徒からの意見を参考に献立の工夫を行った。

さらに、学校訪問や食育推進担当者の研修を行い、学校における食育の取組が進むよう働き掛けた。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 教職員研修等の実施

(1) 評価

食育推進担当者や栄養教諭など学校における食育の推進において中心的な役割を果たす職員を対象に研修会を開催し、各学校の取組について事例発表等を行うことで、効果的な食育の取組例などを共有することができた。

(2) 課題

全ての学校において組織的、計画的に食育に取り組んでいけるよう、引き続き、食育推進担当者や栄養教諭等を対象に実践的な食育の取組に関する研修を実施するとともに、デリバリー給食受配校を始めとする栄養教諭が配置されていない学校において効果的に食育を進めていくための方策を検討する必要がある。

2 給食献立の充実

(1) 評価

自校調理校で実施している「独自献立」や給食センター受配校で実施している「募集献立」といった特別献立は、いずれも本市学校給食として定着し、好評である。

(2) 課題

自校調理校における「独自献立」とともに、年1回実施している給食センター受配校の

「募集献立」については、食への意欲・関心を高める有効な手段であるため、実施回数を増やす必要がある。

また、献立の多様化の観点から五日市地区以外の給食センターにおいても焼き物を献立に取り入れるほか、食文化の伝承の観点から広島県の郷土食を給食に取り入れるなど、更なる献立の充実を検討する必要がある。

3 地場産物の活用促進

(1) 評価

平成 30 年度の学校給食における地場産物の活用割合（第 3 次広島市食育推進計画の指標（品目ベース））は、前年度比で 8.9 ポイント減少し、22.2%となった（令和 2 年度目標値：40%）。(図表 56)

【図表 56】学校給食における地場産物の活用割合（品目ベース）の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
36.5%	31.0%	27.2%	31.1%	22.2%

※ この指標は、文部科学省で取りまとめる「学校給食栄養報告」の整理方法に基づき、例年 6 月及び 11 月の各 1 週間を調査期間とし、自校調理校の中から 2 校を抽出して算出しているものである。

(2) 課題

地場産物の活用促進に向けて、これまでの地場産物の調達状況をより詳細に分析し、対策を検討する必要がある。

4 家庭と連携した食育の推進

(1) 評価

平成 27 年秋に開設したフェイスブックについては、フォロワー数が増加するなど、学校における食育の取組への関心が高まってきている。(図表 57)

【図表 57】広島市学校給食・食育フェイスブックでの情報発信回数とフォロワー数の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
情報発信回数	45 回	47 回
フォロワー数	693 人	760 人

(2) 課題

学校における取組を家庭における取組につなげていくため、食育だよりやフェイスブック等の掲載内容を充実させながら情報発信を継続していく必要がある。

5 残食の減少に向けた取組

(1) 評価

本市全体の残食率は、前年度の 3.1%から 2.9%に低下したが、デリバリー給食については、献立の工夫や保護者試食会、学校訪問等の取組を行ったにもかかわらず、その残食率が前年度と比較して 1.1 ポイント上昇した。(図表 58)

【図表 58】中学校デリバリー給食における残食率の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
26.6%	26.1%	23.5%	21.8%	22.9%

(2) 課題

デリバリー給食については、他の給食提供方式に比べて残食率が高く、食育の充実の面で課題があることから、市全体の給食提供体制の在り方を検討する中で解消を図る必要がある。

第5 課題への対応方針

1 学校における食育の充実

全ての学校の食育の取組が推進されるよう、各学校の食育推進担当者等に対する研修を充実させるとともに、栄養教諭が配置されていない学校における食育の取組の支援を検討する。

2 家庭と連携した食育の推進

保護者等への啓発のため、食育だよりやフェイスブック等の掲載内容の充実を図りながら情報発信を進める。

3 給食献立の充実

栄養バランスのとれた魅力ある献立を検討するほか、学校給食を教材として、日本の伝統的な食文化や地域に関する学習を深めることができるよう、地場産物や郷土食を積極的に取り入れることを検討する。

1 学校教育に関する事務

(9) 私立学校の振興に関すること

ア 私学助成

第1 事務の目的・概要

私学助成は、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担の軽減を図ることで、私立学校の振興に資することを目的として行っており、本市は、国・県が行う助成を補完する立場から、私立学校における教材教具整備費や教職員研修費等について助成している。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

私学助成の充実について、国・県に対し要望していくとともに、国・県が行う助成を補完する立場である本市としても助成に係る予算の確保に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

平成30年度秋季広島県市長会要望や広島県都市教育長会要望において、私立学校への運営費助成制度の拡充に係る要望を行った。

私立高校部活動パワーアップ事業等について、助成に係る予算額を増額し、助成額の充実を図った。(図表59)

【図表59】私学助成に係る予算額

区 分	予算額		
	平成29年度	平成30年度	増額分
幼稚園等に対する助成	50,002千円	50,573千円	571千円
幼稚園協会事務経費に対する助成	3,000千円	3,000千円	
私立中学校に対する助成	1,626千円	1,926千円	300千円
私立高等学校に対する助成	47,572千円	47,572千円	
私立高校部活動パワーアップ事業に対する助成	12,539千円	13,539千円	1,000千円
外国人学校に対する助成	460千円	460千円	
計	115,199千円	117,070千円	1,871千円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

本市の厳しい財政状況の中にあっても、私学助成に係る予算額を全体で1.62%増額(1億1,519万9千円→1億1,707万円)し、私立学校の振興に一定の寄与をすることができた。

2 課題

本市においては、私立学校への就学者が多く(高等学校47.8%、中学校15.0%、幼稚園等40.5%)、私学が果たしている役割の重要性に鑑み、保護者の負担軽減と教育条件の向上を図ることが必要である。

私立学校に対する助成については、例年、各関係団体から助成拡充を求める陳情書が提出されている状況であり、学校運営に係る経常的経費補助の実施主体である国・県に対し、その増

額に係る働き掛けを引き続き行っていく必要がある。

第5 課題への対応方針

私学助成の充実について、国・県に対し要望していくとともに、国・県が行う助成を補完する立場である本市としても、私学を取り巻く情勢を踏まえ助成に係る予算の確保に努める。

2 青少年の育成に関する事務

(1) 青少年の健全育成等に関すること

重

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

特に、放課後児童クラブ事業については、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から受入対象児童が小学校6年生まで拡大されるなどの大幅な制度改正が行われ、利用者数が急増していることから、計画的なクラス増設等による量的拡大について重点的な取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区において、放課後の小学校施設等を活用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費削減を図りながら、整備を推進する。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの個別状況や指導員の確保見込みに応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブ設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

また、長期休業中の朝の開設時間の延長を着実に実施するとともに、更なるサービス向上に向けた検討を行う。

更なるサービス向上に伴い必要となる経費については、利用者の一定の負担の下で実施する長期休業中の朝の開設時間の延長に係る利用状況等を踏まえつつ、経済的な事情により利用できない世帯にも配慮しながら、その負担の在り方を検討する。

3 放課後プレイスクール事業

実施学区数を増やすため、放課後プレイスクール事業の周知に努め、児童館未整備学区にお

ける事業の新たな担い手の掘り起こしに努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

5月に広瀬児童館を開館した。また、平成31年度（令和元年度）の安児童館及びみどり坂児童館の開館に向けて、それぞれ校舎改修工事及び建設工事を行ったほか、令和2年度の新児童館の開館に向けて実施設計等を行った。（図表60）

また、児童館の整備スケジュールを前倒しするため、余裕教室活用の可否について、小学校長等に聞き取りを行った。

2 放課後児童クラブ事業

5月1日現在で、8学区において利用希望者が受入定員を上回り、25人の待機児童が生じた。待機児童の解消と平成31年度（令和元年度）も増加が見込まれる利用希望者の受入れに対応するため6クラスを増設したほか、民間放課後児童クラブへの補助により9クラスを増設した。（図表60）

なお、待機児童については、市が運営する放課後児童クラブで特例として定員を超えて受け入れたほか、児童館の利用を促すことなどにより放課後等の安全・安心な居場所を確保した。

長期休業中の朝の開設時間の延長については、一定の利用者負担の下で夏季休業から実施した。

また、更なるサービス向上については、保護者ニーズを把握するため、11月に保護者アンケートを実施した。

3 放課後プレイスクール事業

6学区（安、井原、志屋、久地、湯来東及び湯来西）において、86人の登録指導員を配置し、245人の登録児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保した。（図表60）

また、本市ホームページ等により本事業を周知するとともに、児童館未整備学区において新たな事業の担い手の掘り起こしを行い、平成31年度（令和元年度）から新たに筒瀬小学校区において実施することとした。

なお、安小学校区については、児童館の開館に伴い、年度末をもって本事業を廃止した。

【図表60】放課後等の子どもの居場所の確保に係る実施状況の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童館の開館数* （年度末現在）	110館	111館	112館	114館	115館
放課後児童クラブ 事業の開設クラス数 （翌年度初日現在）	196クラス （民間10クラス含む）	238クラス （民間24クラス含む）	257クラス （民間29クラス含む）	292クラス （民間40クラス含む）	307クラス （民間49クラス含む）
放課後プレイスクール 事業の実施学区数 （年度末現在）	12学区	11学区	8学区	7学区	6学区

※ 今回、整備数から開館数に変更した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

(1) 児童館の整備

安児童館の開館に向けた校舎改修工事及び新児童館の実実施設計等について、予定どおり完

了することができた。

みどり坂児童館の建設工事については、建築資材の調達等に時間を要したため工事が遅延し、平成 31 年度（令和元年度）に繰り越して行うこととなった。

(2) 放課後児童クラブ事業

待機児童の解消を図るとともに、平成 31 年度（令和元年度）に向け、利用見込み数を上回る受入定員を予定どおり確保することができた。

また、長期休業中の朝の開設時間の延長について、利用者の一定の負担の下、実施することができた。

(3) 放課後プレイスクール事業

放課後プレイスクール実施学区において、予定どおり児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保することができた。

2 課題

(1) 児童館の整備

児童館の整備は進んだものの、現在の 3 年に 4 館のペースでは、整備完了までに長期間を要することが課題である。

(2) 放課後児童クラブ事業

予定どおり平成 31 年度（令和元年度）に向けて受入定員を確保することはできたものの、平成 31 年度（令和元年度）末までに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準」（広島市児童福祉施設設備基準等条例第 7 条）に適合させるため、引き続き量的拡大を図る必要がある、そのための増設場所の確保のほか、指導員の確保及びその質の向上等が課題である。

また、多岐にわたる保護者のニーズに応えるため、厳しい財政状況の中、更なるサービスの向上をどのように図っていくかが課題である。

(3) 放課後プレイスクール事業

児童館未整備学区 23 学区のうち、放課後プレイスクール事業を実施している学区は 6 学区にとどまっており、新たな事業の担い手の掘り起こしが課題である。

第 5 課題への対応方針

共働き家庭が増加する中、今後ますます重要となる子育てと仕事の調和に向けた支援のための取組項目として、「放課後等の子どもの居場所の確保」を、平成 31 年度（令和元年度）の重点取組項目とする。

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費削減を図りながら、整備を推進する。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの状況に応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブの設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して積極的な広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、現在実施している研修について、内容の充実に努める。

また、更なるサービス向上については、平成 30 年 11 月に実施した保護者アンケートの結果を踏まえ、検討を行う。

3 放課後プレイスクール事業等

実施学区数を増やすため、放課後プレイスクール事業の周知に努め、児童館未整備学区における新たな事業の担い手の掘り起こしに努める。

また、放課後等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域との連携・協働により学習支援や様々な体験・交流活動を行う放課後子供教室を、基町小学校区で新たに実施する。

第1 事務の目的・概要

広島市教育委員会（以下、この項目において「市教委」という。）と広島県警察（以下、この項目において「県警察」という。）が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に北庁舎別館内に設置した、教育委員会事務局職員と警察官等が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 非行防止活動の推進等

暴走族グループの再結成や新規結成を阻止するため、引き続き県警察との連携による、少年相談や居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）、街頭補導活動により、少年の非行防止・自立支援に取り組むほか、ネットパトロール等により暴走族関係情報の収集に努める。

2 「少年サポートセンターひろしま」の広報

「少年サポートセンターひろしま」の一層の周知を図るため、少年非行対策セミナーや出前講座、教職員研修等あらゆる機会を利用した広報啓発に努めるほか、ポスター貼付やチラシ配布などについて、より多くの企業、関係機関・団体等に協力を依頼するなど広報活動の強化に努める。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 非行防止活動の推進等

(1) 市教委・県警察連携事業

ア 少年相談・立ち直り支援

電話や面接等により受け付けた相談事案について、非行少年グループ等への加入防止や離脱に向けての助言を行うとともに、事件性や非行の程度に応じ、又は就労支援が必要な場合等に、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。

（図表 61）

また、相談内容を分析し、特定の問題（性非行、万引き、ネット依存）についての問題別思春期セミナーを開催した。（図表 62）

【図表 61】 少年相談受理件数の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
162 件	247 件	199 件	188 件

【図表 62】 問題別思春期セミナーの開催状況の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	3 回	4 回	4 回	4 回
参加人数	81 人	183 人	217 人	164 人

イ 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力補充を行うとともに、学習への意欲の向上を図るため、大学生を始めとするボラン

ティアの協力も得ながら個別の学習支援を行った。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とし、フラワーアレンジメント教室や陶芸教室の開催、思いやりの心を育むことを目的とし、高齢者疑似体験セットを使用した活動体験、社会貢献やボランティア活動への意識を持たせることを目的とした介護施設で使用するミニタオルづくりなどの体験活動を実施した。(図表 63)

【図表 63】「少年サポートルーム」の開催状況の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	43 回	54 回	44 回	45 回
延べ参加少年人数	387 人	368 人	420 人	387 人

ウ 学校支援（生徒指導上の課題を抱える学校への支援）

県警察スクールサポーターとして委嘱された自立支援相談員等を中学校に派遣し、少年の非行防止や学校支援に取り組んだ。(図表 64)

【図表 64】自立支援相談員の派遣状況の推移

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中学校	学校数	4 校	2 校	2 校	3 校
	回数	274 回	222 回	276 回	349 回
小学校	学校数	1 校	1 校	2 校	0 校
	回数	28 回	21 回	52 回	0 回
計	学校数	5 校	3 校	4 校	3 校
	回数	302 回	243 回	328 回	349 回

エ 街頭補導活動

市教委、県警察、青少年指導員等の連携による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組んだ。

参加者 市教委職員、県警察職員、青少年指導員、PTA、広島校外教育連盟職員等
活動日 フラワーフェスティバル(5月3～5日)、ゆかたできん祭(6月1～3日)、えびす講(11月18～20日)等

オ 要保護少年※対策

要保護児童対策地域協議会代表者会議に出席し、要保護少年の対策に関わる関係機関との連携を図った。

※ 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

(2) 市教委単独事業

ア ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せて専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、暴走族に関する情報やその他犯罪性のある情報については、県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応した。(図表 65)

【図表 65】 ネットパトロールによる問題発見数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	5 件	0 件	0 件	2 件
中学校	1,463 件	1,468 件	1,135 件	753 件
高等学校	285 件	331 件	289 件	484 件
その他	11 件	3 件	0 件	1 件
計	1,764 件	1,802 件	1,424 件	1,240 件

イ 少年非行対策セミナー

少年の非行問題などに関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についての市民意識の醸成を図った。

平成 30 年度セミナー

開催日	1 月 26 日（土）
場 所	中区地域福祉センター
テ ー マ	非行の予防と立ち直りについて考える ～少年鑑別所での関わりから～
講 師	広島少年鑑別所 鑑別部門 首席専門官 伊藤泰彦氏
参加者数	48 人

2 「少年サポートセンターひろしま」の広報

市政広報紙「ひろしま市民と市政」や広報テレビ番組、本市ホームページのほか、新たにケーブルテレビ、マツダスタジアムの大型映像装置等で周知を行うとともに、出前講座等を実施した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 非行防止活動の推進等

(1) 評価

平成 30 年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数は 458 人で対前年比 169 人（27.0%）減少しており、平成 26 年からの過去 5 年間で最小の数値となっている。また、14 歳未満の触法少年の補導人数についても 197 人で、対前年比 33 人（14.3%）減少しており、「少年サポートセンターひろしま」の運営が検挙・補導人数等の低下の一端を担っているものと考えられる。

少年たちの居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）に参加した中学 3 年生全員が高等学校に進学したことや、大学生を始めとするボランティアの平均参加者数が平成 29 年度の 5.3 人から 7.8 人に増加し、職員やボランティア等との触れ合いが更に充実してきたことなどから、「少年サポートルーム」が少年たちの居場所としての役割を十分果たしていると考えられる。

また、ネットパトロールにより、顕在化しにくいネット上の問題（個人情報情報の流布、生徒間トラブル）などを早期に発見することで、速やかに関係課や学校と連携して早期に解決することができている。

(2) 課題

平成 27 年 6 月末以降、暴走族グループの結成は把握されていないが、最近では SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介して参集し、自然発生的に結成された小集団

のグループがゲリラ的な集団暴走行為を敢行していることから、暴走族の再結成や新規結成が懸念される状況である。(図表 66)

また、ネットパトロールによる問題発見数は減少傾向にあるものの、小・中学生の携帯電話やスマートフォンの所持率が上がっている中で、ネット上の問題の早期発見に引き続き努める必要がある。

【図表 66】暴走族のグループ数・構成員数（広島市域における数値）の推移

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
暴走族のグループ数	1 グループ	0 グループ	0 グループ	0 グループ	0 グループ
暴走族構成員数	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人

2 「少年サポートセンターひろしま」の広報

(1) 評価

非行少年の検挙・補導人数が対前年比 27.0%減少する中、「少年サポートセンターひろしま」への相談件数は平成 29 年度比 5.5%の減少にとどまった。

広報番組やリーフレット、ポスターの配布などの広報活動により「少年サポートセンターひろしま」の認知度は相対的には高まっているものと考えられる。特に本市ホームページにより当センターの存在を知った相談者が多い。

また、「少年サポートルーム」事業に参加した大学生を始めとするボランティアの延べ人数が増加したことは、広報活動の成果の一つと考えられる。

(2) 課題

非行問題について悩むより多くの保護者、少年に「少年サポートセンターひろしま」を認知してもらえるよう、一層周知する必要がある。

第 5 課題への対応方針

1 非行防止活動の推進等

暴走族グループの再結成や新規結成を阻止するため、引き続き県警察との連携による、少年相談や居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）、街頭補導活動による少年の非行防止や自立支援に取り組む。

また、ネットパトロール等により、引き続き、暴走族や少年非行に関する情報の収集に努めるとともに関係機関と連携して対応する。

2 「少年サポートセンターひろしま」の広報

引き続き、「少年サポートセンターひろしま」について、機会を捉えて出前講座や説明会を行うことなどにより、学校、関係機関、団体に一層の周知を図り、連携を強化する。

また、SNS を使った広報や啓発等、より効果的な広報の方法について検討する。

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、フィルタリングの普及を促進し、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 ^デ10オフ運動[※]の推進

児童生徒に対しては、広島市 PTA 協議会と連携を図りながら、平成 29 年度から実施している「ストップ ダラ通プロジェクト」を推進するとともに、保護者に対しては、自らが担う役割や責任についての意識向上を図る取組を行う。

※ SNS 等のメッセージのやり取りをやめられない児童生徒の悩みを解決するとともに、規則正しい生活習慣の定着を図ることを目的に、児童生徒及び保護者に対して「夜 9 時以降は携帯電話・スマートフォン等による送信をしない。」「遅くとも夜 10 時までには使用をやめる。」「家庭で話し合って携帯電話・スマートフォン等の使用に関するルールをつくる。」取組を行う運動。

(1) 10 オフ運動強化週間の実施

生活習慣の定着を図るため、2 回、10 オフ運動強化週間を設け、小学校の児童及び中学校の生徒の家庭を対象として、全市立小・中学校一斉に取組を行う。

実施に当たっては、取組の意識向上を図るため、事前研修や講習会の実施を合わせて行うよう呼び掛ける。

(2) ノー電子メディアデー[※]強化月間の実施

幼少期から生活習慣の定着を図るため、幼稚園、保育園の未就学児を対象とした取組を実施するとともに、取組の意識向上を図るため、紙芝居等を活用した啓発活動を実施する。

※ ノー電子メディアデーとは、家庭において電子メディアとの関わり方について考えることを目的に、テレビ等の電子メディアを利用しない日を作る取組。

2 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターの養成については、経験が浅いインストラクターを自立して活動できるようにするため、経験豊富なインストラクターと一緒に講座運営をするなど、OJT による育成に努める。また、電子メディア協議会が行う自主研修会の開催を全面的に支援するとともに、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を一層進める。

電子メディアに関する講習会の開催については、インストラクター派遣に関する案内チラシを学校に加えて、幼稚園、保護者等に配布し周知するとともに、広島市 PTA 協議会、広島市青少年健全育成協議会等の協力を得ながら、同講習会の開催促進を図ることで参加者数の増加に努める。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店との連携

青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店（以下、この項目において「宣言店」という。）と連携し、青少年に携帯電話を販売する際に啓発用チラシを活用するなど、保護者及び児童生徒への啓発に取り組む。

また、抽出した宣言店を訪問し、販売時における保護者の反応等の情報収集を行うなど、現状把握に努める。

4 保護者及び児童生徒への啓発

電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるため、インターネットに潜む危険性や正しい使い方などについて、広島市電子メディア協議会等と連携し、同協議会の電子メディア・インストラクターによる出前講座の開催、幼稚園及び保育園への未就学児啓発用の紙芝居の貸出し、啓発チラシの配布を行う。

さらに、市広報番組やデジタルサイネージ等を活用した啓発、マスコットキャラクターの募集等に取り組むなど、保護者及び児童生徒への啓発を一層推進する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 10 オフ運動の推進

(1) 10 オフ運動強化週間の実施

全小・中学校、広島市 PTA 協議会、広島市電子メディア協議会との連携の下、10 オフ運動を継続実施し、7 月と 12 月に強化週間を実施した。

強化週間は、10 オフ運動を効果的に展開するため、生活習慣を振り返る生活リズムカレンダー、電子メディアとの付き合い方や SNS での適切なコミュニケーションについての指導資料を活用した授業の実施などを推進した。

また、強化週間後には、取組状況等を把握するため、抽出校（小・中学校とも各区 1 校を抽出）においてアンケート調査を実施した。（図表 67）

【図表 67】家庭でルールを作っている児童生徒の割合の推移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学生	50.7%	53.4%	69.8%	58.4%
中学生	46.8%	37.1%	50.3%	50.0%

※ 数値は、冬の強化週間の調査結果である。

(2) ノー電子メディアデー強化月間の実施

電子メディアとの関わりが低年齢化していることから、特に幼児及びその保護者が、家庭における電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園及び幼稚園と連携して、「ノー電子メディアデー強化月間」を 12 月の 10 オフ運動冬の強化週間に合わせて実施した。（図表 69）

2 電子メディア・インストラクターの養成

電子メディア・インストラクター養成講座を 2 回（9 月、2 月）開催するとともに、電子メディア・インストラクターの講習会の講師としてのスキルアップを図るため、実践的に学ぶ研修会等を開催した。（図表 68）

【図表 68】電子メディア・インストラクター養成講座受講人数及び新規認定者数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	32 人	36 人	41 人	18 人	18 人
電子メディア・インストラクター新規認定者数	30 人	33 人	36 人	18 人	17 人

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店との連携

宣言店と連携し、青少年に携帯電話を販売する際に啓発用チラシを活用するなど、保護者及び児童生徒への啓発に取り組んだ。

また、抽出した宣言店を訪問し、販売時における保護者の反応等の情報収集を行うなど、現状把握に努めた。

4 保護者及び児童生徒への啓発

電子メディアを適正に利用するために必要な知識、インターネットに潜む危険性や正しい使い方などについて、広島市電子メディア協議会等と連携し、同協議会の電子メディア・インストラクターによる出前講座の開催、幼稚園及び保育園への未就学児啓発用の紙芝居の貸出し、啓発チラシの配布を行った。(図表 69)

また、10 オフ運動の一層の啓発に向け、マスコットキャラクターを作成することとし、大学等からデザイン案を募集し、市内小・中学校の児童生徒の投票により決定した。

【図表 69】ノー電子メディアデー強化月間及び電子メディアに関する講習会参加人数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ノー電子メディアデー強化月間の参加人数	16,263 人	13,672 人	9,536 人	6,084 人	1,521 人
電子メディアに関する講習会の参加人数 (講習会数：77回)	10,227 人 (講習会数：77回)	10,145 人 (講習会数：75回)	8,599 人 (講習会数：53回)	7,808 人 (講習会数：65回)	7,061 人 (講習会数：57回)

※ ノー電子メディアデー強化月間の参加人数について、平成 28 年度までは、保育園、幼稚園、小学校、中学校が対象、平成 29 年度は、保育園、幼稚園、小学校 3 年生までが対象、平成 30 年度は、保育園、幼稚園が対象。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 10 オフ運動の推進

(1) 10 オフ運動強化週間の実施

ア 評価

強化週間後のアンケート調査では、10 オフ（「夜 9 時以降は送信しない。」「遅くとも夜 10 時までには使用をやめる。」）を 4 日以上達成できた小学生は、平成 29 年度に引き続き 80%という高い達成率を維持しており、夜間使用を制限する意識が定着してきていると考えられる。(図表 70)

また、小・中学生から「早寝早起きなど規則正しい生活ができた。」「家族との会話が増えた。」「勉強時間が増えた。」などの感想が寄せられ、強化週間が携帯電話・スマートフォン等の適正な利用について考え、生活習慣等を見直す良いきっかけとなっている。

【図表 70】 10 オフ運動強化週間のアンケート集計結果

区 分		7 月		12 月	
		小学生	中学生	小学生	中学生
「夜 9 時以降は送信しない。」の達成状況	全ての日で達成	60.3%	32.1%	67.0%	34.4%
	4 日以上達成	22.5%	24.0%	20.7%	22.8%
	計	82.8% (△1.8ポイント)	56.1% (△1.6ポイント)	87.7% (△2.3ポイント)	57.2% (△2.2ポイント)
「遅くとも夜 10 時までには使用をやめる。」の達成状況	全ての日で達成	63.3%	27.6%	63.3%	27.8%
	4 日以上達成	19.3%	25.0%	21.5%	24.2%
	計	82.6% (△8.8ポイント)	52.6% (△0.5ポイント)	84.8% (△4.8ポイント)	52.0% (△3.7ポイント)
家庭におけるケータイ・スマホ等のルール作成状況	全ての日で達成	50.8%	48.5%	53.6%	45.6%
	4 日以上達成	6.1%	4.6%	4.8%	4.4%
	計	56.9% (△5.0ポイント)	53.1% (6.9ポイント)	58.4% (△11.4ポイント)	50.0% (△0.3ポイント)

※ ()内は対前年度比。

イ 課題

中学生の 10 オフの達成状況は、60%未満であり、ここ数年、足踏み状態にある。近年、携帯電話・スマートフォン等の利用目的は、連絡手段のみならず、娯楽や学習など多岐にわたっていることから、達成できなかった理由をより丁寧に分析し、対応策を検討するため、アンケートの質問内容を見直す必要がある。

家庭でのルール作りを推進するため、ルール設定の方法を工夫するほか、夜 10 時以降も友達間での SNS 等でのやり取りをやめづらいと感じている児童生徒が多いことから、友達間でのルール作りについても呼び掛けていく必要がある。

(2) ノー電子メディアデー強化月間の実施

ア 評価

参加者数は減少しているが、実施した園への聞き取り等によると、参加した家族にとっては電子メディアとの向き合い方や生活習慣を見直す良いきっかけになっている。

イ 課題

各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図る良いきっかけとなっていることから、より多くの家族に参加してもらえるよう周知や募集の方法を工夫する必要がある。

2 電子メディア・インストラクターの養成

(1) 評価

電子メディア・インストラクター認定者の数は増加している。(図表 68)

また、講習会の講師としてのスキルアップを図るための研修会において、紙芝居やカルタ等の活用手法など実践的なメニューを取り入れたことにより、新たに講習会の講師や補助者として活動する者も出てきた。

(2) 課題

電子メディア・インストラクターについては、更なるスキルアップを図り、講習会の講師や補助者としても活動できる者を更に増やす必要があるため、実践的に学ぶ研修会の開催回数及び参加者の人数を増やす必要がある。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店との連携

(1) 評価

市内の一部の家電量販店を除き、宣言店として登録している。

3月に、抽出した大手4社の宣言店を訪問し、販売時における「携帯電話・スマートフォン等へのフィルタリングの設定状況」、「販売時における保護者への啓発内容及び保護者の反応等」の聞き取りを行った結果、いずれの宣言店も、携帯電話・スマートフォン等へのフィルタリングを設定した状態で販売しており、保護者への啓発も行われていた。

(2) 課題

保護者及び児童生徒への啓発のため、引き続き宣言店と連携して保護者への啓発に取り組む必要がある。また、市内の全ての店舗が宣言店となるよう、引き続き未登録店舗に対し働き掛けていく必要がある。

4 保護者及び児童生徒への啓発

(1) 評価

広島市電子メディア協議会等と連携し、同協議会の電子メディア・インストラクターによる出前講座の開催や啓発用チラシの配布、市広報番組等による各種活動により、保護者や児童生徒に啓発することができた。

(2) 課題

インターネットの世界は日々変化していることから、新たな脅威に遭遇することが考えられるため、保護者や児童生徒への啓発を一層推進する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 10 オフ運動の推進

(1) 10 オフ運動強化週間の実施

年2回の強化週間を設け、全市立小・中学校一斉に取組を行う。取組に当たっては、児童生徒や保護者に対し、10 オフ運動が基本的な生活習慣の確立等の観点からも重要であることについて一層の理解を促進する。

また、家庭でのルール作りを促進するため、ルール作りのポイントを具体的に示した資料の配布などの工夫を行う。あわせて友達間でのルールを作ることについても呼び掛ける。

なお、達成できなかった理由をより丁寧に分析し対応策を検討するため、アンケート調査の内容を見直す。

(2) ノー電子メディアデー強化月間の実施

幼少期から生活習慣の定着を図るため、幼稚園、保育園の未就学児のいる家庭を対象にした取組を実施するとともに、引き続き幼稚園等において紙芝居等を活用した啓発活動を実施する。

2 電子メディア・インストラクターの養成

電子メディア・インストラクターの養成については、講習会講師として活躍できる人材を育成できるよう、実践的な研修などを広島市電子メディア協議会と連携して行う。また、電子メディア・インストラクターが講習会で利用できる教材やプレゼンテーションコンテンツの開発と共有化を一層進める。

3 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店との連携

宣言店と連携し、青少年に携帯電話を販売する際に啓発用チラシを活用するなど、保護者及

び児童生徒への啓発に取り組むとともに、未登録の家電量販店には引き続き登録の呼び掛けを行う。

4 児童生徒及び保護者への啓発

電子メディアの適正な使い方、電子メディアが青少年に与える影響や危険性について、多くの児童生徒及び保護者に啓発するため、広島市電子メディア協議会、学校、広島市PTA協議会、広島市青少年健全育成協議会等との連携の下、学校やPTA研修会等における出前講座の開催の促進に努めるとともに、SNSを含め様々なツールを活用した広報活動を行う。

また、啓発に当たっては、マスコットキャラクター（「10時や犬^{けん}」）を効果的に活用する。

第1 事務の目的・概要

青少年を取り巻く環境の悪化、不登校、ひきこもり、ニート等の深刻化等、青少年問題が複雑・多様化しているため、青少年に係るあらゆる問題の解決支援を目的に、専門的立場から総合的に相談等を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 相談体制の充実について

学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にするとともに、ケースカンファレンスの運営方法の工夫、毎週のミーティング内容の充実など、相談員の能力の向上のために研修内容の充実に取り組む。

2 きめ細かい支援の充実について

きめ細かい支援の充実を図るため、子育てに悩みを抱える保護者の会を充実させるなど、より適切な支援方法を検討する。

3 SNS を活用した相談について

新たな相談の方法として、青少年のコミュニケーション手段として大きな割合を占めるようになった SNS の活用について検討する。

4 青少年総合相談センターの周知について

青少年や保護者にとって最も身近な存在である学校への周知を一層図っていくため、各校長会で、当センターについて PR を行うとともに、必要に応じ、学校から児童生徒やその保護者への周知を行うよう依頼する。また、教育センター、関係課等との連携・調整の下、教員研修において、当センターの業務内容について周知する機会を設ける。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 相談体制の充実について

こども療育センターとの連携体制強化を図るために、継続的な協議を行った。また、相談員の更なるスキルアップを目的に個別研修 42 回（一人当たり 6 回）を実施するとともに、相談員は経験年数等に応じて計画的に臨床心理士から助言や指導を受けた。

あわせて、新たに臨床心理士や精神科医による講義中心の全体研修を 5 回行うとともに、ケースカンファレンス運営上の課題や日々の相談業務における気づきや課題に関して、毎週のミーティングを中心に情報共有及び改善のための協議を行い、相談員の能力の向上を図った。

2 きめ細かい支援の充実について

子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者に対して、10 月～2 月の間に全 5 回の講座（1～4 回目は講義・演習、5 回目はフォローアップ）を実施した。

3 SNS を活用した相談について

9 月の時点では、先行実施している他の自治体の実施状況や検証結果等も踏まえた上で具体的な方法を検討し、文部科学省の補助金を活用して、広島県教育委員会と共に、平成 31 年度（令和元年度）から試行的に実施したいと考えていたが、12 月に同省から、新規の事業実施に対する補助は困難との見解が示され、予算化を見送った。

こうした中、平成 31 年度（令和元年度）、広島県が厚生労働省の交付金を活用して、広島市を含む広島県全域を対象とした自殺防止対策として SNS による相談窓口を開設することとなった。

4 青少年総合相談センターの周知について

各校長会で当センターについて PR を行うとともに、学校からの児童生徒等への周知を依頼した。また、スクールカウンセラーに当センターの業務内容をより周知するために、新たなリーフレットを作成した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 相談体制の充実について

(1) 評価

こども療育センターとの継続的な協議により、連携の強化に向けた具体的な方策の整理と共有ができた。

また、個別研修及び全体研修により、個々の相談員のスキルアップができた。このことにより、相談の実施に際しては、相手の立場に立って傾聴や助言を行うとともに、臨床心理士や精神科医、学校等関係機関との連携を密にすることで、問題解決に向けた適切な支援ができた。

(2) 課題

家庭環境や生活スタイルの変化等により、教育・福祉・医療等多面的な支援が必要な相談ケースが生じており、これに対応するため、引き続き関係機関との連携の強化や個々の相談員のスキルアップを図っていく必要がある。

2 きめ細かい支援の充実について

(1) 評価

子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者に、講座を通じ、臨床心理士の指導の下、子育ての悩み等への効果的な対処方法を身に付けさせることができた。また、従前、講義・演習のみの全 4 回だった講座に、新たにフォローアップの講座を加え、全 5 回としたことで、参加者が受講内容の振り返りや深化ができ、受講内容を踏まえた日々の実践に関しても交流することができるなど、充実が図られた。

(2) 課題

子どもの問題解決に向けては、保護者の子育てにおける負担感等の軽減が必要なケースも多いことから、そうした保護者を一人でも多く支援できるような方策も検討していく必要がある。

3 SNS を活用した相談について

(1) 評価

平成 31 年度（令和元年度）に広島県が自殺対策としての SNS による相談窓口を開設するに当たり、広島県や広島県教育委員会と情報共有を行うことができた。

(2) 課題

SNS を活用した相談体制の構築については、引き続き検討する必要がある。また、従来の電話や面談による相談に加え、青少年がより相談しやすい相談の入口について検討していく必要がある。

4 青少年総合相談センターの周知について

(1) 評価

学校を通じた周知やポスター、リーフレット等の活用による積極的な広報活動を行ったことが、当センターの相談件数増加につながったと考えられる。(図表 71)

【図表 71】 青少年相談における主な相談内容別の相談件数の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
いじめ	142 件	125 件	129 件	114 件	149 件
不登校	583 件	676 件	667 件	659 件	589 件
友達関係	278 件	225 件	200 件	148 件	163 件
神経症的問題	30 件	73 件	135 件	154 件	194 件
行動・性格	417 件	420 件	377 件	245 件	351 件
学習	25 件	63 件	45 件	14 件	41 件
精神・身体	27 件	56 件	58 件	79 件	179 件
進路	188 件	151 件	174 件	155 件	136 件
子育て	360 件	305 件	299 件	359 件	389 件
その他	857 件	674 件	829 件	734 件	904 件
計	2,907 件	2,768 件	2,913 件	2,661 件	3,095 件

※ 今回から、いじめ以外の相談内容についても夜間・休日の相談件数を含めた。

(2) 課題

引き続き様々な機会を捉えて、青少年やその保護者等への青少年総合相談センターの機能や窓口の周知を行う必要がある。

第5 課題への対応方針

1 相談体制の充実について

相談者の問題解決に向けた適切な支援を行うため、全体研修や個別研修のほか、新規採用の相談員を積極的に外部研修に参加させるなど、相談員の能力の向上に取り組む。また、学校やこども療育センター等関係機関との連携を密にする。

2 きめ細かい支援の充実について

子育てに悩みを抱える保護者の会の参加者を対象とする講座を一層充実させるとともに、全ての保護者を対象とする子育ての悩み等の解決に向けた講座「子育てストレスマネジメント講座」を開催する。

3 SNS を活用した相談について

平成 31 年度（令和元年度）実施する広島県と情報共有を図り、本市の方向性に関して引き続き検討する。また、新たに本市ホームページ上での相談受付窓口の開設に取り組むなど、相談の入口を充実させるよう努める。

4 青少年総合相談センターの周知について

青少年総合相談センターの機能や相談窓口等については、これまでの広報活動に加え、市政情報番組や各区役所のコミュニティビジョンといった媒体も利用し、PR する。

また、青少年や保護者に対しては、学校を通じて当センターの周知を図るとともに、学校に対しても児童生徒等からの相談については、必要に応じ、当センターと連携して対応ができることを校長会やスクールカウンセラー研修会等を通じ、周知する。

第1 事務の目的・概要

本市の青少年健全育成に資するとともに、社会教育の一層の振興・発展に資することを目的に、地域団体等が実施する公益性の高い事業に対して、補助金の交付による支援を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、事業内容を検討の上、事業補助を行い、団体を支援する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

各種団体等が実施する事業に対し、以下のとおり補助を行った。

広島市 PTA 協議会については、小・中学校単位 PTA 相互の連携や家庭教育及び社会教育の振興を図ることを目的とした委員会活動や広報紙発行等の事業に対して補助を行った。

広島市子ども会連合会については、地域における青少年の健全育成を図ることを目的として、異年齢集団の子どもたちに多様な体験の機会を提供し、交流活動を推進する事業のうち、球技大会の開催や広島県リーダー研究集会派遣事業等の事業に対して補助を行った。

地区青少年健全育成連絡協議会については、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とした、あいさつ・声かけ運動や「こども 110 番の家」の推進等の事業に対して補助を行った。

その他、広島市区子ども会連合会、学区子ども会育成協議会、ボーイスカウト広島市域連絡協議会、一般社団法人ガールスカウト広島県連盟、広島市地区保護司会連絡協議会、更生保護法人ウィズ広島、広島市地区更生保護女性会連絡協議会及び地域活動連絡協議会の各種団体については、青少年の健全育成に資する事業に対し補助を行った。（図表 72）

【図表 72】各種団体等が実施する事業への補助実績額（平成 30 年度は決算見込み）の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
約 3,240 万円	約 4,520 万円	約 3,210 万円	約 3,210 万円	約 3,110 万円

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

各種団体等が実施する青少年健全育成や社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対し、適正に事業補助を行い、団体の活動を側面から支援することができた。

2 課題

継続事業であっても、新規事業と同様に、事業の公益性や事業の実施効果を常に検証していく必要がある。

第5 課題への対応方針

各種団体等が実施する社会教育の振興・発展に資する公益性の高い事業に対して、事業内容を検討の上、今後も事業補助を行い、団体を支援する。

第1 事務の目的・概要

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 青少年センターの管理運営

青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、その健全な育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(2) 少年自然の家及びグリーンスポーツセンターの管理運営

自然環境の中で心身共に健全な少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

(3) 国際青年会館の管理運営

青年の国際相互理解と国際友好親善を深めるとともに自主性を助長し、その資質向上を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに、青少年を対象に様々な事業を行う。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

青少年野外活動センター・こども村は、公益財団法人広島市文化財団が設置・運営する施設で、自然体験活動や集団宿泊訓練の場として利用されており、本市の青少年教育施設として必要不可欠であるため、自然環境の中で心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的に、施設の管理運営を行うとともに青少年を対象に様々な事業を行うための経費を補助する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。

(2) 青少年センターの更新については、「広島市公共施設等総合管理計画」（以下、この項目において「管理計画」という。）に基づき、適時に関係課と協議を行いながら中央公園のあり方検討の中で検討する。また、検討に当たっては、同計画素案に寄せられた市民意見に対する「本市の考え方」に基づき、現在の利用者の利便性にも配慮する。

(3) 似島臨海少年自然の家の更なる有効活用については、地域活性化の視点が重要であることから、市長事務部局において設置予定の検討協議会の中で、市長事務部局の関係課及び地元関係者等との幅広い議論を行い進める。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

(1) 円滑な管理運営に向けて運営補助を行うとともに、必要に応じて適切に修繕等に係る補助を行う。

(2) こども村の牛を使った体験活動プログラムの見直しについては、頭数を徐々に減らすとともに、農園を活用したプログラムの充実について、施設の運営主体である公益財団法人広島市文化財団と検討する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 青少年教育施設の管理運営

- (1) 青少年教育施設において、指定管理者に施設の管理運営を適切に行わせるとともに、各施設の特性を生かした主催事業を実施した。(図表 73)

また、施設の修繕については、必要に応じて適切に実施した。(図表 74)

【図表 73】青少年教育施設の主催事業の実施状況

区 分	事業数	開催回数	延べ参加人数
青少年センター	34 事業	226 回	34,687 人
似島臨海少年自然の家	25 事業	108 回	8,184 人
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	18 事業	21 回	2,824 人
国際青年会館	9 事業	33 回	1,070 人

【図表 74】青少年教育施設の修繕の実施状況

区 分	内容等	金額
青少年センター	各諸室空調機設置 外 23 件	31,350 千円
似島臨海少年自然の家	温水ボイラー修繕 外 30 件	9,987 千円
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	揚水ポンプ取替え修繕 外 7 件	1,773 千円
国際青年会館	客室系統空調機修繕 外 43 件	4,970 千円

※ 指定管理者が実施した修繕を含む。

- (2) 青少年センターの更新については、中央公園のあり方検討の中で検討することとしており、その進捗状況について関係課から情報収集した。
- (3) 似島臨海少年自然の家の更なる有効活用については、市長事務部局において設置した検討協議会の中で、市長事務部局の関係課及び地元関係者等との協議を行うとともに、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」の策定に協力した。
- 2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助
- (1) 施設の管理運営や主催事業を行うための経費を補助するとともに、適切に修繕等に係る補助を行った。(図表 75、76)

【図表 75】青少年野外活動センター・こども村の主催事業の実施状況

事業数	開催回数	延べ参加人数
24 事業	61 回	3,463 人

【図表 76】青少年野外活動センター・こども村の修繕の実施状況

内容等	金額
宿泊棟西階段室北面外壁修繕 外 58 件	14,757 千円

- (2) こども村については、牛の管理が困難となったことから全頭売り払うこととしたほか、利用促進のため農園を活用した新たなプログラムについて検討し、豆腐づくり体験などの新たな活動メニューを実施した。

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 青少年教育施設の管理運営

(1) 評価

各施設への意見箱等の設置や、主催事業についてのアンケートにより、利用者ニーズを踏まえた事業・管理運営を行うとともに、広報の充実や施設の特性を生かした主催事業を実施

し、おおむね目標利用者数を達成できた。(図表 77)

また、各施設において適切な維持補修を行い、円滑な施設運営ができた。

【図表 77】 青少年教育施設の利用者数の推移

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青少年センター	目標	224,800 人	224,800 人	224,800 人	224,800 人	237,100 人
	実績	234,266 人	236,489 人	239,446 人	238,020 人	242,390 人
似島臨海少年自然の家	目標	47,300 人	47,300 人	47,300 人	47,300 人	47,700 人
	実績	47,304 人	48,355 人	47,669 人	47,659 人	36,659 人
三滝少年自然の家・ グリーンスポーツセンター	目標	110,700 人	110,700 人	110,700 人	110,700 人	118,600 人
	実績	115,170 人	119,408 人	118,372 人	121,265 人	117,634 人
国際青年会館	目標	20,600 人	20,600 人	20,800 人	20,800 人	20,800 人
	実績	24,618 人	25,783 人	27,511 人	26,185 人	27,561 人

(2) 課題

ア 利用促進のための取組を進めるとともに、必要に応じて適切な修繕等を行う必要がある。

イ 青少年センターについては、管理計画において、幅広い年齢層の利用や中央公園内に立地する他の施設との複合・集約化を視野に中央公園のあり方検討の中で施設の更新について検討することとしている。

こうした中、同センターは管理計画の計画期間中に耐用年数が経過することや施設の不具合が頻発していることから早期の更新に向けて検討する必要がある。

ウ 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターについては、施設の老朽化に加え、バリアフリー化が不十分な上、新耐震基準を満たしていないことから、管理計画における施設群の方向性※を踏まえながら、公費負担を抑えた形での施設整備や運営方法等について検討する必要がある。

※ 管理計画における施設群の方向性

全ての本市施設を「施設群」に分類し、このうち「広場型」を除く「汎用型」と「専用型」の八つの「施設群」について、各施設群の現況や特徴を踏まえ、更新に向けた検討の指針を整理したもの。

「専用型」の「子育て・教育・青少年育成」に分類されている三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターについては、近隣市町等においても同様の施設を複数配置しており、それらの施設と本市施設を本市住民や近隣市町住民がともに利用している状況にあるため、更新に向けては、本市施設の特徴や利用状況を踏まえて地域の活力維持にも配慮し、近隣市町等と連携しながら施設のあり方を検討することとしている。

エ 似島臨海少年自然の家については、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」における有効活用に係る取組を進めていく必要がある。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

(1) 評価

運営費補助を行うことにより、施設の管理運営や主催事業及び修繕等への対応を適切に行うことができた。(図表 78)

【図表 78】 青少年野外活動センター・こども村の利用者数の推移

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青少年野外活動センター	57,441 人	55,710 人	52,153 人	52,592 人	51,141 人
こども村	38,253 人	39,966 人	34,838 人	37,480 人	35,349 人

(2) 課題

- ア 本市の青少年教育施設として必要不可欠な施設であるため、施設の管理運営、主催事業の実施及び修繕を行うための経費を補助する必要がある。
- イ こども村については、牛を使った体験活動プログラムに代わる活動メニューについて、更に検討する必要がある。
- ウ 施設の老朽化に加え、バリアフリー化が不十分な上、新耐震基準を満たしていないことから、管理計画における施設群の方向性を踏まえながら、公費負担を抑えた形での施設整備や運営方法等について検討する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年教育施設の管理運営

- (1) 各施設の目標利用者数を達成するため、利用促進のための各種取組を実施する。また、必要に応じて適切に修繕等を行う。
- (2) 青少年センターの更新については、中央公園の活用に係る有識者会議が設置され、今後のあり方に係る基本方針が策定される予定であることから、有識者会議の動向を注視しつつ、整備方針について関係課と協議調整を行う。
- (3) 三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新については、本市及び近隣市町の利用状況や今後のニーズ等を調査し、その結果を踏まえ各々の施設に今後必要な施設の内容などを検討した上で、公費負担を抑えた施設整備や管理運営に向けた民間活力の活用の可能性を検討するためのサウンディング調査を行う。
- (4) 似島臨海少年自然の家については、平成31年度（令和元年度）に次期指定管理者の選定を行うが、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」における有効活用に係る取組を具現化するための提案が応募者から出されるよう、公募要綱等の内容を検討する。また、施設の再整備前でも実施可能な取組についても検討する。

2 青少年野外活動センター・こども村の管理運営補助

- (1) 円滑な管理運営に向けて運営費補助を行うとともに、必要に応じて適切に修繕費等の補助を行う。
- (2) こども村については、農園を活用した新たな活動メニューの導入を更に検討する。
- (3) 施設の更新については、本市及び近隣市町の利用状況や今後のニーズ等を調査し、その結果を踏まえ各々の施設に今後必要な施設の内容などを検討した上で、公費負担を抑えた施設整備や管理運営に向けた民間活力の活用の可能性を検討するためのサウンディング調査を行う。

キ ひきこもりがちな青少年への支援

第1 事務の目的・概要

ひきこもりがちな青少年（高校生相当年齢以上おおむね30歳まで）の自立を促進することを目的に、就労体験やボランティア体験等の社会体験活動への参加の機会を提供する。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

参加者の状態に配慮しながら、社会体験活動等への参加回数を増やし、自立に向けた取組により充実するよう委託先と検討する。

委託先とも協議しながら、社会体験活動の受入施設や活動メニューが増やせるよう努める。

支援が必要な青少年に本事業を一層周知するため、関係機関に協力依頼を行うなどの方策を検討する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 社会体験活動の提供・支援

特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センターCROSSに委託して実施し、参加者に対し、対人トレーニング等を行うとともに、連携先の小規模作業所や福祉施設等の受入施設において、一人当たり20回程度、社会体験活動への参加の機会を提供した。

支援に当たっては、体験活動と参加者への面接を効果的に組み合わせることにより、参加者一人一人の状態の把握に努め、参加者のニーズに適合する体験活動の内容や無理のないプログラムの組立てを行った。

また、体験活動の受入施設の増加に向け委託先と協議等を進めた。

支援が必要な青少年に本事業を一層周知するため、その方法について関係機関と協議するとともに協力を依頼した。（図表79）

【図表79】社会体験活動への参加状況の推移

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数		10人	10人	10人	10人	10人
一人当たりの平均参加回数		19.7回	19.4回	18.3回	19.7回	20.0回
前向きな変化が認められた参加者数		9人	9人	9人	9人	10人
内 訳	進学（職業訓練校含む）・復学（通信制含む）・就職	2人	2人	1人	1人	3人
	求職等活動・アルバイト	5人	4人	4人	6人	5人
	ボランティア活動等を継続する地域活動支援センターに通所	2人	3人	1人	2人	0人
	定期的な相談に通う	0人	0人	3人	0人	2人

2 研修の実施

スタッフ及びボランティアスタッフを対象に、参加者を理解し信頼関係を築くことができるよう、認知行動療法によりうつ状態を改善する「うつ病治療プロジェクト」の研修を実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

受入施設、委託先等との連携・調整を図るとともに、参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行った結果、一人当たりの平均参加回数を平成 29 年度よりも増やすことができた。また、参加者全員に前向きな改善が認められるなど、参加者の自立を促進することができた。

また、社会体験活動の受入施設を増やすことができた。

2 課題

参加者の状態に応じたきめ細かい支援を行い、参加者の自立を促進していく必要がある。

参加者個々のニーズに合わせた活動メニューを増やすことができるよう、社会体験活動の受入施設を増やす必要がある。

支援が必要な青少年に、本事業をより一層周知し、参加を促す取組を行う必要がある。

第5 課題への対応方針

参加者の状態に配慮しながら、社会体験活動等への参加回数を増やし、自立に向けた取組がより充実するよう委託先と検討する。

委託先とも協議しながら、社会体験活動の受入施設や活動メニューが増やせるよう努める。

支援が必要な青少年に、本事業を一層周知するため、精神保健福祉センターやこども療育センターなどの関係機関に協力依頼を行うとともに、本事業の効果的な周知方法についても検討する。

第1 事務の目的・概要

1 青少年国際平和未来会議

本市の姉妹・友好都市等の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換し合うことにより、友情と相互理解を深めるとともに、広く世界の国々の青少年に核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることによりグローバル人材の育成を図ることを目的に、青少年の平和貢献活動についてディスカッション等を実施する（派遣と受入れを交互に実施）。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

本市と韓国大邱広域市の青少年が、生活を共にしながら交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに、次代を担う青少年の世界平和への意識を高めることを目的に、平和学習、意見発表会等を実施する（派遣と受入れを交互に実施）。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

1 青少年国際平和未来会議

(1) 参加各都市における事後活動の促進と事業の波及効果向上を図るため、国際交流イベント等の機会を捉えて Web 会議による意見交換を行うなど、参加都市間のネットワークを広げる取組を継続するとともに、本事業参加者が個人レベルでどのような事後活動を展開し、どのように人材育成につながっているのか具体的に把握するために、参加者に定期的な事後アンケートへの協力を依頼し、事業効果の具体的な把握に努める。

(2) 事業を効果的かつ発展的に実施するため、今後の青少年国際平和未来会議（以下、この項目において「未来会議」という。）の在り方について、参加都市の意見も聴取しながら事業内容、運営方法等を総合的、抜本的に検討する。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

両都市の青少年が、生活を共にしながら有意義な交流を行う本事業の内容を継続する。その上で、本事業により日韓の友好関係強化や世界平和への意欲を持った本市の参加者が、より多く自主的かつ継続的に事後活動に取り組めるよう、関係機関や関係団体等とも一層連携しながら日韓交流事業や平和関連事業等の情報や機会を提供する。

また、そうした事後活動の状況等の把握とフォローアップのため、参加者に対し定期的に事後アンケートを実施する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

1 青少年国際平和未来会議

(1) 8月に広島市の青少年をハノーバー市に派遣し、平和についての幅広い視点からの意見交流を始め、世界恒久平和構築や今後の持続可能な平和活動等をテーマとするディスカッションを行った。あわせて、ハノーバー市内において、未来会議をアピールするための「こいのぼりの署名活動」を行った。（図表80）

事後活動としては、9月には広島市の参加者対象の研修会を行い、その後、3回（10月、11月、3月）にわたってハノーバーの参加者との Web 会議を開催し、各参加者の事後活動の

状況を報告し合うとともに、今後の持続的な平和貢献活動の在り方等について意見交換を行った。

未来会議の成果については、11月に「国際フェスタ 2018」において、本市の参加者が事業報告を行った。

参加者の事後活動の状況を把握するための事後アンケートについては、事後研修会の都度、インタビュー形式で実施して活動状況を把握し、必要に応じて活動の支援を行った。

- (2) 事業を効果的かつ発展的に実施するための未来会議の在り方について、今回の参加者や引率者を始め、これまでの未来会議の参加者や引率者、これまでの受入都市の関係者等の意見を聴取し、今後の方向性を検討するとともに、未来会議の活動をベースに平和について考え行動する青少年の組織である「ブランチ」を広島市とハノーバー市に設置した（広島市では、ひろしまインターナショナルクラブがその役割を担う。）。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

大邱広域市から青少年を受け入れ、日本文化体験を行うとともに、平和記念資料館の見学や慰霊碑めぐり、被爆体験者の講話・グループワークなどの平和学習を行った。また、ホームステイによりホストファミリーとの交流を深めた。（図表 80）

加えて、新たな試みとして、この度、多くのボランティアの協力を得て、伝統的な「夏祭り」を企画し、日本文化に触れる機会とした。

事後研修会では、この度の交流事業の成果を取りまとめるとともに、今後の活動について意見交換を行った。また、11月の「国際フェスタ 2018」に参加して事業報告を行った。

事後活動後、直接の聞き取りにより活動状況を把握するとともに、参加者の事後活動の場となるよう韓国との交流に関わる事業を紹介した。

【図表 80】青少年国際交流事業参加者数の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青少年 国際平 和未来 会 議	派遣	青少年 8 人 指導者 2 人 (バンコク都)	—	青少年 5 人 指導者 2 人 (ボルゴグラード市)	—	青少年 5 人 指導者 2 人 (ハノーバー市)
	受入れ	—	82 人 (海外：56 人 広島：26 人) (21 か国 24 都市)	—	51 人 (海外：31 人 広島：20 人) (10 か国 13 都市)	—
広島市・ 大邱広 域市青 少年交 流事業	派遣	—	青少年： 大邱 21 人 広島 21 人 指導者： 大邱 7 人 広島 3 人	—	青少年： 大邱 20 人 広島 20 人 指導者： 大邱 6 人 広島 3 人	—
	受入れ	青少年： 大邱 20 人 広島 21 人 指導者： 大邱 5 人 広島 4 人	—	青少年： 大邱 20 人 広島 23 人 指導者： 大邱 3 人 広島 5 人	—	青少年： 大邱 20 人 広島 22 人 指導者： 大邱 4 人 広島 3 人

第 4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 青少年国際平和未来会議

(1) 評価

ア 事業の実施について

グループディスカッションにより、文化や価値観の違いを相互に認め合いながら世界平和への願いを共有し、共に活動を進めていくことを確認して「世界平和促進に向けた若者の行動指針」を取りまとめることができた。

事業後のアンケートによると、「ハノーバー市の参加者と個人的に交流を続けている。」「今後、未来会議の運営に関わりたい。」「次回の未来会議参加者のサポート役をしたい。」など、参加者自身の継続的な活動や今後の未来会議の充実が期待できる回答が多かった。

また、未来会議への参加が、留学プログラムへの参加、発展途上国支援、英検 1 級の取得などのきっかけとなっている。

そのほか、身近な友人等に平和貢献の活動を広げていくため、自主的に学校等で未来会議の報告等の機会を設けた参加者もいる。

イ 今後の在り方検討について

今後も事業を効果的かつ発展的に実施するための検討において、「各参加都市に未来会議のブランチを設置すること」、また「各ブランチがインターネット等を活用して連携すること」、「各ブランチにおいてファシリテーターを育成すること」等といった方向性を取りまとめることができた。

また、ブランチを設置した広島市とハノーバー市は、未来会議後も Web 会議等により交流を継続している。

(2) 課題

ア 事業の実施について

未来会議により参加者に醸成された世界平和に向けた活動の機運を持続できるよう、事後研修会等を一層充実させるとともに、本市の参加者の事後活動の場の確保や、フォローアップを着実に行う必要がある。

また、未来会議の参加者が、以降に開催される未来会議の運営や参加者のサポートに関われるよう、ブランチを活用し、継続してフォローアップしていく必要がある。

イ 今後の在り方検討について

取りまとめた方向性については、他の参加都市と認識の共有を図り、できることから具体化して実施する必要がある。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

(1) 評価

両都市の青少年が生活を共にし、様々な交流活動を行うことにより友情と理解を深め、世界平和への意識を高めるという事業目的を達成できた。

参加者から、「交流事業を通じて学んだことを学校の友人を始め、多くの人に伝えたい。」「世界平和に貢献したい。」「一過性のものにせず、今後も交友関係を継続し将来へつなげていきたい。」といった事後活動や交流の継続が期待できる感想が寄せられた。

事業終了後の 8 月 6 日には、大邱広域市の 4 人の参加者が再来広し、広島の参加者とともに灯籠流しに参加するなど、日韓の青少年が平和への思いを共有することができた。その後も、両国の参加者同士がフェイスブックなどの SNS を活用した交流を継続している。

(2) 課題

今後も、参加者が相互に友情を深め、世界平和への意識を高める事業内容を継続して実施するとともに、事業後もより多くの参加者が日韓交流活動や平和貢献活動などの事後活動に自主的かつ継続的に取り組めるよう支援する必要がある。

第5 課題への対応方針

1 青少年国際平和未来会議

(1) 事業の実施について

ア 効果的かつ発展的な事業実施に向けて、広島市のブランチであるひろしまインターナショナルクラブと密に連携し、未来会議及び事後活動の充実に取り組む。

イ 本市からの参加者の事後活動の場の確保に向けて、参加者が所属する学校や地域への働き掛け、他の平和イベントとの効果的な連携を図る。

ウ 広島市とハノーバー市とで実施した Web 会議による事後研修会や SNS を利用した交流を継続するとともに、他都市にも拡大できるよう働き掛けていく。

エ 未来会議が、青少年の主体的な活動により一層活性化するよう、ブランチとの連携の下、参加経験者が、自らの経験を基に以降に開催される未来会議の運営協力や参加者のサポート等を行うとともに、将来的には、未来会議の運営を中心的に担う人材やファシリテーター役を担う人材として活躍できる仕組みづくりに取り組む。

(2) 今後の在り方検討について姉妹・友好都市等に対し、今後の未来会議における方向性として取りまとめた各参加都市のブランチ設置やインターネット等を活用した連携、ファシリテーターの育成などについて認識の共有が図れるよう、インターネットや SNS、動画配信などのツールを活用して、丁寧かつ具体的に説明を重ねる。

2 広島市・大邱広域市青少年交流事業

(1) 本事業により日韓の友好関係強化や世界平和への意欲を持ったより多くの本市の参加者が、自主的かつ継続的に事後活動に取り組めるよう、引き続き日韓交流事業や平和関連事業等の情報や機会を提供するとともに、参加者が身近な人に平和や国際交流の意義を伝える機会として、事後報告会ができるよう参加者の所属校に働き掛ける。

(2) 事後アンケート等により活動状況の把握とフォローアップを行う。

(3) 事業をより効果的かつ発展的に実施するため、参加者が自らの経験を基に以降の本事業の運営や参加者のサポートに関わることができるような方策を検討する。

3 その他の主な事務

(1) 広報に関すること

ア 広報

第1 事務の目的・概要

教育委員会の行う施策・事業等に関する周知を図るため、教育委員会のホームページに施策・事業等に関する内容を掲載するなどの広報を行う。

第2 前回点検・評価における課題への対応方針

ホームページのリニューアル後においても、市民に分かりやすい情報提供を行うため、内容の充実を図るとともに、不要なコンテンツの削除等、適切な管理を行う。

また、フェイスブックについては、各課等において随時情報を更新できる仕組みを検討するとともに、閲覧者の反応等が把握できる機能を用いて分析することで、より効果的な情報発信ツールとして活用する。

第3 平成30年度における管理・執行状況

教育委員会ホームページのリニューアルについては、必要に応じてコンテンツの追加、変更、削除を行い、平成30年9月に完了した。その後も内容の充実、不要なコンテンツの削除等を行った。

フェイスブックの開設については、フェイスブック社がセキュリティ強化等の仕様変更を行い、アカウントを管理する課でしか情報を更新できなくなったことを踏まえ、取りやめることとした。これに代えて、ツイッターの開設に向けて市長事務部局の関係課等との協議やアカウントの申請を行ったが、平成30年度中にアカウントを開設するに至らなかった。

第4 管理・執行状況に関する評価及び課題

1 評価

ホームページについては、リニューアルを含め、内容の充実、適切な管理を行うことができた。

ツイッターについては、平成30年度中にアカウントを開設できなかった。

2 課題

ホームページについては、引き続きコンテンツの更新や継続的な情報の発信等、適切な管理・運営を行っていく必要がある。また、令和2年3月には、広島市ホームページ全体のリニューアルが予定されていることから、これに適切に対応する必要がある。

ツイッターの開設については、引き続き取り組む必要がある。

第5 課題への対応方針

ホームページについては、継続的な情報発信や既存コンテンツの更新・削除等により、引き続き適切な管理を行う。また、広島市ホームページ全体のリニューアルに向けて、新しいデザインや付与する機能の検討等を行う。

また、ツイッターの開設に向けて引き続き取り組むとともに、開設後は、各課が随時情報を更新し、閲覧者の反応等が把握できる機能を活用することなどにより、より効果的な広報が行えるよう努める。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和元年 8 月 1 日（木）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 間瀬 茂夫 広島大学大学院 教育学研究科 教授
- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 教育学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

(1) 総括的な意見

- ・ 政令指定都市が持つ広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に取り組んでいると評価できる。
- ・ 「管理執行状況に関する評価及び課題」において、「結果」を数値などで示した上での「評価」の記述や「評価」を踏まえた「課題」の設定に関して、更なる改善が望まれる。「評価」と「課題」の関連を明確にすることは、「課題への対応方針」の合理性・妥当性、有効性を高めることにつながる。また、管理執行の「評価」を踏まえて「課題」を明確にすることは、有効性の観点から、対応方針の在り方がより明確に意識されることになり、教育行政事務の効率化・適正化が図られるとともに、事務の軽減にもつながると考えられる。このようなプロセスを組織的に意識することで、行政資源の再配置を通じた効果的な事務執行が可能になると考えられる。
- ・ 平成 30 年度の教育に関し学識経験を有する者からの指摘を踏まえた記述内容の改善が随所に見られる。
- ・ 「評価」に関して、児童生徒に対するアンケート調査などの実施とその活用が望まれる。
- ・ 各事業の課題への対応方針の中で、事業の改善を図ることができた取組、方法については、他の事業での改善に生かせるよう、教育委員会内で共有を図り、ノウハウを蓄積し、人材育成（専門性向上）につなげていくことが望まれる。

(2) 重点取組項目等に関する意見

- ・ 「学校における働き方改革」、「教員の配置状況及び新規採用」、「教員の健康管理」は相互に密接な関係があり、これらを一体と捉えた課題解決が望まれる。
- ・ 「学力の向上」における「全国学力・学習状況調査の正答率 30%未満の児童生徒の割合」は、市教育行政の重要取組項目（学力向上・学力保障）を評価する上で重要な評価指標と考えられる。

小学校の国語、算数で「正答率 30%未満の児童生徒」がどのレベル（正答率 10%未満、20%未満、30%未満）の児童なのかを分析することも重要であると考えられる。この分析を通じて、「正答率 30%未満」としている評価基準を再検討することも考えられる。

- ・ 平成 31 年度（令和元年度）から新たな外国人材の受入れ制度がスタートすることなどを

踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒について、実態把握等を進めていく必要がある。

- ・ 上記以外の重点取組項目についても、広島市教育委員会の専門性を生かした評価指標・基準を開発・設定し、教育行政資源（人的、財政的）が制約される中において（行政）事務の効果的な実施・評価が望まれる。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成30年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成30年 4月18日	人 5	人 3	1 「10 オフ運動」の平成29年度取組結果及び平成30年度取組概要について（報告） 2 事務局職員の人事について（議案第12号）
2	5月23日	5	6	1 平成30年度学校経営支援システムの実施について（報告） 2 平成30年度広島みらい創生高等学校の入学者状況について（報告） 3 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第13号） 4 平成31年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第14号） 5 平成31年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）及び広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第15号） 6 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第16号） 7 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第17号）
3	6月15日	5	1	1 広島市立学校児童生徒数等（平成30年5月1日現在）について（報告） 2 平成31年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 平成31年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第18号） (2) 平成31年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第19号） (3) 平成31年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第20号） 3 平成31年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第21号） 4 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案第22号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
4	7 月 25 日	5	2	1 青少年交流事業の開催について（報告） 2 広島市指定重要文化財の指定について（議案第 23 号） 3 教職員の人事について（議案第 24 号）
5	8 月 27 日	5	2	1 平成 31 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第 25 号） 2 平成 31 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告）
6	8 月 29 日	5	17	1 平成 31 年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択について (1) 平成 31 年度に使用する広島市立小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）の採択について（議案第 26 号） (2) 平成 31 年度から使用する広島市立中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について（議案第 27 号） 2 平成 31 年度から使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択について（議案第 28 号） 3 平成 31 年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書採択について（議案第 29 号） 4 訴訟について（報告） 5 平成 30 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 30 号）
7	9 月 5 日	5	0	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 30 年度 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 1 号） 2 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第 31 号） 3 広島市立図書館協議会委員の任命又は委嘱について（議案第 32 号） 4 広島市公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について（議案第 33 号）
8	10 月 3 日	5	0	1 青少年交流事業の開催結果について（報告） 2 平成 31 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
9	11 月 12 日	4	3	1 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 2 第 32 回広島市青少年健全育成市民大会の開催について（報告） 3 平成 30 年度全国学力・学習状況調査の結果について（報告） 4 平成 29 年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について（報告） 5 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 34 号） (2) 教職員の人事について（議案第 35 号）
10	12 月 21 日	5	3	1 広島市の学校における働き方改革推進プラン（案）及び広島市立中・高等学校部活動の方針（案）について（報告） 2 平成 31 年広島市成人祭の開催について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 30 年度 12 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 2 号） (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 3 号） 4 広島市立安佐北高等学校の廃止について（議案第 36 号） 5 博物館に相当する施設の指定の取消しについて（議案第 37 号） 6 広島市指定重要文化財の指定について（議案第 38 号） 7 教職員の人事について（議案第 39 号）
11	12 月 28 日	5	13	1 広島市いじめ防止対策推進審議会からの答申について（報告） 2 広島市いじめ防止対策推進審議会からの答申の公表について（議案第 40 号）
12	平成 31 年 1 月 29 日	5	0	1 平成 31 年広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 平成 30 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第 1 号） (2) 平成 31 年度当初予算議案に対する意見の申出について（議案第 2 号） (3) 広島市青少年センター条例等の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 3 号） (4) 広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 4 号） (5) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（議案第 5 号） 3 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 6 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
13	2 月 8 日	5	0	1 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 7 号） (2) 教職員の人事について（議案第 8 号）
14	2 月 25 日	4	0	1 事務局職員の人事について（議案第 9 号） 2 教職員の人事について（議案第 10 号）
15	3 月 7 日	5	1	1 平成 30 年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」の結果について（報告） 2 教職員の人事について（議案第 11 号）
16	3 月 19 日	3	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 12 号）
17	3 月 22 日	3	0	1 平成 31 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 13 号） (2) 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第 14 号） (3) 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 15 号） 3 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案第 16 号） 4 訴訟等について（報告） 5 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案第 17 号）
開催回数 17 回		計（延べ） 79 人	計（延べ） 51 人	議案：46 件、代決報告：3 件、報告：20 件、 審議事項 合計 69 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

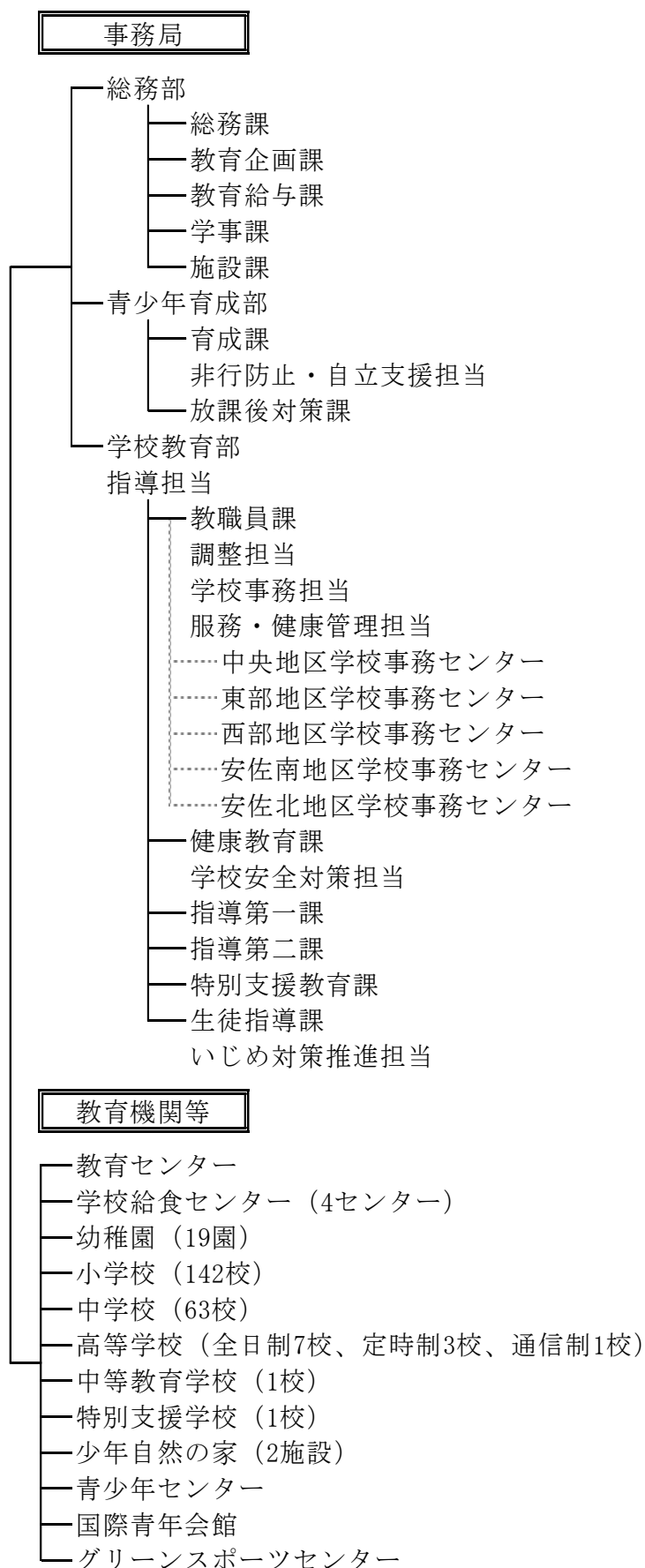
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行っている。その主なものは、次のとおりである。

教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
平成 30 年 4 月	入園式・入学式・開校式への出席	幼稚園 1 園の入園式、小学校 1 校、中学校 2 校及び高等学校 2 校の入学式並びに高等学校 1 校の開校式にそれぞれ出席した。(延べ 10 人)
5 月	第 1 回指定都市教育委員会協議会への出席	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 1 回会議（福岡市で開催）に教育長・委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 人)
7 月	学校訪問	井口明神小学校を訪問し、通級指導教室を視察した。(3 人)
8 月	教育センター訪問	教育センターを訪問し、教員研修を視察した。(2 人)
9 月	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(5 人)
10 月	広島県市町教育委員会教育委員研修会への参加	県内の教育委員が参加する研修会に参加し、意見交換を行った。(4 人)
	都道府県・指定都市教育委員会研究協議会への参加	都道府県及び指定都市教育委員会の教育委員のための研究協議会に参加し、意見交換を行った。(1 人)
	学校訪問	広島中等教育学校を訪問し、英語科の授業を視察した。(4 人)
11 月	学校訪問	学校経営支援システムの対象校である大塚中学校、大塚小学校、伴南小学校及び石内北小学校を訪問し、授業等を視察した。(3 人)
	学校訪問	広島みらい創生高等学校を訪問し、キャリアデザイン科（総合学科）の授業を視察した。(4 人)
	第 1 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱に基づく教育施策の取組を踏まえて意見交換を行った。(5 人)
	学校訪問	古市小学校を訪問し、算数科及び言語・数理運用科の公開授業を視察した。(2 人)
	学校訪問	楽々園小学校を訪問し、「特別の教科 道徳」の公開授業を視察した。(3 人)
平成 31 年 1 月	平成 31 年広島市成人祭への出席	成人祭に出席した。(4 人)
	学校訪問	段原小学校を訪問し、外国語活動及び英語科の公開授業を視察した。(4 人)
	第 2 回指定都市教育委員会協議会への出席	全国の政令指定都市の教育長・教育委員による第 2 回会議（東京都で開催）に教育長・委員が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。(1 人)
	第 2 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、いじめに関する総合対策について意見交換を行った。(4 人)

時 期	区 分	概 要
3 月	広島県女性教育委員グループ第 3 回研修会への参加	県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(2 人)
	卒園式・卒業式への出席	幼稚園 1 園の卒園式並びに小学校 2 校、中学校 3 校、高等学校 3 校及び特別支援学校 1 校の卒業式にそれぞれ出席した。(延べ 12 人)

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (平成 30 年 4 月 1 日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等 (平成 30 年 5 月 1 日現在)

校種		児童生徒数	学校数
幼稚園		989 人	19 園
小学校		66,051 人	142 校
中学校		28,084 人	63 校
高等学校	全日制	5,326 人	7 校
	定時制	485 人	3 校
	通信制	261 人	1 校
	小計	6,072 人	11 校
中等教育学校		585 人	1 校
特別支援学校	小学部	146 人	1 校
	中学部	97 人	
	高等部	284 人	
	小計	527 人	1 校
計		102,308 人	237 園・校

(参考) 4 平成 30 年 7 月豪雨災害に係る主な対応等

(1) 被害状況

ア 概要

区 分	全・半壊	床上浸水	その他
学校施設	なし	3 園・校 (矢野幼、深川小、矢野小)	4 校 (三田小、口田中、船越中、美鈴が丘中)
その他の教育委員会 所管施設	なし	1 施設 (三田放課後児童クラブ施設)	2 施設 (青少年センター、三滝少年自然の家)

イ 学校施設の主な被害状況

区 分	主な被害状況
矢野幼稚園	園舎が床上浸水。園庭に土砂等が流入。
三田小学校	三篠川の護岸崩壊に伴い、グラウンドの一部及び遊具等が流出。
深川小学校	校舎、屋内運動場、給食場が床上浸水。グラウンドに土砂等が流入。
矢野小学校	校舎、給食場が床上浸水。グラウンド及びプールに土砂等が流入。
口田中学校	屋内運動場周辺の学校敷地に土砂等が流入。
船越中学校	テニスコート及び調整池に土砂等が流入。
美鈴が丘中学校	隣接する急傾斜地が崩壊し、グラウンドに土砂等が流入。

(2) 学校の災害応急対応

ア 臨時休業（休校）

発災翌日からの臨時休業（休校）数の推移

(単位：園・校)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	計
7 月 6 日(金)	18/19	72/142	24/63	－/11	－/1	－/1	114/237
9 日(月)	8	71	36	11	1	1	128
10 日(火)	5	22	12	2	－	－	41
11 日(水)	5	18	9	－	－	－	32
12 日(木)	4	17	9	－	－	－	30
13 日(金)	3	14	7	－	－	－	24

イ 夏季休業前倒し及び授業再開

幼稚園 2 園、小学校 10 校、中学校 4 校の計 16 園・校は、夏季休業開始前の授業再開を行わず、夏季休業を前倒しし、そのまま夏季休業に入った。このため、授業再開は夏季休業明けとなった。

区 分		夏季休業開始日		夏季休業終了日		夏季休業後の授業再開
		当初予定	変更後	当初予定	変更後	
幼	瀬野幼稚園	7/20(金)	7/17(火)	9/2(日)	8/28(火)	8/29(水)
	矢野幼稚園	7/20(金)	7/17(火)	9/2(日)	8/28(火)	8/29(水)

区 分		夏季休業開始日		夏季休業終了日		夏季休業後の授業再開
		当初予定	変更後	当初予定	変更後	
小	井原小学校	7/26(木)	7/17(火)	8/29(水)	8/19(日)	8/20(月)
	高南小学校	7/26(木)	7/17(火)	8/29(水)	8/19(日)	8/20(月)
	三田小学校	7/26(木)	7/17(火)	8/29(水)	8/19(日)	8/20(月)
	深川小学校	7/26(木)	7/17(火)	8/28(火)	8/19(日)	8/20(月)
	口田小学校	7/26(木)	7/17(火)	8/28(火)	8/19(日)	8/20(月)
	瀬野小学校	7/21(土)	7/17(火)	8/28(火)	8/19(日)	8/20(月)
	中野小学校	7/21(土)	7/18(水)	8/28(火)	8/20(月)	8/21(火)
	中野東小学校	7/24(火)	7/18(水)	8/28(火)	8/20(月)	8/21(火)
	畑賀小学校	7/21(土)	7/13(金)	8/27(月)	8/20(月)	8/21(火)
	矢野小学校	7/26(木)	7/17(火)	8/28(火)	8/22(水)	8/23(木)
中	白木中学校	7/21(土)	7/17(火)	8/28(火)	8/22(水)	8/23(木)
	高陽中学校	7/21(土)	7/18(水)	8/26(日)	8/20(月)	8/21(火)
	瀬野川東中学校	7/24(火)	7/17(火)	8/24(金)	8/19(日)	8/20(月)
	矢野中学校	7/21(土)	7/17(火)	8/26(日)	8/21(火)	8/22(水)

注 矢野幼稚園は、園舎等の復旧が間に合わなかったため、8月29日(水)の授業再開から、矢野西小学校の校舎等を一時的に使用した(11月5日(月)から自園施設を使用。)

(3) 学校施設の災害復旧

ア 予算措置(災害復旧費)

(単位: 千円)

区 分	平成 30 年度予算					平成 31 年度 (令和元年度) 予算		計
	既定予算 対応	予備費 対応	専決処分	8月 補正		当初予算		
矢野幼稚園	2,130	1,000	39,500		42,630			42,630
三田小学校	5,500	2,500			8,000	125,400	125,400	133,400
深川小学校	8,021	2,854	83,000		93,875			93,875
矢野小学校	2,395	1,000	95,000		98,395			98,395
口田中学校		6,000			6,000			6,000
船越中学校		10,000			10,000			10,000
美鈴が丘中学校		21,000			21,000	71,400	71,400	92,400
計	18,046	44,354	217,500	—	279,900	196,800	196,800	476,700

イ 復旧状況

区 分	復旧状況
矢野幼稚園	11月上旬までに園舎の復旧や土砂撤去等を終了し、同月5日(月)から自園で授業を再開。
三田小学校	9月中旬までにグラウンドの応急復旧を終了。
深川小学校	グラウンドの土砂は8月中旬までに撤去。屋内運動場の床研磨及び給食場の設備復旧は9月中旬までに完了。エレベーターを含め、9月末までに復旧完了。
矢野小学校	校舎、給食場は8月中旬までに消毒完了。9月中旬までにグラウンドの土砂を撤去し、河川境界のフェンス等を復旧。
口田中学校	7月下旬までに堆積土砂の撤去を完了。
船越中学校	11月中旬までにテニスコート及び調整池の土砂撤去を完了。
美鈴が丘中学校	11月上旬までにグラウンドの応急復旧を終了。

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 1 9 - 2 8 7
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	令和元年 9 月